

平成31年度主要事業PR版



平成31年3月20日
福島県農林水産部

目次

※ **新**：平成31年度新規事業

一新：平成30年度事業内容を見直し一部新規内容を追加して構築した事業

1 東日本大震災及び原子力災害からの復興

| | | |
|----|--|----|
| 1 | ふくしまから はじめよう。「食」と「ふるさと」新生運動推進事業【農林企画課】 | 1 |
| 2 | アグリイノベーション活用型営農モデル推進事業【農業振興課】 | 3 |
| 3 | 避難農業者経営再開支援事業【農業振興課】 | 5 |
| 4 | 一新 ふくしまの畜産復興対策事業【畜産課】 | 7 |
| 5 | 一新 自給飼料生産復活推進事業【畜産課】 | 11 |
| 6 | 一新 農林水産分野イノベーション・プロジェクト推進事業 【農林企画課、農業振興課、園芸課、畜産課】 | 13 |
| 7 | 一新 福島県営農再開支援事業【農業振興課・農業担い手課 環境保全農業課・水田畑作課・園芸課・畜産課】 | 16 |
| 8 | 原子力被災12市町村農業者支援事業【農業振興課】 | 23 |
| 9 | 放射性物質除去・低減技術開発事業【農業振興課】 | 25 |
| 10 | 被災地域農業復興総合支援事業【農業振興課】 | 27 |
| 11 | 企業農業参入サポート強化事業（復興）【農業担い手課】 | 29 |
| 12 | 農業系汚染廃棄物処理事業【環境保全農業課】 | 31 |
| 13 | 農業近代化資金融通対策事業（復興）【農業経済課】 | 33 |
| 14 | 農家経営安定資金融通対策事業（復興）【農業経済課】 | 36 |
| 15 | 水田営農再開緊急支援推進事業【水田畑作課】 | 39 |
| 16 | 東日本大震災農業生産対策事業【園芸課】 | 41 |
| 17 | 東日本大震災畜産振興対策事業【畜産課】 | 42 |
| 18 | 水産試験研究拠点整備事業【水産課】 | 43 |
| 19 | 東日本大震災漁業経営対策特別資金貸付事業【水産課】 | 45 |
| 20 | 漁業担い手「心のふれあい」促進事業【水産課】 | 47 |
| 21 | 水産物流通対策事業【水産課】 | 49 |
| 22 | 漁場復旧対策支援事業【水産課】 | 51 |
| 23 | 経営構造改善事業【水産課】 | 53 |
| 24 | 共同利用漁船等復旧支援対策事業【水産課】 | 55 |
| 25 | 復興基盤実施計画【農村計画課】 | 57 |
| 26 | 復興基盤総合整備事業【農村基盤整備課】 | 58 |
| 27 | 復興再生基盤整備事業【農村基盤整備課】 | 59 |
| 28 | 災害調査事業【農村基盤整備課】 | 60 |
| 29 | 耕地災害復旧事業【農村基盤整備課】 | 61 |

| | | |
|----|---------------------------|----|
| 30 | ため池等放射性物質対策事業【農地管理課】 | 63 |
| 31 | 一新放射性物質被害林産物処理支援事業【林業振興課】 | 64 |
| 32 | 一新森林活用新技術実証事業【林業振興課】 | 66 |
| 33 | 安全なきのこ原木等供給支援事業【林業振興課】 | 68 |

2 安全・安心な農林水産物の提供

| | | |
|----|--|-----|
| 34 | 一新インバウンドを通じたふくしま産農産物等販売促進事業【農産物流通課】 | 70 |
| 35 | 農林水産物等緊急時モニタリング事業【環境保全農業課】 | 72 |
| 36 | 第三者認証GAP取得等促進事業【環境保全農業課】 | 74 |
| 37 | ふくしまの恵み安全・安心推進事業【環境保全農業課・農産物流通課 ・水田畑作課・園芸課・水産課・林業振興課】 | 77 |
| 38 | 環境にやさしい農業拡大推進事業【環境保全農業課】 | 79 |
| 39 | 一新ふくしまプライド農林水産物販売力強化事業【農産物流通課、畜産課】 | 81 |
| 40 | ふくしまの畜産ブランド再生事業【畜産課】 | 88 |
| 41 | 福島県産農産物等販路拡大タイアップ事業【農産物流通課】 | 90 |
| 42 | ふくしまから はじめよう。元気なふくしまっ子食環境整備事業【農産物流通課】 | 92 |
| 43 | 米の全量全袋検査推進事業【水田畑作課】 | 95 |
| 44 | 肥育牛全頭安全対策推進事業【畜産課】 | 97 |
| 45 | 一新福島県産水産物競争力強化支援事業【水産課】 | 98 |
| 46 | 森林環境モニタリング調査事業【森林計画課】 | 101 |

3 農業の振興

| | | |
|----|-----------------------------------|-----|
| 47 | 一新福島大学食農学類による地方創生モデル創出事業【農林企画課】 | 103 |
| 48 | 一新ふくしま「林・農」連携モデル創出事業（農業）【農業振興課】 | 105 |
| 49 | 一新アグリふくしま革新技术加速化推進事業【農業振興課】 | 107 |
| 50 | 一新ふくしま農林水産業競争力強化に向けた重点研究事業【農業振興課】 | 109 |
| 51 | 一新ふくしまの次代を担う多様な担い手確保支援事業【農業担い手課】 | 111 |
| 52 | 一新多彩なふくしま水田農業推進事業【農業振興課、水田畑作課】 | 114 |
| 53 | 一新菜食健美ふくしま！地域特産物活用事業【園芸課】 | 117 |
| 54 | 一新「園芸王国ふくしま」グローバルリンク事業【園芸課】 | 119 |
| 55 | 一新福島大学食農学類地域課題解決実践講座設置支援事業【農林企画課】 | 121 |
| 56 | 一新スマート農業加速化実証プロジェクト事業【農業振興課】 | 123 |
| 57 | 先端技術活用による農業再生実証事業【農業振興課】 | 125 |
| 58 | 一新担い手づくり総合支援事業【農業担い手課】 | 127 |
| 59 | 企業農業参入サポート強化事業（一般）【農業担い手課】 | 129 |
| 60 | 地域農業担い手育成支援強化事業【農業担い手課】 | 131 |
| 61 | 農地利用集積対策事業【農業担い手課】 | 134 |
| 62 | 農業次世代人材投資事業【農業担い手課】 | 137 |

| | | |
|----|--|-----|
| 63 | 売れる！大豆・麦・そば魅力ある産地づくり事業【水田畑作課】 | 139 |
| 64 | 新 施設園芸産地力強化支援事業【園芸課】 | 141 |
| 65 | 産地パワーアップ事業（強い農業づくり整備事業）【園芸課】 | 143 |
| 66 | 実り豊かなふくしまの産地整備事業（実り豊かなふくしまの産地支援事業）【園芸課】 | 145 |
| 67 | 国庫活用型園芸産地育成事業（実り豊かなふくしまの産地支援事業）【園芸課】 | 147 |
| 68 | 畜産競争力強化対策整備事業【畜産課】 | 149 |
| 69 | 農村環境整備事業実施計画費【農村計画課】 | 151 |
| 70 | 新 遊休農地活用促進総合対策事業【農村振興課】 | 152 |
| 71 | 新 経営体育成基盤整備事業 等【農村基盤整備課】 | 154 |
| 72 | 新 県単基幹水利施設ストックマネジメント事業 等【農村基盤整備課】 | 155 |

4 林業・木材産業の振興

| | | |
|----|---|-----|
| 73 | 新 ふくしま「林・農」連携モデル創出事業（林業）【森林計画課】 | 156 |
| 74 | 新 ふくしま県産材競争力強化支援事業【林業振興課】 | 158 |
| 75 | 新 福のしま「きのこの里づくり」事業【林業振興課】 | 160 |
| 76 | 森林情報（GIS）活用推進事業（森林環境適正管理事業）【森林計画課】 | 162 |
| 77 | 森林環境情報発信事業（ふくしまから はじめよう。森林とのきずな事業）【森林計画課】 | 164 |
| 78 | 森林情報活用路網整備推進事業【森林整備課】 | 166 |
| 79 | ふくしま森林再生事業【森林整備課】 | 168 |
| 80 | 広葉樹林再生事業【森林整備課】 | 170 |

5 水産業の振興

| | | |
|----|----------------------------------|-----|
| 81 | 新 ふくしま水産バリューチェーン推進事業【水産課】 | 172 |
| 82 | 先端技術活用による水産業再生実証事業【農業振興課、水産課】 | 174 |
| 83 | 栽培漁業振興対策事業【水産課】 | 176 |
| 84 | さけ資源増殖事業【水産課】 | 178 |

6 魅力ある農山漁村の形成

| | | |
|----|--------------------------------------|-----|
| 85 | 新 鳥獣被害対策強化事業【環境保全農業課】 | 180 |
| 86 | 新 ふくしま地域産業6次化戦略促進支援事業【農産物流通課】 | 183 |
| 87 | 新 地域をつなぐ農村交流活動事業【農村振興課】 | 185 |
| 88 | 中山間地農業ルネッサンス推進事業（農業普及）【農業振興課】 | 187 |
| 89 | 地域の力で進める！鳥獣被害対策事業【環境保全農業課】 | 189 |
| 90 | 中山間地農業ルネッサンス推進事業（農村振興）【農村振興課】 | 192 |
| 91 | ため池等整備事業 等【農村基盤整備課】 | 193 |
| 92 | 震災対策農業水利施設整備事業【農村基盤整備課】 | 194 |
| 93 | 県管理施設維持管理事業【農村基盤整備課】 | 195 |
| 94 | 海岸保全施設整備事業【農村基盤整備課】 | 196 |

| | | |
|----|------------------------------|-----|
| 95 | 新 基幹水利施設管理事業 等【農地管理課】 | 197 |
| 96 | 農業水利施設保全合理化事業【農地管理課】 | 198 |
| 97 | 治山事業（一般治山事業）【森林保全課】 | 199 |
| 98 | 治山災害復旧事業（過年災）【森林保全課】 | 201 |
| 99 | 治山事業（海岸防災林造成事業）【森林保全課】 | 203 |

7 自然・環境との共生

| | | |
|-----|------------------------|-----|
| 100 | ふくしま植樹祭開催事業【森林保全課】 | 205 |
| 101 | 環境保全型農業直接支払事業【環境保全農業課】 | 207 |
| 102 | 中山間地域等直接支払事業【農村振興課】 | 209 |
| 103 | 多面的機能支払事業【農村振興課】 | 210 |

ふくしまから はじめよう。「食」と「ふるさと」新生運動推進事業（継続）

1 趣 旨

「ふくしま農林水産業新生プラン」のめざす姿の実現に向けて、生産者自らの積極的な取組はもとより、生産から流通・消費に至る様々な立場の組織・団体等が一体となり、相互に連携しながら「ふくしまから はじめよう。『食』と『ふるさと』新生運動」を展開する。

2 事業内容

(1) 「食」と「ふるさと」新生運動推進本部の運営

推進本部総会、幹事会及び地方推進本部総会を開催し、運動の推進に関する基本的な事項や事業計画の策定、構成団体間の情報共有を行い、構成団体等の効果的な事業の実施を図る。

(2) 農林水産業再生セミナーの開催

農林漁業者の復興・再生に向けた意欲向上に資するため、夢の持てる農林水産業の実現に向けた新たな農林水産業の姿を提案するセミナーを開催する。

3 事業実施主体 県

4 予算額 1,023千円

5 補助率 ー

6 事業実施期間 平成26年度～平成32年度

【担当課：農林企画課 024-521-7319】

ふくしまからはじめよう。「食」と「ふるさと」新生運動推進事業



ふくしま農林水産業新生プラン（平成25年3月策定）基本目標「いのちを支え 未来につなぐ 新生ふくしまの『食』と『ふるさと』」

プランの目指す姿の実現に向けて

〈本部設置・運動目標〉

本県農林水産業・農村漁村が**複合災害から復興・再生を成し遂げ**、次世代に引き継ぐ豊かで魅力ある農林水産業・農村漁村を創造

ふくしまからはじめよう。「食」と「ふるさと」新生運動（平成25年10月5日推進本部設立）

〈推進本部の構成員（31構成機関・団体）〉

生産：JA中央会等 商工：商工会議所連合会等 流通：生活協同組合連合会等 消費者：消費者団体連絡協議会等 行政：県・市町村・国

〈行動理念〉

生産者自らの積極的な取組はもとより、生産から流通・消費に至る様々な立場の組織・団体等が一体となり、その思いと力を一つにして取り組む運動を展開

〈推進本部の重点取組事項〉

- ①食の安全・安心 ②運動生産再生運動 ③風評払拭・消費拡大運動 ④情報発信運動

重点取組事項

食の安全・安心運動

- 安全対策の徹底による食の安全確保
- 消費者の安心感の醸成

風評払拭・消費拡大運動

- 消費者の理解促進
- 地産地消等による消費拡大と食育の推進

情報発信運動

- 県内外への情報発信
- 世界へ向けた情報発信

生産再生運動

- 力強い農林水産業の生産体制の確立
- ふくしまブランドの回復・強化

県産農林水産物安全・安心実感ツアー（H26～28）



■ 食の安全・安心運動

- 県産農林水産物安全・安心実感ツアー実施
- 消費者対象イベントにおけるPR活動

H29セミナー（テーマ GI）



■ 生産再生運動

- 農林水産業再生セミナー
- がんばる農林漁業者事例集の発行

■ 情報発信運動

- ICTを活用した情報発信（メルマガ、LINE、クックパッド等）
- プロモーション映像の制作・公開

〈目標〉

農林水産業・農山漁村の東日本大震災及び原子力災害からの復興・再生



H26～29食の祭典『おいしい ふくしま いただきます!』フェスティバル

31年度の予算の考え方

〈新生運動の更なる効果的な展開〉

- 復興に向けた各団体等の取組情報共有・連携
- 復興・創生期間後を見据えた農林水産業の提案

【予算】

1,023千円

アグリイノベーション活用型営農モデル推進事業（継続）

1 趣 旨

被災地域において、意欲ある農業法人や企業等が、農林水産分野イノベーション・プロジェクトの成果（ロボット技術、ICT等の先進技術活用による営農モデル提案等）を導入するとともに、業務需要等の新たな流通・販売を取り入れた生産性の高い営農モデルの実践を支援し、被災地域における営農再開と雇用を促進する。

2 事業内容

(1) イノベーション活用型営農モデル支援事業

被災地域において、農業法人・企業等が関係民間企業等と共同で作成する事業計画に沿って、ICT等の先進技術、機械化体系等の低コスト生産体技術の導入と併せて、カット・冷凍等の業務需要等の新たな流通・販売体系の確立などの営農モデルを実践するために必要となる機械・施設・資材の導入や、技術者及び栽培者の確保等を支援する。

(2) イノベーション活用型営農モデル連携体制構築事業

イノベーション営農モデル実践支援事業の効果的な実施（営農モデルの提案公募・選定、営農モデル実践計画策定支援、営農モデル実践支援等）、実施結果の普及啓発活動（検討会・研修会の開催、実践成果を活用した農業関連企業の誘致等）を実施する。

3 事業実施主体 (1) 農業法人、企業等、(2) 県

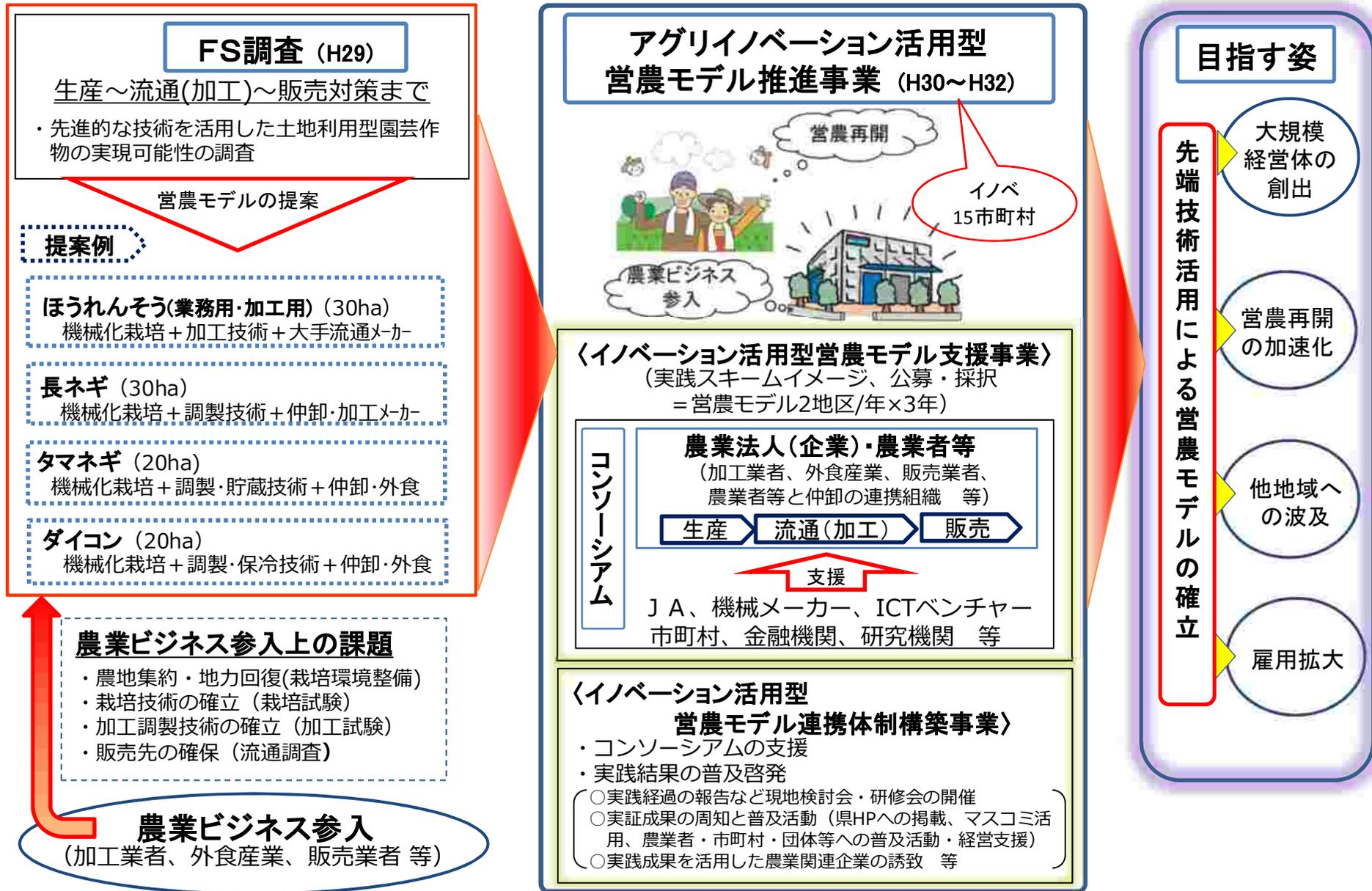
4 予算額 40,600千円

5 補助率 (1) 定額、(2) -

6 事業実施期間 平成30年度～平成32年度

【担当課：農業振興課 024-521-7344】

H31年度事業費 40,600千円



避難農業者経営再開支援事業（継続）

1 趣 旨

原子力被災12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村。）から避難を余儀なくされた農業者の避難先や移住先における農業経営の再開を支援することによって、避難農業者の生活再建を図る。

2 事業内容

避難農業者が原子力被災12市町村外（県外を含む。）の避難先や移住先で農業経営を開始する際に必要な農業用機械、施設等の導入等と、避難元市町村が避難農業者の農業経営の開始に向けて、各種調整等に要する事務経費を支援する。

3 事業実施主体 避難農業者（※直近の事業年度にかかる農産物の販売金額が、被災前と比べて50パーセント以下である者）

4 予 算 額 58,943千円

5 補 助 率 (1) 経営再開支援補助金 1/3以内
ただし、帰還困難区域等農業者が将来原子力被災12市町村で農業経営を再開する意志がある場合は、3/4以内

(2) 市町村事務費 定額

6 事業実施期間 平成29年度～平成32年度

【担当課：農業振興課 024-521-7344】

- 原子力被災12市町村農業者の生活再建を図るため、原子力被災12市町村外（県外を含む）の移住先や避難先における農業経営の再開に必要な機械・施設の導入等を支援

現状と課題

長期にわたる避難生活や帰還困難区域の取扱い方針の決定（H28.8.31）等により、**当面、地元への帰還の見通しが立てられない状況**

避難の長期化、営農意欲の減退等により今なお、就業に至っていない避難農業者がいることから、**生活再建を後押しする支援策が必要**

避難農業者から営農再開に向けた支援策として、最も多い要望は、避難に伴い使用できなくなった**農業用機械・施設等の再整備に対する支援**

当面、帰還等の見通しがたたない避難農業者が、避難先等で農業経営を再開する際に必要な機械・施設の導入等を支援

避難農業者経営再開支援事業

①事業の目的

原子力災害により避難を余儀なくされている農業者の営農意欲を高め、移住先、避難先における農業経営の再開を支援することで、原子力被災12市町村農業者の早期の生活再建を図る。

②事業の内容

- ・ 原子力被災12市町村農業者が、当該市町村外（県外を含む）の移住先、避難先で農業経営を再開する際に必要となる農業用機械・施設の導入等に要する経費を支援する。
- ・ 避難元市町村が避難農業者の営農再開に向けて、各種調整等に要する経費を支援する。

③事業実施主体

避難元市町村（原子力被災12市町村）

助成対象者：原子力被災12市町村外（県外を含む）の移住先、避難先で営農を再開する原子力被災12市町村農業者
【平成31年度補助対象件数：11件（想定）】

④対象経費

- ・ 農業用機械・家畜等の導入
- ・ 生産施設等の整備 など

⑤補助額

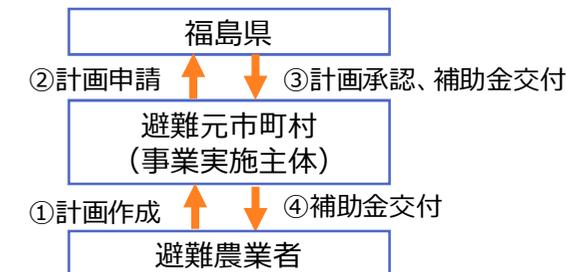
【経営再開支援補助金】（補助対象経費の上限額：10,000千円）

| 補助率※ | 帰還困難区域内 農業者 | 帰還困難区域外 農業者 |
|---------------|----------------|----------------|
| 将来帰還する意向がある場合 | 3/4以内 | 1/3以内 |
| 〃 ない場合 | 1/3以内 | |

※「福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金」（商工業者向け）と同じ補助率

【市町村事務費】
定額

⑥事業の流れ



ふくしまの畜産復興対策事業（一部新規）

1 趣 旨

東日本大震災及び原発事故の影響により大きな被害を受けた本県畜産業の復興を図るため、生産、風評払拭及び経営安定の対策を一体的に支援する。

2 事業内容

- (1) 酪農担い手育成・確保対策事業
次代を担う酪農後継者の経営・技術の資質向上に資するため、県内全域の酪農後継者が組織する団体等が行う牛群検定実践研修会等の開催経費に補助金を交付する。
- (2) 畜産産地再生支援事業
畜産産出額の拡大及び雇用の創出を推進するため、企業や市町村への訪問活動及び調査活動を行い、畜産企業の新規参入および営農再開を積極的に働きかける。
- (3) 法人化・共同化農場増頭対策事業
法人化または作業共同化等により酪農生産基盤強化を図る経営体に、乳用牛の導入経費または自家保留経費の補助を行い飼養頭数の増加を図り、県産牛乳生産量を確保する。
- (4) 福島牛改良基盤再生事業
福島牛の能力と品質を向上させ、風評に負けないブランド力の強化を図るため、先端技術であるゲノミック評価を活用し優秀な県産種雄牛の造成を目指すとともに、遺伝的多様性の向上に向け特色ある系統の繁殖雌牛導入を支援する。
- (5) 未来の畜産創生事業（新規）
肉用牛の生産基盤を早急に回復させるため、肉用牛一貫経営への転換等による肉用牛の生産基盤を回復させる取組等の支援や、新技術に対する支援を行い地域一体的な所得向上を目指す。

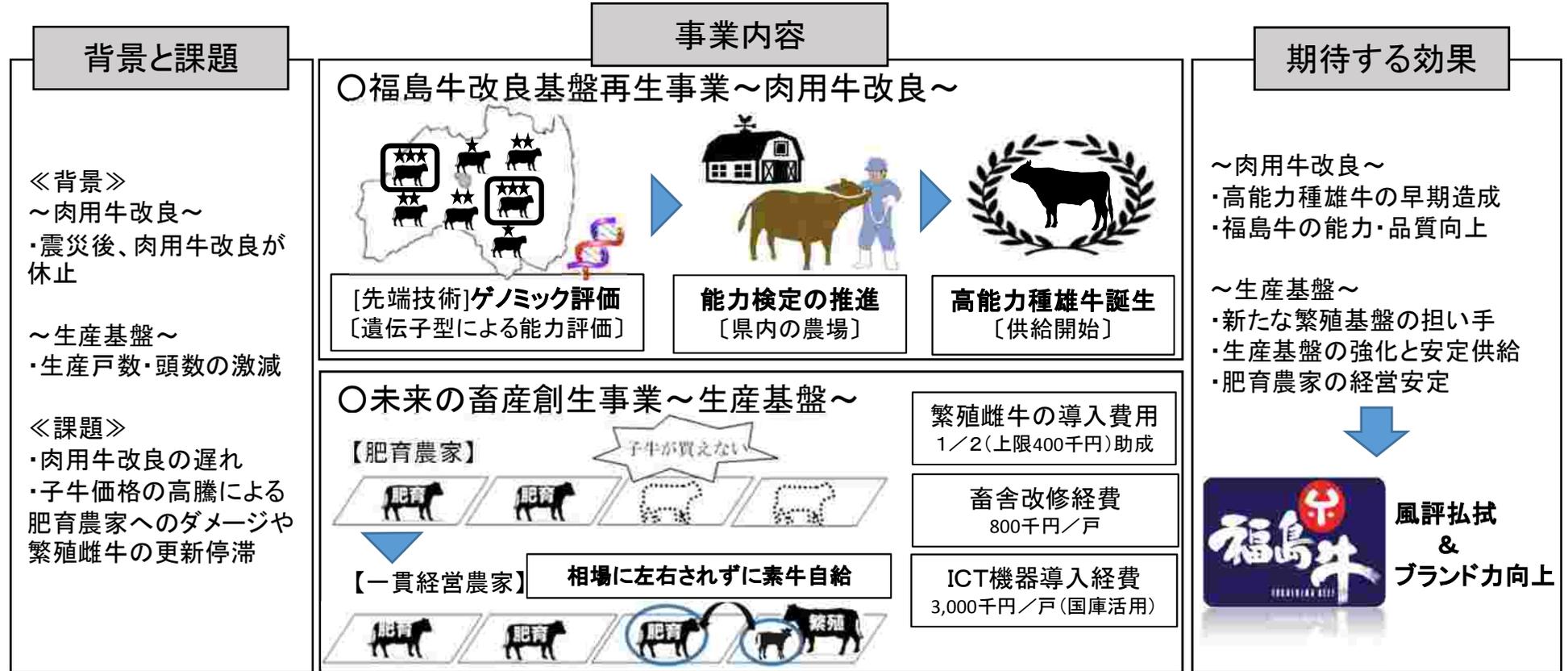
- 3 事業実施主体
- 2の(1) 福島県酪農青年研究連盟等
 - 2の(2) 県
 - 2の(3) 福島県酪農業協同組合、全国農業協同組合連合会福島県本部等
 - 2の(4) 県(委託先:公益社団法人全国和牛登録協会福島県支部)、全国農業協同組合連合会福島県本部等
 - 2の(5) 全国農業協同組合連合会福島県本部等(一貫経営に取り組む肥育農家)
- 4 予 算 額
- 142,646千円
- 5 補 助 率
- 定額、1/2以内
- 6 事業実施期間
- 2の(1) 平成29年度～平成31年度
 - 2の(2) 平成29年度～平成32年度
 - 2の(3) 平成29年度～平成32年度
 - 2の(4) 平成30年度～平成32年度
 - 2の(5) 平成31年度～平成32年度

【担当課:畜産課 024-521-7365】

【肉用牛】ふくしまの畜産復興対策事業

平成31年度事業
事業費：65,796千円

震災と原発事故で休止していた肉用牛改良を再開し、ブランド回復・風評払拭を図るとともに、一貫経営の推進による生産体制の改革により、減少した生産基盤の回復を図る

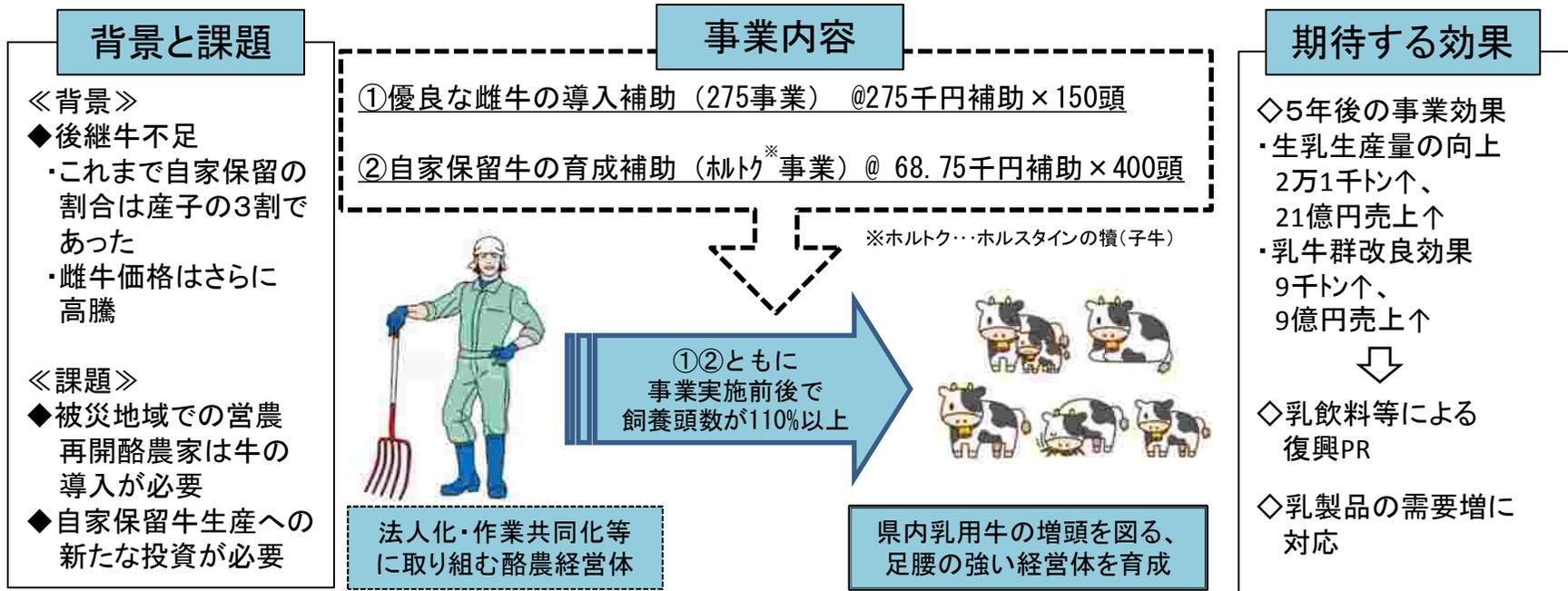


| | H30 | H31 | H32 | (H33) | (H34) |
|-------------|---------|--|---|-------------------------------|---|
| 福島牛改良基盤再生事業 | 種雄牛候補生産 | 候補牛育成 調査牛生産  | 調査牛育成  | 能力検定 | 能力検定 種雄牛選抜  |
| 未来の畜産創生事業 | | 【肥育→一貫経営】 繁殖雌牛の導入 | 【肥育→一貫経営】 繁殖雌牛の導入 子牛の増加 | 【一貫経営の増加】 繁殖雌牛の増加 子牛の増加 | 【一貫経営の増加】 繁殖雌牛の増加 子牛の増加 |

【酪農】法人化・共同化農場増頭対策事業

H30～32：事業費68,750千円

「生乳生産用の牛（ホルスタイン種・ジャージー種）の増頭」と「経営体の法人化または農作業の共同化」を条件に、「初妊牛の購入」及び「自家保留牛の生産」の双方を応援し、酪農生産基盤を強化する補助事業です。



| | 事業内容 (メニュー) | H30 | H31 | H32 | H33 | H34 | |
|---------|------------------------------|----------------------|--------------|-------------------------|--------------|--------|--------|
| 事業の年次変化 | 【H30年度】 初妊牛導入経費の補助 | 優良雌牛導入補助 | 導入 生乳生産拡大 | 生乳生産拡大 | 生乳生産拡大 | 生乳生産拡大 | 生乳生産拡大 |
| | 【H31年度】 初妊牛導入及び自家保留への経費補助 | 優良雌牛導入補助 自家保留経費補助 | | 導入 生乳生産拡大 出生&自家保留 | 生乳生産拡大 育成 | 生乳生産拡大 | 生乳生産拡大 |

自給飼料生産復活推進事業（一部新規）

1 趣 旨

原発事故以降、本県の畜産経営は自給飼料の生産・利用が大きく制限されている自給飼料の生産体制の再構築や、放牧を再開する取組を支援し、良質で低コストな自給飼料生産体制を確立する。

2 事業内容

(1) 地域自給飼料増産支援

ア 地域飼料生産組織協議会等の設置

地域が一体となって飼料生産組織等を活用し、良質で低コストな自給飼料生産体制を構築する取組を支援する。

イ 新技術の導入支援

より低コストで良質な飼料生産のために新技術や新品種等の導入を検討する費用について助成する。

ウ TMRセンター設立支援

飼養規模拡大や労働力不足対策としてTMRセンターを設立する取組を支援する。

(2) 放牧再開支援

安全な放牧技術の普及のため、除染済みの水田や放牧地において放牧再開モデル実証ほを設置する。

3 事業実施主体 市町村、農業協同組合、協議会等

4 予算額 5, 894千円

5 補助率 定額

6 事業実施期間 平成30年度～平成31年度

【担当課：畜産課 024-521-7364】

良質で低コストな自給飼料生産支援事業

総事業費 11,788千円 (H30～31)
H31事業費 5,894千円

飼料生産基盤は、担い手の減少と原発事故が相まって脆弱化した。一方、各地域においては、自給飼料生産の外部化や効率化を目指した結果、さらには、水田転作として稲WCS等の飼料作物作付拡大に伴い、飼料生産組織が急増している。今後は土木会社等の異種参入を促し、その所有機械を活用するとともに、新技術やICT活用により組織の機能高度化を図り組織同士の相互連携を強化し、地域一体で良質で低コストな自給飼料生産体制を確立する。また、TMRセンター※への進展を支援し、自給飼料飼料生産基盤を強化する。さらに、放牧地の利用再開により、耕作放棄地解消や牛飼養管理に係る労力軽減につなげる。(※TMRセンター：混合飼料生産を受託する組織等)

1 地域自給飼料増産支援

市町村、JA、畜産農家、飼料生産組織等で構成される協議会等が策定する自給飼料増産計画に基づく取組を支援

①協議会設立支援

・内容：地域における飼料増産計画の策定
異業種を含めた所有機械の把握

・補助率：定額 (ただし上限200千円/事業実施主体) 以内
作付品目・面積、作業割当、作業マップ作成 等

②新技術等の導入支援

・内容：不耕起播種機やドローン等を用いた省力化の検討
ICTを活用したほ場管理システムの導入の検討
奨励品種、高収量品種の栽培実証 等

・補助率：定額 (ただし上限1,560千円/事業実施主体以内)

③TMRセンター設立の検討

・内容：意向調査、先進地研修 等

・補助率：定額 (ただし上限200千円/事業実施主体以内)

※①～③の2つまで選択可能。②の取組は必須。
(上限1,760千円/事業実施主体以内)

2 (新)放牧再開支援

除染済みの水田や放牧地を利用した安全な放牧技術の普及にむけた放牧再開モデル実証ほの設置

①水田放牧モデル実証

・補助率：定額 (ただし上限986千円/事業実施主体以内)
・所要額：986千円 (986千円 × 1事業実施主体)

②一般放牧再開モデル実証

・補助率：定額 (ただし上限699千円/事業実施主体以内)
・所要額：1,388千円 (699千円 × 2事業実施主体)

(参考) 耕起困難牧草地等利用再開技術確立調査事業

水田放牧試験：H28～30年度 田村市都路地区、飯舘村
一般放牧試験：H28～30年度 飯舘村
→安全な放牧技術の確立



地域の創意工夫による良質で低コストな自給飼料生産の回復(増産)



農林水産分野イノベーション・プロジェクト推進事業（一部新規）

1 趣 旨

浜通り地域等の農林水産業の復興再生を図るため、先進的な農林水産業を全国に先駆けて実践するのに必要な、ICTやロボット技術などの開発・実証を進めるとともに、先端技術や新たな情報を発信するセミナー等を開催する。

2 事業内容

- (1) 除染後農地の地力の見える化事業
表土削り取り除染後の土壌の物理化学性、放射性物質濃度の「見える化」技術を活用した地力改善技術の開発を目指した実証研究を行う。
- (2) 高解像度衛星による水稻管理技術開発事業
営農再開地域の水稻栽培において、衛星画像を活用した、生育、食味及び病害虫発生状況等の判断技術を開発する。
- (3) 野菜収穫ロボット開発実証事業
ブロッコリーを自動収穫するための機械の開発・実証を行う。
- (4) ICT活用による和牛肥育管理技術開発事業
適切な時期・状態での早期出荷等を図るため、生体から、と畜され枝肉となった際の肉質を推定する技術を開発する。
- (5) 先端農林水産業技術普及啓発事業
ICTやロボット技術等作業の省力化を図りながら、規模拡大を実現できる、農林水産業の各種先端技術を紹介するとともに、実際に見て触れる体験型の展示会を開催する。

3 事業実施主体

- 2の(1)、(2)、(4) 県、大学等、民間企業等によるコンソーシアム
- 2の(3) 県、民間企業によるコンソーシアム
- 2の(5) 県

| | |
|----------|-------------------------------------|
| 4 予 算 額 | 126,005千円 |
| 5 補 助 率 | 2の(1)、(2)、(3)、(4) … 定額 2の(5) … - |
| 6 事業実施期間 | 平成28年度～平成32年度 |

| | |
|-----------|--------------|
| 担当課：農林企画課 | 024-521-8027 |
| 農業振興課 | 024-521-7336 |
| 園芸課 | 024-521-7355 |
| 畜産課 | 024-521-7365 |

農林水産分野イノベーション・プロジェクト推進事業

【平成30年4月認定】

重点推進計画における「農林水産分野」

拠点の整備及び研究開発の推進に関する取組

先端技術等の導入による新しい農業の推進

- 水稻の超省力・大規模生産の推進
- 新たな土地利用型農業モデル構築
- 環境制御型施設園芸モデルの構築
- 「見せる農業」としての花きの振興
- 大規模繁殖農場共同経営モデルの構築

県産材の新たな需要創出

水産研究の拠点整備による新たな水産業の確立

浜地域農業再生研究センター等における研究開発

農林水産分野における技術開発・実用化の推進

農林水産業の成長産業化の推進

農林水産業の再開支援

民間企業等の参入促進

県産材の需要創出と生産基盤の整備

新たな水産業を実現するための技術開発

農林水産分野における技術開発・実用化の推進

先端技術情報等の発信等による技術の普及

研究開発実証

農林水産分野イノベーション・プロジェクト推進事業



除染後農地の地力の見える化事業



新

ICT活用による和牛肥育
管理技術開発事業



高解像度衛星による
水稻管理技術開発事業



野菜収穫ロボット開発実証事業



先端農林水産業技術普及啓発事業

～H30まで事業完了



ロボットトラクタ・除草ロボット



管理システム



苗木ロボット



水田除草ロボ



アシストスーツ

開発技術の導入促進

他の先端技術の
導入促進

各種事業を活用し、技術の普及・導入を図り、農林水産業の成長産業化

- ・ 被災地域農業復興総合支援事業(施設の整備等)
- ・ ふくしまアグリイノベーション実証事業(先端技術の実証)
- ・ 原子力被災12市町村農業者支援事業(個人農家への支援)

福島県営農再開支援事業（一部新規）

1 趣 旨

原発事故により、農作物等の生産断念を余儀なくされた避難区域等においては、営農再開に向けた環境が整っていないことから、農業者が帰還して、安心して営農再開できることを目的として行う一連の取組を支援する。

2 事業内容

(1) 除染後農地等の保全管理

原則、除染作業が完了した農地のうち、将来、営農が再開される見込みのある農地であって、営農が再開されるまでの間、当該農地における除草等の保全管理、地力増進作物の作付や肥料・土壌改良資材の施用等の土づくり、営農再開に必要な農道及び用水路等の除草、清掃及び補修の取組を支援する。

(2) 鳥獣被害防止緊急対策

避難地域等の営農再開に向けて阻害要因となる野生鳥獣対策のため、被害防止活動の実施や被害防止施設の整備などの取組を支援する。

(3) 放れ畜対策

東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20km圏内で放れ畜となった牛等について、営農再開や帰還の支障となっているものの捕獲に向けた柵等の整備、捕獲、マーキング等の作業等を実施する。

(4) 営農再開に向けた作付・飼養実証

ア 稲の実証栽培

平成30年産稲の作付再開準備区域等において、区域内に農地を有する農家等が帰還後に安心して水稻栽培を再開できる技術体系を実証する取組を支援する。

イ 野菜等の出荷等制限解除

避難指示解除準備区域等において、ホウレンソウ等の非結球性葉菜類、キャベツ等の結球性葉菜類、ブロッコリー等のアブラナ科花蕾類、カブ等の出荷制限等の解除に向けた実証栽培を行う。

ウ 野菜、花き及び飼料作物の実証栽培

避難指示解除準備区域等において、野菜、花き及び飼料作物の営農再開に向け、収量・品質を確保する栽培管理等の手法を実施するための取組を支援する。

エ 家畜の飼養実証

地域畜産の営農再開に向けて、安全な畜産物が生産出来ることを確認するための乳牛及び肉用牛の飼養実証に必要な経費を支援する。

オ 実証研究

避難区域等において、農業者の営農再開に対する不安を払拭することで地域の営農再開等を進めるため、県が地域の協力のもと、営農再開を希望する現地ほ場において、既存研究成果等を活用した実証栽培を行う。

(5) 避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援

避難指示の解除や除染の終了等により営農再開が可能となった農地のうち、避難からすぐに帰還しない農家の農地等を作業受託組織等が一時的に水稻、大豆、飼料作物などを栽培して管理耕作する場合に必要な農業機械の導入等を支援する。

(6) 放射性物質の交差汚染防止対策

放射性物質が付着した籾すり機等を使用することにより、農産物が放射性物質に汚染されること防止するため、交差汚染防止対策の実施・指導に係る取組や籾すり機等のとも洗いに係る経費を支援する。

(7) 新たな農業への転換支援

土地利用型作物における大規模で効率的な生産体制構築のための大区画化・組織的経営による営農再開の取組や園芸作物における新たな栽培方法・品目への転換による営農再開の取組を支援する。

(8) 水稻の作付再開支援

除染が終了した水田のうち、次年度に作付が再開される見込みの水田について、水稻の作付再開に必要な耕盤再形成や均平化のための代かき、獣害により損傷を受けた畦畔の修復に係る取組を支援する。

(9) 除染後農地の地力回復支援

ア 堆肥・酸度矯正資材の施用による地力回復

除染特別地域で表土剥ぎによる除染を実施したほ場におけるたい肥等の調達経費・散布経費等を支援する。

イ 大型機械による深耕

除染特別地域で表土剥ぎによる除染を実施したほ場における大型機械による深耕を行うための経費を支援する。

(10) 地域営農再開ビジョン策定支援

避難指示区域等の営農再開に向けて、農業者の意向把握、担い手の再編、農地の集積など地域営農の展望（ビジョン）を総合的に検討するための取組を支援する。

(11) (新) 先端技術等を活用した大規模な営農再開拠点構築に向けた支援

ア 大規模な営農再開拠点の構築

農業生産法人等が、市町村、農業協同組合、機械メーカー及び流通事業者等と連携し、大規模な営農営農再開拠点を構築するための先端技術の実装、新規作物の導入、管理耕作等の取組を支援する。

イ 大規模な営農再開拠点の構築体制の推進

アの成果の普及・啓発活動を実施する。

(12) 放射性物質の吸収抑制対策

土壌等に蓄積した放射性物質の農作物への移行の低減を図るため、カリ質肥料等の施用、低吸収品目・品種等への転換、果樹等の改植・剪定、反転耕・深耕の対策を支援する。

(13) 放射性物質の吸収抑制対策の効果的な実施体制の整備

放射性物質の吸収抑制対策等を効果的に実施するため、土壌・農産物等の分析、カリ散布状況等を記載した台帳の整備や現地調査の実施などの取組を支援する。

(14) 特認事業

原子力発電所事故によって中止を余儀なくされた農産物生産の再開及び出荷制限等の解除への取組を阻害する課題に迅速に対応するための取組を支援する。

ア 営農再開に向けた復興組合支援

復興組合等が営農再開に向けた農地の保全管理等の事業に取り組む際に必要となる経費を支援する。

イ 稲作生産環境再生対策

作付中止期間に獣害により損傷した畦畔等の修復や追加的に必要となった雑草等の防除のほか、避難区域等以外の地域における交差汚染を防止するための耙すり機等のとも洗いなどの取組を支援する。

ウ 農業者の安全管理支援

農業者が安心して営農できるよう、放射線に関する健康講座を開催し、農業者の安全管理を支援する。

エ 斑点米対策

カメムシ類による斑点米の被害に対応するため、色彩選別機のリース経費を支援する。

オ 作付再開水田の漏水対策

長期間にわたって水稻の作付を休止した水田における作付再開を円滑に推進するため、通常の営農活動に追加して行う漏水対策を支援する。

カ 「たらのめ」生産再開支援

避難地域等において管理を再開した「たらのき」園地における追加的防除及び改植を支援する。

キ 作付再開に伴う水稻苗の供給支援

米全量生産出荷管理等の対象区域において、水稻苗の育苗を他市町村で行う場合、生産した苗の区域内への輸送に必要な掛かり増し経費を支援する。

ク 避難指示解除区域における飼料生産供給対策

避難指示解除区域で除染後農地を活用した飼料作物の作付と、生産された飼料の県内流通に必要な供給体制の整備、飼料分析等を支援する。

ケ 除染後牧草の品質・生産性回復対策

原発事故後に除染と吸収抑制対策（カリ質肥料の散布）を実施した牧草地を対象として、土壌分析結果に基づく苦土石灰の施用を支援する。

コ 有害鳥獣生息状況調査に基づく被害防止対策パッケージ実施支援

県が市町村と連携し、イノシシ、ニホンザル等の生息状況等の把握などにより、対象地域内の状況を踏まえた総合的な対策を講じる体制整備を支援する。

サ 集落単位等で農地を作付管理する地域への支援

集落ぐるみでの地域営農の再構築を図るため、実践モデルほ場の設置や農業用機械のリース導入、農地の作付管理等を支援する。

シ 避難区域等における農業者等の確保支援

避難区域等における新規就農や企業参入等の実現可能性を把握し、地域営農再開ビジョン等へ反映していくため、活用可能な支援策等の調査、就農・参入モデルの策定、就農・参入上の課題・要望調査、地域の受け入れ体制の調査、各種調査結果や情報等のプラットフォームの構築の取組を支援する。

ス （新）担い手への農地集積に向けた準備への支援

地域営農再開ビジョン等により担い手への農地集積が見込まれる農地について、当該農地における除草等の荒廃防止、地力増進作物の作付や肥料・土壌改良資材の施用等の土づくり、営農再開に必要な不可欠な農道及び用水路等の除草、清掃及び補修の取組を支援する。

- 3 事業実施主体
- (1)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)、(12) 市町村、農業協同組合、農業者団体等
 - (2) 市町村、協議会等
 - (3) 県
 - (4) のイ、オ 県
 - (4) のア、ウ、エ 市町村、農業協同組合、農業者団体等

- (10) 市町村、農業協同組合、協議会等
- (11) のア 農業法人、農業協同組合等
- (11) のイ 県
- (13) 県、市町村、農業協同組合等
- (14) のア、エ、ク 農業協同組合、農業者団体等
- (14) のイ、オ、カ、ケ、シ、ス 市町村、農業協同組合、農業者団体等
- (14) のウ、コ 県
- (14) のキ 市町村、農業協同組合等
- (14) のサ 農業者団体等

- 4 予 算 額 5, 2 7 2, 9 8 4千円
- 5 補 助 率 定額、1／2以内等
- 6 事業実施期間 平成24年度～平成32年度

【担当課：農業振興課 024-521-7344】

福島県営農再開支援事業の実施イメージ

平成31年1月 農業振興課

| | 第1段階(農地の保安全管理) | 第2段階(作物の作付実証) | 第3段階(営農再開) |
|-------------|--|--|---|
| 農地保安全管理支援対策 | <ul style="list-style-type: none"> ● 除染後農地の保安全管理 <ul style="list-style-type: none"> ・除草・地力増進作物の作付 等 ● 除染後農地の地力回復対策 <ul style="list-style-type: none"> ・堆肥等調達、運搬・散布、客土材分析経費 等 ・深耕に要する大型機械レンタル、雇用労賃等 ◎ 営農再開に向けた復興組合支援 <ul style="list-style-type: none"> ・保安全管理等に取り組む復興組合の運営事務経費 |  | <ul style="list-style-type: none"> ● 避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・避難農業者に代わり耕作するための管理費 ◎ 集落等单位で農地を作付管理する地域への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・座談会、実践モデル圃場の設置、検討会等 |
| | | | ◎ 農業者の安全管理支援(農業者を対象とした健康講座) |
| 作付再開支援対策 | <p>基本事業: ● 特認事業: ◎</p> <p>【新】:平成30年度新規事業メニュー</p> <p>【留意事項】</p> <p>※実施時期は、図のパターンには限りませんので、事業実施に際しては個別に農林事務所にご相談ください。</p> <p>※本表のメニュー、事業対象経費、要件等は別途、要領にて確認をお願いします。</p>  | <ul style="list-style-type: none"> ● 営農再開に向けた作付・飼養実証 <ul style="list-style-type: none"> ・米・野菜・花き・飼料作物等の作付実証 等 ・乳牛、肉用牛の飼養実証 ・県による展示ほの設置、現地検討会 等 ● 水稻の作付再開支援 <ul style="list-style-type: none"> ・通常営農に追加して実施する耕盤再形成のための代かき ・獣害により損傷を受けた畦畔の修復 等 ◎ 稲作生産環境再生対策 <ul style="list-style-type: none"> ・作付再開等水田における畦畔修復 ◎ 作付再開水田の漏水対策 <ul style="list-style-type: none"> ・通常の営農に追加して実施する漏水対策経費 ● 放射性物質の交差汚染防止対策 <ul style="list-style-type: none"> ・籾すり機等の「とも洗い」経費、玄米・大豆処分経費 ● (新)先端技術等を活用した大規模な営農再開拠点構築に向けた支援 <ul style="list-style-type: none"> ・大規模営農再開拠点構築のための先端技術の実装、新規作物の導入、管理耕作等 | <ul style="list-style-type: none"> ● 放射性物質の吸収抑制対策 <ul style="list-style-type: none"> ・吸収抑制資材の施用、低吸収品目・品種等への転換 等 ● 放射性物質の吸収抑制対策の効果的な実施体制の整備(農産物等の分析、訪問指導等に係る経費) ◎ 稲作生産環境体制対策※再掲 <ul style="list-style-type: none"> ・作付再開水田における追加して行う雑草、病虫害防除費 ◎ 斑点米対策(色彩選別機のリース費用) ◎ 水稻苗の供給支援(他市町村からの苗の輸送費) ● 新たな農業への転換(農業用機械・施設のリース、土地利用型作物の大区画化整地費用、園芸作物で新たに必要) ◎ 飼料生産供給対策 <ul style="list-style-type: none"> ・広域流通のための体制整備費、飼料分析経費 ◎ 除染後牧草の品質・生産性回復対策 <ul style="list-style-type: none"> ・石灰資材の購入経費 ◎ 「たらのめ」生産再開支援(追加防除経費 等) |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 被害防止対策パッケージ実施体制整備支援 <ul style="list-style-type: none"> ・イノシシ、ニホンザル等の生息状況調査、総合的な対策の立案 等 ● 鳥獣害被害防止緊急対策 <ul style="list-style-type: none"> ・被害防止活動(箱わなの設置等) | <ul style="list-style-type: none"> ● 鳥獣害被害防止緊急対策※再掲 <ul style="list-style-type: none"> ・被害防止施設(電気柵・金網柵等)の整備 ・緩衝帯の設置 等 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域営農再開ビジョンの策定支援(農業者の意向調査、ビジョン策定に必要な研修等の経費) ◎ (新)担い手への農地集積の準備への支援(地域営農再開ビジョン等による担い手への農地集積へ向けた準備としての除草・地力増) ◎ 避難地域等における農業者等の確保支援(就農・参入に係る調査・検討の経費等) | | |

原子力被災12市町村農業者支援事業（継続）

1 趣 旨

原子力被災12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村）において、営農再開等を行う場合に必要な農業用機械、施設、家畜等の導入を支援する。

2 事業内容

原子力被災12市町村において、事業実施主体が営農再開等を行う場合、以下の取組に必要な経費について助成する。

- (1) 農業用機械等の導入
農作物の生産、流通、販売に必要な機械の導入に要する経費
- (2) 農業用施設整備・撤去
農作物の生産に必要な施設の整備・撤去に要する経費
- (3) 果樹の新植・改植、花き等の種苗等の導入
- (4) 家畜の導入
家畜（肉専用繁殖雌牛、搾乳用雌牛、純粋種豚、繁殖用雌豚）の導入に必要な経費

3 事業実施主体 被災12市町村において、営農再開や規模拡大、新規作物の導入等を行う農業者等
（農業者、集落営農組織、農業法人等）

4 予算額 1,865,492千円

5 補助率 3/4以内 上限1,000万円×3/4
（市町村が特に認める場合は、3,000万円×3/4）

6 事業実施期間 平成28年度～平成32年度

【担当課：農業振興課 024-521-7344】

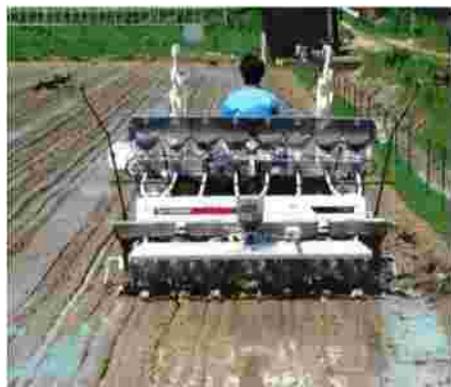
原子力被災12市町村農業者支援事業

農業振興課

原子力発電所事故の被災12市町村において、農業の再生を進めるため、帰還して営農を再開する場合に必要な初期経費を支援する。

支援内容

基金を造成し、被災12市町村における営農再開に必要な機械・施設や家畜の導入等を支援



農業用機械・施設の導入



家畜や畜舎の導入

【支援対象】

営農を再開する農業者を対象に、機械・施設の導入や家畜の導入等の初期経費に対して、**補助率3/4**の補助

国

69.5億円

福島県

基金造成
(H28)

帰還する農業者等

初期経費支援
(H28～32)

- 帰還する農業者の初期投資を大幅に軽減
- 農業者の自立を促進することにより、地域全体の復興を加速化

平成31年度予算
1,865,492千円

放射性物質除去・低減技術開発事業（継続）

1 趣 旨

安全・安心な農林水産物の生産に向けて、放射性物質の除去・低減等の技術開発を行う。

2 事業内容

- (1) 農業における放射性物質の分布状況把握と除去・低減技術の確立（73,843千円）
放射性物質の分布状況及び動態を明らかにするとともに、地域の課題に応じた農産物からの放射性物質の除去・低減技術、土壌改良資材等を用いた放射性物質の吸収抑制技術を開発する。
- (2) 放射性物質が森林・林産物に与える影響の解明と対策技術の確立（39,115千円）
森林内における放射性物質の動態把握や放射線量低減技術を開発する。また、林産物及び特用林産物への影響の把握と汚染低減技術を開発する。
- (3) 放射性物質が海面及び内水面漁業に与える影響把握（84,059千円）
海洋生物及び内水面魚類における放射性物質の移行、蓄積部位や蓄積・排出の過程を解明する。また、加工処理による低減技術の開発、海底土壌中の放射性物質の動態調査に取り組む。

3 事業実施主体 県

4 予算額 197,017千円

5 補助率 ー

6 事業実施期間 平成24年度～平成32年度

【担当課：農業振興課 024-521-7339】

安全・安心な農林水産物の生産に向けて、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質の除去・低減等の技術を開発する。

農業（農業総合センター） 【73,843千円】

- 〈これまでの成果〉
- ・農地・果樹の除染技術の開発
 - ・カリ肥料による吸収抑制対策技術の確立
 - ・土壌や農作物中の放射性セシウム濃度の経時的变化の把握 など

- 〈H31の研究内容〉
- 営農再開地域における農作物栽培のリスク評価
 - 除染後農地の地力回復技術の確立
 - 環境中の放射性セシウムが農作物等に及ぼす影響を中長期的に解析
 - カリ肥料施用量の最適化 など

海面(水産海洋研究センター・水産資源研究所) 【57,338千円】

- 〈これまでの成果〉
- ・ヒラメ等の放射性物質濃度の推移、低減状況の把握
 - ・松川浦の底質、魚介類に含まれる放射性物質濃度の低下傾向の把握
 - ・アオノリ加工工程での放射性セシウム低減対策の確立
 - ・海底土壌中放射性セシウム分布状況把握 など

- 〈H31の研究内容〉
- ヒラメ等の放射性物質蓄積メカニズムの解明
 - 松川浦における放射性物質の影響低減手法の開発
 - コウナゴ、シラス等の加工工程における放射性セシウムの効率的低減技術の開発
 - 海底土壌中の放射性セシウム濃度推移予測手法の開発など

森林・林業（林業研究センター） 【39,115千円】

- 〈これまでの成果〉
- ・樹木や山菜の初期汚染実態の把握
 - ・コナラ萌芽枝やスギ材部の放射性セシウム濃度推移の把握
 - ・森林内の空間線量率低減手法の検討
 - ・スギ樹皮の放射性セシウム濃度簡易推定技術の開発 など

- 〈H31の研究内容〉
- コナラへの放射性セシウム移行抑制手法の検討
 - 山菜への放射性セシウム移行抑制手法の検討
 - きのご露地栽培における放射性物質汚染対策技術の確立
 - 森林内放射性セシウム分布のモニタリング など

内水面（内水面水産試験場） 【26,721千円】

- 〈これまでの成果〉
- ・河川・湖沼に生息する魚類等の放射性物質濃度の推移、低下傾向の把握
 - ・アユ、ヤマメ、ウグイ等の放射性物質蓄積過程や濃度低下の特徴の把握 など

- 〈H31の研究内容〉
- 河川・湖沼の魚類及び環境中の放射性物質モニタリング
 - 居住制限区域等の河川・湖沼における放射性物質濃度の低下特性の把握
 - ウグイの放射性セシウムの蓄積・排出過程の解明 など

被災地域農業復興総合支援事業（継続）

1 趣 旨

原子力災害により被災した地域において、農業の復興のため、様々な農業用施設等を一体的に整備する必要がある。

このため、市町村が実施する農業用施設の整備及び農業用機械の導入を総合的に支援し、地域の意欲ある多様な経営体の育成・確保及び早期の営農再開を図る。

2 事業内容

被災市町村が被災農業者等への貸与を目的に、農業用施設・機械を整備する経費について補助する。

(1) 交付対象

生産、加工、流通、販売に必要なハウス、水耕栽培施設、育苗施設、乾燥調製貯蔵施設、処理加工施設、集出荷施設等

(2) 農業用施設

トラクター、田植機、コンバイン等の農業用機械

※農業用機械施設補助の整理合理化通知は適用されない。

3 事業実施主体 原子力災害により被災した市町村（12市町村）

4 予算額 13,629,875千円

5 補助率 3/4以内（別途、特別交付税措置予定）

6 事業実施期間 平成25年度～平成32年度

【担当課：農業振興課 024-521-7344】

被災地域農業復興総合支援事業(農業用施設整備等)

事業概要

原子力災害により被災した市町村が策定する計画に掲げられた農業復興を実現するため、市町村が実施する農業用施設の整備及び農業用機械の導入を総合的に支援する。

補助対象

- ① 生産・加工・流通・販売に必要なハウス、水耕栽培施設、農業用水施設、育苗施設、乾燥調製貯蔵施設、処理加工施設、集出荷施設などの農業用施設
- ② トラクター、田植機、コンバイン等の農業用機械

対象地域

12市町村

交付団体

福島県

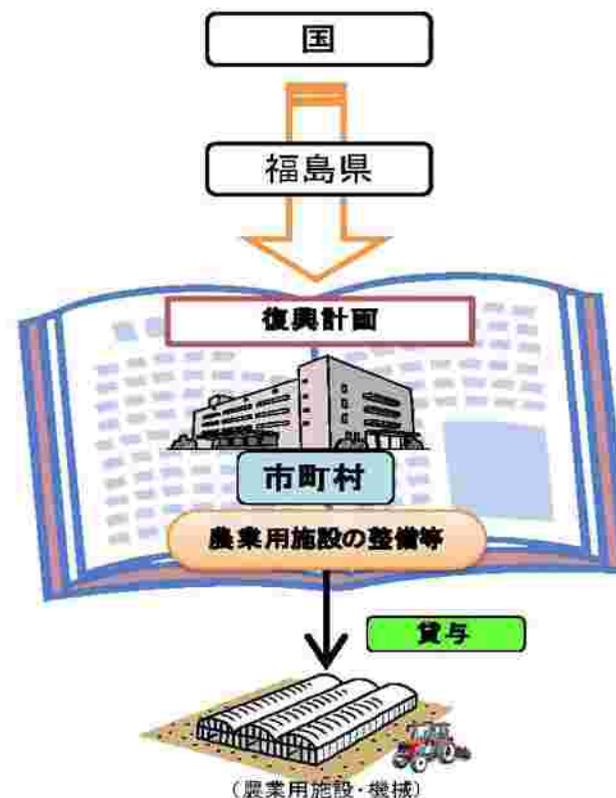
事業実施主体

市町村

国庫補助率等

国: 3/4、
事業実施主体: 1/4

※別途、震災復興特別交付税による地方負担軽減措置を講じる。
※補助率は本交付金による地方公共団体負担分の50%の追加支援を含む。



企業農業参入サポート強化事業（復興）（継続）

1 趣 旨

浜通り地域等における企業等の農業参入を支援し、本県農業の復興及び多様な担い手の確保に資する。

2 事業内容

被災地再生農業参入支援事業

営農再開に向けた取組を行っている浜通り地域等において、担い手の確保や地域活性化を図るため、市町村や関係団体と連携しながら企業等の農業参入を支援する。

3 事業実施主体 公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構

4 予算額 49,689千円

5 補助率 定額

6 事業実施期間 平成30年度～平成32年度

【担当課：農業担い手課 024-521-7340】

企業農業参入サポート強化事業（復興）

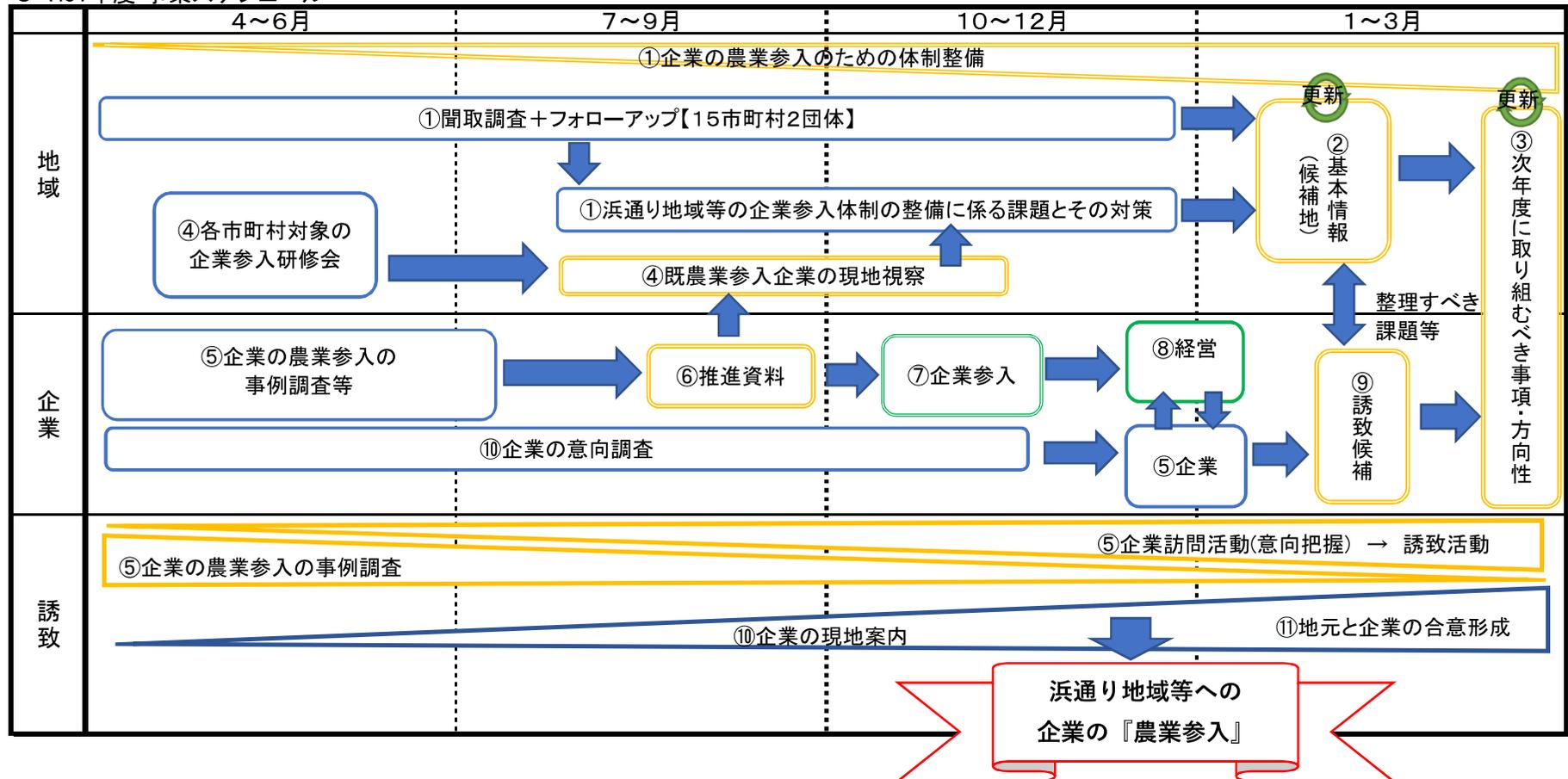
1 事業目標

営農再開に向けた取り組みが始まっている浜通り地域等において、担い手の確保や地域活性化を図るため、市町村や関係団体と連携し、企業の農業参入を支援する。

2 活動内容

- ①浜通り地域等での聞取調査を踏まえた企業参入の受入体制の整備
- ②基本情報の整理
- ③課題を踏まえた対策
- ④現地視察(研修会)
- ⑤既農業参入の訪問による課題等の整理
- ⑥推進資料の作成
- ⑦企業参入相談会
- ⑧経営指標(モデル)作成
- ⑨誘致候補企業リスト
- ⑩企業の意向把握・現地案内
- ⑪農業参入にあたっての具体的な課題の整理とその対策（地元と企業の合意形成）

3 H31年度 事業スケジュール



農業系汚染廃棄物処理事業（継続）

1 趣 旨

放射性物質に汚染され、利用が困難となった農林業系汚染廃棄物の適切な処理や一時保管場所の巡回・モニタリング、修繕など、適正かつ安全な保管状態を維持するために必要な経費及び一時保管場所に使用した農地の営農再開に向け、保管に要した資材の処分や農地の再整備等の原状回復を支援する。

2 事業内容

(1) 農業系汚染廃棄物処理事業

放射性物質に汚染され、利用が困難となった農林産物及び副産物等の農業系汚染廃棄物の適正な保管のための一時保管場所の設置や廃棄物及び周辺環境のモニタリング等の市町村等が計画した取り組みを支援するとともに、廃棄物の焼却等による減容処理終了後、一時保管に使用した資材の処分や農地の原状回復等の取り組みを支援する。

| | |
|----------|------------------|
| 3 事業実施主体 | 市町村、民間団体等 |
| 4 予 算 額 | 4 1 9 , 0 2 1 千円 |
| 5 補 助 率 | 定額 |
| 6 事業実施期間 | 平成23年度～平成32年度 |

【担当課：環境保全農業課 024-521-7453】

農業系汚染廃棄物処理事業(継続)

放射性物質に汚染され、利用が困難となった農林業系汚染廃棄物の適切な処理や一時保管場所の巡回・モニタリング、修繕など、適正かつ安全な保管状態を維持するために必要な経費及び一時保管場所に使用した農地の営農再開に向け、保管に要した資材の処分や農地の再整備等の原状回復を支援する。

対象となる農業系廃棄物

放射性物質に汚染された農林産物とその副産物、及び農業生産資材等(対象)

- 暫定許容値以上のたい肥、果樹剪定枝
- 給与制限値以上の稲わら・牧草
- その他: ほだ木など



農業生産の現場から、放射性物質を除去。



農林業の営農活動の継続を図る。

事業内容(支援の対象となる取り組み等)

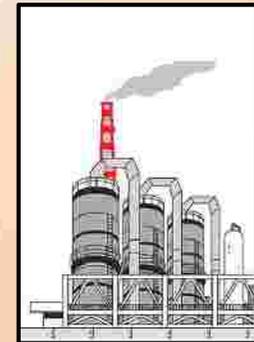
- 事業実施主体: 市町村、民間団体等
- 事業内容
 - ・ 農業系汚染廃棄物の運搬
 - ・ 農業系汚染廃棄物の一時保管場所の設置
 - ・ 農業系汚染廃棄物の焼却等の減容化等の処理
 - ・ 廃棄物及び周辺のモニタリング
 - ・ 廃棄物の管理計画策定、事前調査
 - ・ 一時保管場所の修繕・現状回復 など

- 補助率: 定額

(廃棄物の一時保管)



(モニタリング)



(減容化)

農業近代化資金融通対策事業（継続）

1 趣 旨

意欲と能力をもって農業経営を営む者等に対し、農業経営の展開を図るために必要な長期・低利の資金を円滑に融通するため、当該資金を融通した農協等融資機関に対し利子補給を行うとともに、原子力発電所事故により農業経営に影響を受けている農業者等に対して福島県農業信用基金協会の債務保証にかかる保証料を補助することで、農業担い手の経営規模拡大等や営農再開した被災農業者の営農継続を支援し、農業経営の近代化や本県農業の更なる復興を図る。

2 事業内容

(1) 利子補給事業：農協等融資機関に対して利子補給を行う。

| 区 分 | 融 資 枠 | 貸 付 対 象 者 | 貸付利率 | 貸付限度額 | 償還期間(うち据置) |
|-------|------------|--|---------------|---|-------------------|
| ①一般資金 | 14億円 | ・認定農業者、 ・認定新規就農者、 ・一定の要件を満たす農業者（法人、 集落営農組織を含む）等 | 金融情勢に より変動 | (個人) 1,800万円 ※知事特認 2億円 (法人・団体) 2億円 他 | 原則15年以内 (7年以内) |
| ②復興 | 3億 6千万円 | 上記のうち、 原発事故の被災12市町村の農業者 で営農再開し2年経過した者等 | 一般資金に 同じ | 一般資金に同じ | 一般資金に同じ |

(2) 保証料補助事業：福島県農業信用基金協会に対して保証料の一部を補助する。

| | |
|-----|---|
| ②復興 | 補助対象：借受者が福島県農業信用基金協会に支払う債務保証にかかる保証料 補助条件：一括前取方式を選択する場合 |
|-----|---|

3 事業実施主体

- (1) 利子補給事業：農業協同組合等融資機関
- (2) 保証料補助事業：福島県農業信用基金協会

4 予 算 額 ①一般資金：47,692千円、②復興：12,452千円

5 補 助 率（利子補給率等）

(1) 利子補給率 金融情勢により変動

(2) 保証料補助 借り受け者が支払う保証料の1/2

6 事業実施期間 ①一般資金：昭和37年度～平成32年度、②復興：平成30年度～平成32年度

【担当課：農業経済課 024-521-7349】

農業近代化資金融通対策事業

《趣旨》

意欲と能力をもって農業経営を営む者等に対し、農業経営の展開を図るために必要な長期・低利の資金を円滑に融通するため、当該資金を融通した農協等融資機関に対し利子補給を行うとともに、原子力発電所事故により農業経営に影響を受けている農業者等に対して福島県農業信用基金協会の債務保証にかかる保証料を補助することで、農業担い手の経営規模拡大等や営農再開した被災農業者の営農継続を支援し、農業経営の近代化や本県農業の更なる復興を図る。

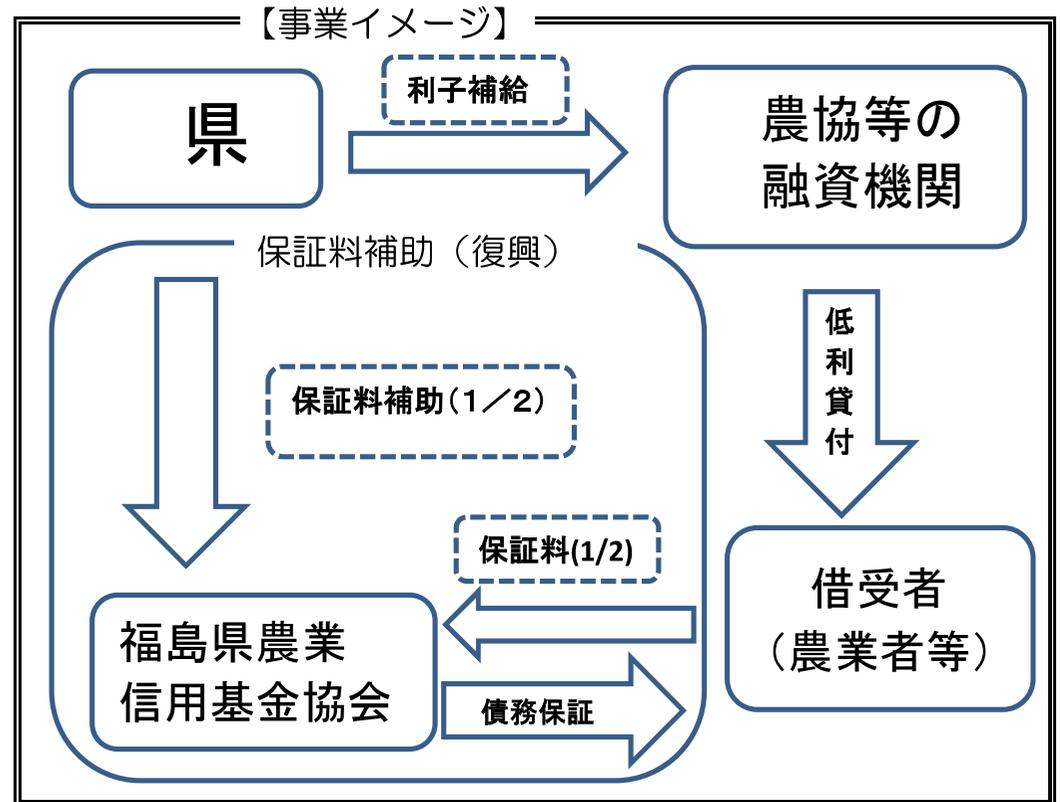
【事業内容】

(1) 利子補給事業(一般資金・復興)

- ① 貸付対象者
認定農業者等
- ② 貸付限度額
個人 1,800万円、法人・団体 2億円
- ③ 償還期限
原則15年以内(据置期間7年以内)
- ③ 利子補給
金融情勢により変動
- ④ 取扱融資機関
県と利子補給契約を締結している農協、銀行、信金

(2) 保証料補助事業(復興)

- ① 対象者
上記利子補給事業対象者のうち、原発事故の被災12市町村の農業者で営農を再開し2年を経過した者等
- ② 補助対象
借受者が福島県農業信用基金協会に支払う債務保証にかかる保証料
- ③ 補助率
借受者が支払う保証料の1/2



農家経営安定資金融通対策事業（継続）

1 趣 旨

東日本大震災及び原発事故により農業経営に影響を受けた農業者、災害、営農のため生じた負債の解消や農業経営の規模拡大等のために農業者等が必要とする長期・低利の資金を円滑に融通するため、当該資金を融通した農協等融資機関に対し利子補給を行い、農業経営の維持安定や営農再開を支援する。

2 事業内容

利子補給事業：農協等融資機関に対して利子補給を行う。

①一般資金（小災害資金（一般）、負債整理資金、農業経営高度化資金、中山間地域経営維持資金）、経営支援資金、青年農業者育成資金

| 融 資 枠 | 貸 付 対 象 者 | 貸付利率 | 貸付限度額 | 償還期間(うち据置) |
|--------|---|-----------|--------------------------|--|
| 7千6百万円 | ・自ら農業を営み又は農業に従事する個人・ 自ら農業を営み又は農業に従事する個人が主たる構成員又は出資者となっている団体 ※資金により異なる | 金融情勢により変動 | 300万円～500万円 ※資金により異なる | 5年以内～10年以内 (1年以内～3年以内) ※資金により異なる |

②東日本大震災農業経営対策特別資金（原発事故対策緊急支援資金）

| 融 資 枠 | 貸 付 対 象 者 | 貸付利率 | 貸付限度額 | 償還期間(うち据置) |
|--------|---------------------------------------|-----------|------------------------------------|-----------------|
| 4億5千万円 | ・平成23年3月に発生した原発事故により農業経営に影響を受けている農業者等 | 4月1日時点で固定 | (個人) 1,000万円 (法人・団体) 1,200万円 | 10年以内 (3年以内) |

3 事業実施主体 農業協同組合等融資機関

- 4 予 算 額 ①一般資金：3, 240千円、②東日本大震災農業経営対策特別資金：15, 759千円、
- 5 補 助 率 (利子補給率)
①一般資金：金融情勢により変動、②東日本大震災農業経営対策特別資金：4月1日時点で固定
- 6 事業実施期間 ①一般資金：昭和50年度～平成32年度
②東日本大震災農業経営対策特別資金：平成23年度～平成32年度

【担当課：農業経済課 024-521-7349】

農家経営安定資金融通対策事業

《趣旨》

東日本大震災及び原発事故により農業経営に影響を受けた農業者、災害、営農のため生じた負債の解消や農業経営の規模拡大等のために農業者等が必要とする長期・低利の資金を円滑に融通するため、当該資金を融通した農協等融資機関に対し利子補給を行い、農家経営の維持安定や営農再開を支援する。

【事業内容】

(1) 一般資金

災害、営農のため生じた負債の解消や農業経営の規模拡大等のために資金を必要とする農業者等に融通する資金

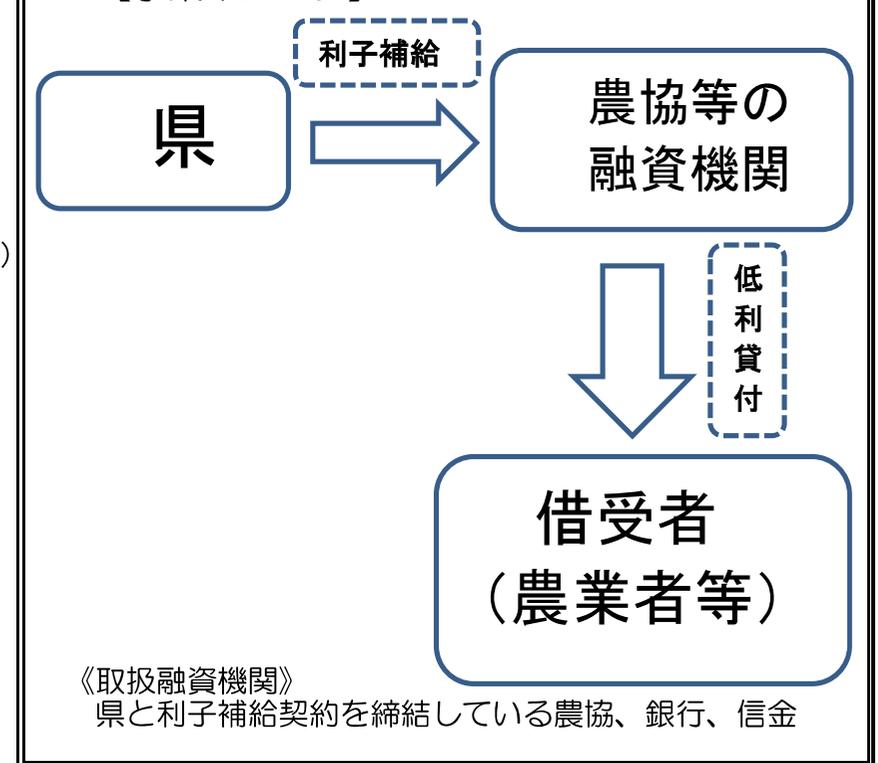
- ① 貸付限度額
資金用途に応じ300万円～500万円
- ② 償還期限
資金用途に応じ5年以内～10年以内(据置期間1年以内～3年以内)
- ③ 利子補給
金融情勢により変動

(2) 東日本大震災農業経営対策特別資金

原子力発電所事故により農業経営に影響を受けている農業者等に融通する資金

- ① 貸付限度額
1,000万円(法人・団体 1,200万円)
- ② 償還期限
10年以内(据置期間3年以内)
- ③ 利子補給
4月1日時点で固定

【事業イメージ】



水田営農再開緊急支援推進事業（継続）

1 趣 旨

被災地域等における水田営農の再開を加速化させるため、比較的省力で取り組みやすい飼料用米の導入を進め、試験研究機関による技術的支援及び主食用米と飼料用米との経営の複合化のための地域における推進体制を構築する。

2 事業内容

(1) 飼料用米導入研究事業

浜通り地方に適した多収品種の特性把握と選抜を行うとともに品種を使い分けした栽培マニュアルを策定する。
また、多収穫技術導入下での放射性物質吸収抑制技術の検証を行う。

(2) 飼料用米との複合経営支援事業

主食用米と飼料用米との複合経営を拡大し、水田フル活用を図るため、飼料用米の取組が盛んな浜通り地方を広域にカバーする推進会議（飼料用米安定生産技術普及推進会議）の設置運営と、地域の実情に応じた多収・低コスト栽培生産技術を確立する。

3 事業実施主体 県

4 予算額 5,051千円

5 補助率 ー

6 事業実施期間 平成30年度～平成31年度

【担当課：水田畑作課 024-521-7369】

水田営農再開緊急支援推進事業

水田営農の再開を加速化させるため、比較的省力で取り組みやすい飼料用米の導入を進め、主食用米との水田フル活用を図る。

水田畑作課

【現状と課題】

- 福島県の飼料用米の取組面積は、全国5位の5,839ha (H29) だが、平均単収は、521kg/10aで、主食用米より28kg/10aほど低収
- 県全体の飼料用米の半分3,340haを相馬地方といわき地方で生産するも、多収品種の割合は3割に止まり、残りは「天のつぶ」等の主食用米での取組
- 飼料用米の多収品種の作付比率は、82%が「ふくひびき」、他「夢あおば」、「べこごのみ」、「べこあおば」の3品種で16%で、ふくひびきに偏重。選択する品種がないとの生産者の声
- 飼料用米の単価は7円/kg程度で、集荷手数料等で相殺され、農家所得は国からの交付金が頼り。所得を上げるには生産コストを下げる必要

【飼料用米を浜通りで緊急に拡大する必要性】

- 主食用米の基準単収が低く、多収品種の取組で主食用米並の所得の確保が可能
- 水稲休作が長い水田での地力むらや低下による栽培不安が少ない。
- 基盤整備との連動で、団地化することで低コスト栽培が可能
- 大規模稲作経営体の育成が可能
- 配合飼料会社が宮城県、茨城県の太平洋側に位置することから、搬送が有利
- 畜産が盛んな阿武隈山間地域との耕畜連携が有利

飼料用米導入研究事業

【農業振興課】

- ア 浜通りに適した「多収品種」の特性把握と選抜。品種使い分け栽培マニュアルの策定・提供（ふくひびき+a）
 - イ 多収穫技術導入下での放射性物質吸収抑制技術の検証（農業者の生産への不安払拭）
- 事業実施主体：農業総合センター（浜地域研究所、浜地域農業再生研究センター）
- 内容：ア 優良品種の特性把握と選抜に係る経費 定額
イ 調査ほ設置運営に係る経費：定額

技術的支援

飼料用米との複合経営支援事業

【水田畑作課】

- ア 飼料用米安定生産技術普及推進会議の運営 市町村・JA等、県等による推進会議
→ 飼料用米作付推進、飼料用米生産組織の育成
 - イ 多収・低コスト生産技術の確立 多収・低コスト生産技術実証ほの設置
→ 単収を地域基準単収より200kg以上増収 生産コストを2年間で3割以上低減
- 事業実施主体：県
- 内容：ア 現地検討会等に係る経費 定額
イ 技術実証に必要な経費 定額

物理的支援

【既存事業の活用】

原子力被災12市町村農業者支援事業
【農業振興課】

営農再開に必要な機械や施設の導入に係る費用を補助
事業主体：県 内容：機械・施設の導入経費 ¾

研究機関による基礎研究

- ・浜通り版栽培マニュアル
- ・浜通りに適した品種の選抜（複数品種）
- ・多収穫でも安全であることの検証

地域における推進体制

- ・戦略的（販路を見据えた）に飼料用米を推進
- ・収益性のある作物として位置づけ
- ・県内外への供給

栽培環境の整備

- ・飼料用米生産に必要な機械等の整備

水田営農再開の加速化
主食用米との複合経営による農家所得の向上

東日本大震災農業生産対策事業（継続）

1 趣 旨

東日本大震災により被害を受けた農業用施設、機械等の復旧、生産資材等の購入経費への助成等を通して被災地域の農業の復興を図る。

2 事業内容

- (1) 生産関連施設整備
- (2) リース方式による農業機械等の導入
- (3) 生産資材の導入
- (4) 農地生産性回復に向けた取組 等

3 事業実施主体 市町村、農業団体、営農集団、農業生産法人 等

4 予 算 額 601,940千円

5 補 助 率 82.5/100 以内（国 1/2 以内、県 32.5/100 以内）、定額

6 事業実施期間 平成23年度～平成31年度

【担当課：園芸課 024-521-7355】

東日本大震災畜産振興対策事業（継続）

1 趣 旨

震災等からの早期の復旧・復興を図るため、生産力回復に資する施設整備や家畜導入、自給飼料生産組織の高度化に必要な機械の導入等に対して支援する。

2 事業内容

- (1) 東日本大震災畜産振興対策整備事業
 - ア 生産関連施設整備
 - 家畜飼養管理施設
- (2) 東日本大震災畜産振興対策推進事業
 - ア リース方式による農業機械等の導入
 - イ 自給飼料生産・調製再編支援
 - ウ 家畜改良体制再構築支援

3 事業実施主体 市町村、農業協同組合、営農集団、農地所有適格法人等

4 予算額 580,595千円

5 補助率 82.5/100以内（国1/2以内、県32.5/100以内）、
定額

6 事業実施期間 平成23年度～平成31年度

【担当課：畜産課 024-521-7366】

水産試験研究拠点整備事業（継続）

1 趣 旨

原子力災害により壊滅的な被害を受けた本県水産業の復興には、原子力災害に起因する課題の解決を図ることが不可欠であるため、新たな研究課題への対応を行う水産海洋研究センターの機能強化を目的とした施設等を整備する。

2 事業内容

福島県水産海洋研究センター（旧水産試験場）の整備に必要な工事、備品購入等を実施する。

3 事業実施主体 県

4 予 算 額 105,897千円

5 補 助 率 ー

6 事業実施期間 平成28年度～平成31年度

【担当課：水産課 024-521-7376】

水産試験研究拠点整備事業

H31当初 105,897千円

原子力災害に由来する放射性物質関連の研究や漁業の復興に資する研究課題に対応するため、水産海洋研究センター（旧水産試験場）の機能強化を図るための施設整備を行う。

現 状

○放射性物質の影響

○風評被害の継続

○本格的な操業再開に向けた支援

原子力災害に由来する新たな課題を解決する試験研究の強化が必要

水産研究拠点の整備・機能強化

漁場、水産物の長期モニタリングに必要な体制の整備

水産物への放射性物質の移行過程と影響の把握・解明

漁業再開に不可欠な養殖・水産加工技術の研究

地元住民、加工・流通業者への情報発信の場

本格操業の再開・復興に向けた取組を加速



水産海洋研究センター
完成予想図（H31供用開始予定）

東日本大震災漁業経営対策特別資金貸付事業（継続）

1 趣 旨

東日本大震災及び東京電力(株)福島第一原子力発電所事故によって漁業者や水産加工業者による水産業活動は甚大な被害を受けた。このため、被災漁業者や被災水産加工業者に対し、緊急に必要な設備や経営のための資金融通を支援し、漁業・水産加工業の継続・再開の推進を図る。

2 事業内容

東日本大震災及び東京電力(株)福島第一原子力発電所事故による被害を受けた漁業者、水産加工業者に対する漁具・設備などの購入資金、経営維持に必要な資金を円滑に融通するため福島県信用漁業協同組合連合会に資金預託を行う。さらに、福島県漁業協同組合連合会、農林中央金庫と協調して利子補給を行い、無利子で貸付を行う。

3 事業実施主体 福島県信用漁業協同組合連合会

4 予 算 額 51,318千円

5 補 助 率 利子補給率 年0.5%

6 事業実施期間 平成23年度～平成32年度

【担当課：水産課 024-521-7379】

東日本大震災漁業経営対策特別資金

震災及び原発事故の影響により被害を受けた県内の漁業者、水産加工者の漁業経営を支援する。



消失した漁具購入や経営維持に必要な資金などを円滑に融通する。(県単事業)

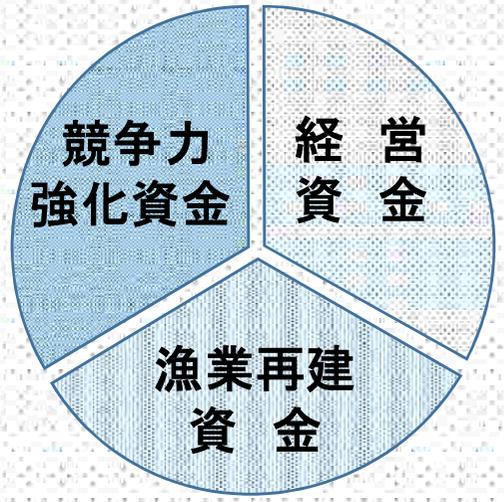


県は1億円の原資を融資機関に対し預託する。
 融資枠2億円とし、県は農林中金と共に融資枠の1/2ずつを原資として預託。
 貸付限度
 個人500万円
 法人700万円

県は融資保証機関に対し本特別資金の融資保証に係る25%の債務保証を行うことで無担保、無保証・(料)で融資を行う。
 H31年度
 (保証期間10年)

県は県漁連、農林中金と共に1/3ずつ融資に伴う利子補給を行う。
 これにより無利子の融資を行う。
 基準金利 1.5%
 利子補給率 0.5%
 貸付期間10年以内
 (据置3年以内)

漁業者、水産加工者の資金需要を機動的に支援



融資実績
 経営資金、漁網、レーダー
 漁具、エンジン、魚探
 漁船、車両、等



漁業担い手「心のふれあい」促進事業（継続）

1 趣 旨

原子力災害の影響で沿岸漁業の操業自粛が長期化し、漁労技術の円滑な継承、被災漁業地域内の活力が停滞していることから、漁労技術の習得研修などの世代間交流を通じて、担い手を中心とした被災地域における復興への活力アップを支援する。

2 事業内容

(1) ふるさとの漁業伝承事業

沿岸漁業の漁法を継承するために、被災漁業者を講師とした漁労技術習得の研修会の実施に対して補助金を交付する。

(2) 漁業を通じた世代間交流活性化事業

被災した漁業者が、地元小学生等と共に漁船へ乗り込み、漁業の魅力を伝える活動や、地元加工業者等と連携して調理実習、試食並びに講演等を行い、ふるさとで営まれていた漁業を通じた交流機会の創出に対して補助金を交付する。

(3) コーディネーター配置事業

(1)、(2) の取組において、関連事務や参画者・関係者間の調整業務を行うコーディネーターを配置するための経費に対して補助金を交付する。

- 3 事業実施主体 (1) (3) 漁協、県漁連
(2) 漁協、県漁連、漁業者団体

4 予 算 額 14,028千円

5 補 助 率 定額

6 事業実施期間 平成28年度～平成32年度

【担当課：水産課 024-521-7376】

漁業担い手「心のふれあい」促進事業

<目的> 漁業担い手を核とした、世代間交流、被災地域内交流活動を促進し、被災地域における復興への活力アップを図る。

漁業地域の現状・課題

- 沿岸漁業の操業自粛
- 漁労技術の衰退
- 水揚げ量の減少(震災前の約13%)
- 地域住民への地元漁業、地魚への理解低下



被災地域全体で活力の低下

これまでの支援

- 1 漁労技術習得研修支援
・県、国事業によりH25年度から支援
- 2 担い手活動支援(県事業名:漁業再開ステップアップ事業)
 - ① 試験操業水揚げ物の付加価値向上への取組支援
 - ② 漁業体験学習など地域住民との繋がりを深める取組を支援
- 3 試験操業の促進支援
・試験操業に参加するために必要な漁具整備を支援(28年度で終了)



事業計画

- 1 ふるさとの漁業伝承事業 (事業費:9,588千円)
・各漁業地域の地元漁法を継承するため、漁労技術習得研修を支援する
- 2 漁業を通じた世代間交流活性化事業(事業費:3,135千円)
 - ① 地元小中学生を対象とした漁業体験学習を支援
 - ② 地域住民への地魚料理講習会等を支援
- 3 コーディネーター配置事業 (事業費:1,305千円)
・上記1、2に取組む事業主体の負担軽減のためのコーディネーター配置経費を支援

期待される成果

- 漁業担い手の育成・確保
- 被災地域住民と漁業者間交流の活性化
- 地魚の付加価値向上



- 被災地域の復興への活力アップ
- 地元漁業再生への気運醸成

水産物流通対策事業（継続）

1 趣 旨

東日本大震災により、流通加工業者が加工原材料を調達していた地域の漁港等が甚大な被害を受けたことから、被災漁港の水揚げが本格的に再開するまで加工原材料を遠隔地から確保する必要がある。このため、遠隔地からの運搬料や、被災地域の漁協、流通加工業者等が地域復興のために使用する流通デザインの包資材や販促用資材等にかかる経費等を支援する。

2 事業内容

漁協や水産加工協等が遠隔地から原料を確保するための経費（運搬料）等に対して支援する。

3 事業実施主体 福島県漁業協同組合連合会、漁業協同組合、水産加工業協同組合等

4 予算額 34,000千円

5 補助率 1/2以内

6 事業実施期間 平成23年度～平成31年度

【担当課：水産課 024-521-7376】

水産物流通対策事業

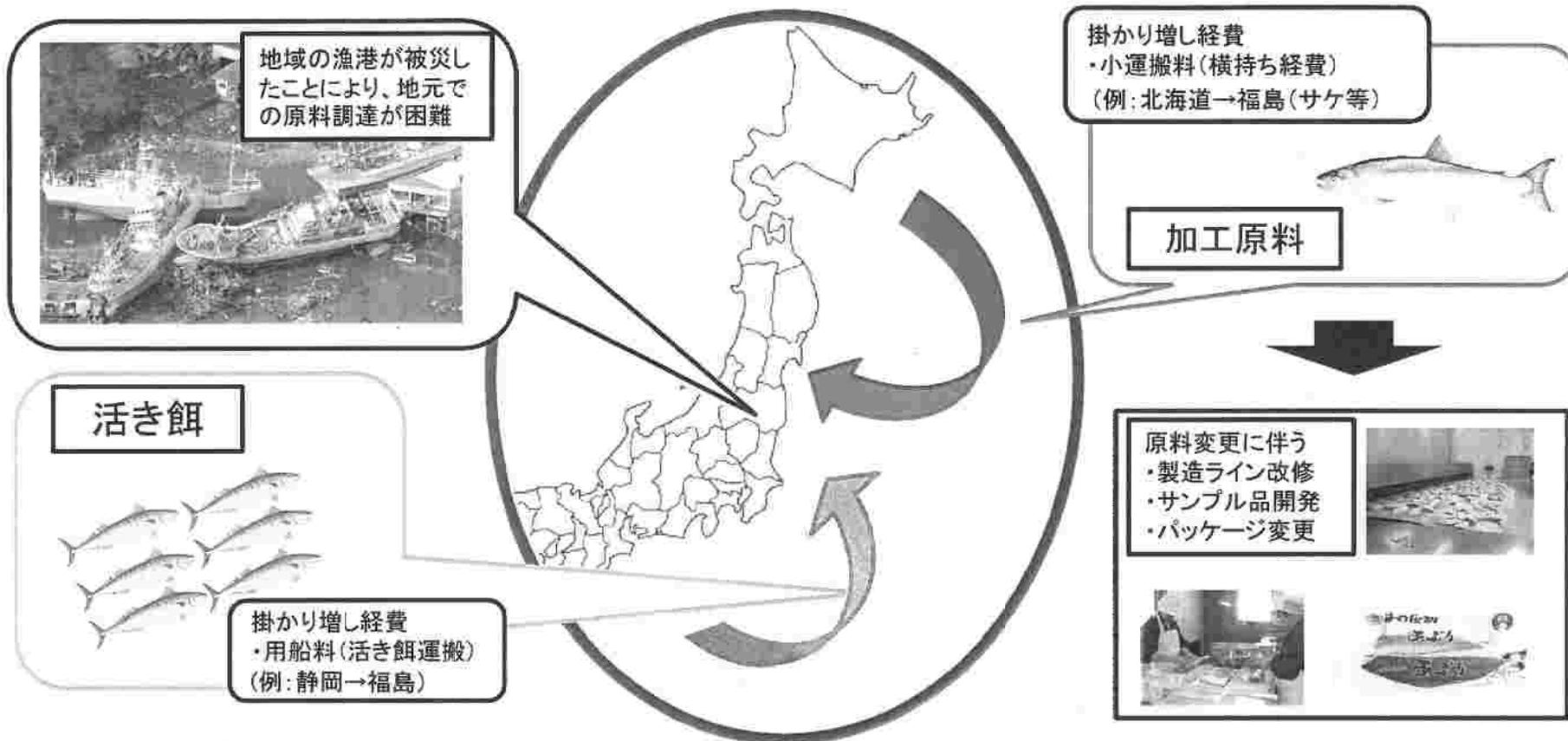
水産加工原料等安定確保支援事業

【事業目的】

地域の漁港が東日本大震災で甚大な被害を受けた中、流通・加工を行う漁協、水産加工協等の早期復興を促進するため、漁業・水揚げが本格的に再開される当面の間、緊急的に漁協、水産加工協等が、遠隔地から原料を確保する際に生ずる掛かり増し経費の一部を支援する。

【事業主体：漁協、漁連、水産加工協】

- 漁協、水産加工協等が遠隔地から原料等を確保する際に生ずる掛かり増し経費の一部を支援する。
- 被災地での出漁準備が円滑に進むよう漁協等が遠隔地から活き餌を確保する際に生ずる掛かり増し経費の一部を支援する。



漁場復旧対策支援事業（継続）

1 趣 旨

東日本大震災によって、多くの建物等の破片が漁場に堆積し、漁業生産活動が困難となっている。このため、漁場生産力の回復のために、堆積物等の回収等を行う漁業者を支援するとともに、漁業者による対応が困難な漁場について、県が回収を行う。

2 事業内容

(1) 漁場生産力回復支援事業

漁場には未だに建物等の破片の流入が続いているため、漁場から堆積物等の回収を行う漁業者グループを支援する。

(2) 漁場堆積物除去事業

漁場に堆積した建物等の破片の回収を実施する。

3 事業実施主体

(1) 福島県漁業協同組合連合会
(2) 県

4 予算額

440,995千円

5 補助率

(1) 10/10以内
(2) ー

6 事業実施期間

平成23年度～平成32年度

【担当課：水産課 024-521-7376、7378】

漁場復旧対策支援事業

東日本大震災によって沿岸漁場に流出した建物等の破片について、漁業者グループによる回収作業への補助及び、専門業者による大型破片等の回収作業を行うことにより、漁場機能の回復を図る。

<事業の内容>

1 漁場生産力回復支援事業

漁業操業中に混入した建物等の破片の回収を行う漁業者グループを支援する。

<補助率>

漁場生産力回復支援事業（県漁連事務費） 国10/10
漁業者等地域活動事業（漁業者活動経費） 国8/10 県2/10

<事業実施主体>

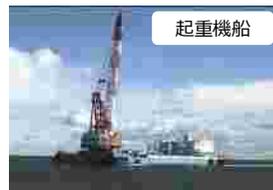
県（県漁連へ補助）

2 漁場堆積物除去事業

県が業務委託により、起重機船等を使用し大型破片等の回収を行う。

<補助率> 国8/10 県2/10

<事業実施主体> 県



<事業のイメージ>

<事業の実施状況>

漁場生産力回復支援事業



漁場堆積物除去事業



経営構造改善事業（継続）

1 趣 旨

東日本大震災により、本県水産業において重要な役割を果たしてきた水産業共同利用施設（荷さばき施設、加工施設、冷凍冷蔵施設等）が甚大な被害を受けたことから、水産業の早期復興を図るため、施設等の整備を支援する。また、相馬市岩子地区において、東日本大震災により被災し、沈下した浸水防護施設の整備を代行工事により支援する。

2 事業内容

- (1) 水産業共同利用施設復旧整備事業
東日本大震災により被災した漁協、水産加工協等が所有する共同利用施設等の整備を支援する。
- (2) 漁業集落防災機能強化事業
相馬市岩子地区における浸水防護施設整備を相馬市に代わり工事を行う。

- 3 事業実施主体
- (1) 漁業協同組合、水産加工業協同組合等
 - (2) 県

- 4 予算額
- | |
|-------------------------|
| 1, 242, 947千円 |
| 〔平成31年度当初 531, 549千円〕 |
| 〔平成30年度2月補正 711, 398千円〕 |

- 5 補助率
- (1) 5/6以内
 - (2) -

- 6 事業実施期間 平成23年度～平成32年度

【担当課：水産課 024-521-7376】

経営構造改善事業

被災した漁業協同組合、水産加工業協同組合等の水産関係共同利用施設（荷さばき施設、活魚施設、給油施設等）の復旧整備を支援する。

<事業の内容>

1 水産業共同利用施設復旧整備事業

被災した漁業協同組合、水産加工業協同組合等の水産関係共同利用施設の復旧整備を支援

- 荷さばき施設
- 水産物加工処理施設
- 水産物鮮度保持施設
- 給油施設
- 養殖施設等

補助率 5 / 6以内

事業主体 漁業協同組合、水産加工業協同組合等

<事業のイメージ>

<補助対象施設の例>



荷さばき施設



加工処理施設



鮮度保持施設



給油施設

共同利用漁船等復旧支援対策事業（継続）

1 趣 旨

東日本大震災により、漁業生産の根幹である漁船・漁具の多数が甚大な被害を受け、漁業生産活動の継続が困難な状況となった。そのため、漁業協同組合等が組合員の共同利用に供する漁船の建造、中古船の購入及び漁具の購入を行う取組を支援することで、早急な漁業生産活動の継続・再開を押し進める。

2 事業内容

漁業協同組合等が、東北地方太平洋沖地震及びこれにより発生した津波により漁船・漁具を失った組合員のため、共同利用やリースにより使用することを目的として行う漁船の建造、中古船の購入及び漁具の購入に必要な経費に対して補助を行う。

- | | |
|----------|---------------|
| 3 事業実施主体 | 漁業協同組合等 |
| 4 予 算 額 | 267,743千円 |
| 5 補 助 率 | 7/9以内 |
| 6 事業実施期間 | 平成23年度～平成31年度 |

【担当課：水産課 024-521-7379】

共同利用漁船等復旧支援対策事業

被災した漁船等の早期復旧を図り、漁業生産力の面からふくしま型漁業の実現を支援

<震災後の状況>

県内登録隻数1,173隻
(H23.3.10現在)のうち
760隻が全損。



壊滅的被害のため、漁業者
個人での復旧は困難！！



<事業の内容>

漁業協同組合等が、被災し、漁船・
漁具を失った組合員のため、共同利
用やリースにより使用することを目
的として行う漁船の建造、中古船の
購入及び漁具に必要な経費に対し、
補助を行う。

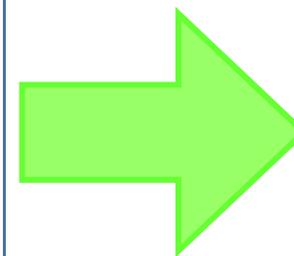
◇補助率：7/9以内

◇復旧実績(平成30年12月末現在)

漁船:249隻

漁具:1,600式

※着手中を含む。



漁船等の復旧・操業再開



復興基盤実施計画（継続）

1 趣 旨

東日本大震災及び原子力災害により被害を受けた地域において、「福島再生加速化交付金」による農地・農業用施設等の整備を総合的に実施するための調査・計画業務を行う。

2 事業内容

(1) 各事業に係る事業計画策定業務

当該計画作成の対象地区について、整備の基本方針、整備の内容、費用の総額、効果算定等を定める。

| | |
|----------|---------------|
| 3 事業実施主体 | 県 |
| 4 予算額 | 210,000千円 |
| 5 補助率 | 定額（10／10） |
| 6 事業実施期間 | 平成28年度～平成32年度 |

【担当課：農村計画課 024-521-7406】

復興基盤総合整備事業（継続）

1 趣 旨

津波により被災した地域と避難地域12市町村における農業の速やかな復興・再生のため、農地・農業用施設の整備を総合的に実施することにより、東日本大震災からの復興を円滑かつ迅速に推進し、安全で安心して暮らせる地域の再生を図る。

2 事業内容

- (1) 農地整備事業（経営体育成型）
- (2) 農業基盤整備促進事業
- (3) 水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）
- (4) 農地整備事業（通作条件整備型）
- (5) 農地防災事業（湛水防除事業、農村地域環境保全整備事業）
- (6) 中山間地域総合整備事業

3 事業実施主体 県

4 予 算 額 9,736,024千円

| | | | | | | |
|---------|------------|--------|-------|-------|--------|--------|
| 5 負 担 率 | 2の(1) 一般地域 | 国 | 75% | 県 | 13.75% | 等 |
| | | 中山間地域等 | 国 | 77.5% | 県 | 13.75% |
| | 2の(2) | 国 | 77.5% | 県 | 16.25% | |
| | 2の(3) | 国 | 75% | 県 | 12.5% | |
| | 2の(4) | 国 | 75% | 県 | 11/60 | |
| | 2の(5) | 国 | 75% | 県 | 18.5% | 等 |
| 2の(6) | 国 | 77.5% | 県 | 15.0% | | |

6 事業実施期間 平成24年度～平成32年度

【担当課：農村基盤整備課 024-521-7410】

復興再生基盤整備事業（継続）

1 趣 旨

東日本大震災による原子力災害から福島農業を速やかに再生するため、原子力災害を受けた地域の農地、農業用施設及び集落道等の整備を一体的かつ迅速に実施する。

2 事業内容

- (1) 農地整備事業
- (2) 水利施設整備事業
- (3) 農地防災事業
- (4) 中山間地域総合整備事業

3 事業実施主体 県

4 予算額 7,622,737千円

5 補助率

2の(1) 一般地域
(ハード) 国1/2、県1/4～11/30 (ソフト) 国50%、県50%～10.5%

2の(1) 中山間地域等
(ハード) 国55%、県27.5%～30% (ソフト) 国55%、県45%

2の(2) 国50%、県25%

2の(3) 小規模 国50%、県28%～37%

2の(3) 大規模 国55%、県28%

2の(4) 国55%、県30%

※県補助率は事業メニューにより異なります。詳しくは担当課にお問い合わせください。

6 事業実施期間 平成25年度～平成32年度

【担当課：農村基盤整備課 024-521-7410】

災害調査事業（継続）

1 趣 旨

農地、農業用施設、海岸保全施設及び地すべり防止施設の被害発生地区のうち、県営災害復旧事業を対象として、災害査定申請を早急かつ円滑に実施すべく、耕地災害、海岸および地すべり防止施設災害の調査等を実施する。

2 事業内容

農地、農業用施設、海岸保全施設及び地すべり防止施設の被害発生地区のうち、県営災害復旧事業について災害調査等を行う。

3 事業実施主体 県

4 予 算 額 298,700千円

5 補 助 率 10/10

6 事業実施期間 平成31年度

【担当課：農村基盤整備課 024-521-7412】

耕地災害復旧事業（継続）

1 趣 旨

異常な天然現象（降雨、洪水、暴風、高潮、地すべり、地震、低温、その他）により被災した農地、農業用施設を復旧し、生産基盤の回復を図る。

2 事業内容

被災した農地、農業用施設の速やかな復旧を図る。

(1) 事業採択の条件

ア 事業費

1か所の工事費が40万円以上

イ 対象施設

国営または県営事業で造成された施設であって、復旧工事に高度な技術を要するまたは事業費が概ね50,000千円以上の施設

ウ 異常な天然現象の条件

降雨の場合：最大24時間雨量が80mm以上 最大時間雨量が20mm以上

(2) 採択する工種

ア 農地

田、畑

イ 農業用施設（関係受益戸数2戸以上）

水路、道路、頭首工、ため池、橋梁、揚水機、堤防、農地保全施設

3 事業実施主体 県

4 予 算 額 3, 275, 400千円

5 補 助 率

(1) 国庫補助率

農地：50%以内 農業用施設65%以内

国庫補助率は基本補助率であり、補助率増高制度による嵩上げがある。

また激甚災害に指定された場合、激甚法による補助率の嵩上げがある。

(2) 県補助率（県営事業として実施する場合）

農地：国庫補助残の35/50 農業用施設25/35

6 事業実施期間 災害が発生した年を含め原則3年間

【担当課：農村基盤整備課 024-521-7412】

ため池等放射性物質対策事業（継続）

1 趣 旨

福島県の中通り・浜通りに位置するため池のうち、貯留水や底質等に含まれる放射性物質により営農や施設管理等に支障が生じているため池について、営農再開・農業復興の観点から影響を低減することを目的とし、ため池の放射性物質対策を実施している。

各ため池において放射性物質対策の必要性を判断するモニタリング調査や、円滑に対策工を実施出来るよう県営ため池放射性物質対策モデル事業を実施することで、市町村の対策取組を支援していく。

2 事業内容

(1) ダム・ため池のモニタリング調査

ダム・ため池等における底質及び貯留水の放射性物質濃度等を把握するためのモニタリング調査を行う。

(2) 県営ため池放射性物質対策モデル事業

対策が遅れている市町村に先駆け、県営モデル事業を実施し、実施設計及び工事の事例を示し、市町村の対策促進を図る。

3 事業実施主体 県

4 予 算 額 680,000千円

5 補 助 率 (1) 国 10/10
(2) 国 7.5/10 県2.5/10

6 事業実施期間 (1) 平成27年度～平成32年度
(2) 平成28年度～平成32年度

【担当課：農地管理課 024-521-7419】

放射性物質被害林産物処理支援事業（一部新規）

1 趣 旨

林産物の生産活動に支障をきたさないよう、放射性物質に汚染された林産物の処理等に要する経費を支援し、本県の林業・木材産業の復興を図る。

2 事業内容

林産物の産業廃棄物処理等に要する経費を支援する。

3 事業実施主体 福島県木材協同組合連合会等

4 予 算 額 654,000千円

5 補 助 率 定額（10／10以内）

6 事業実施期間 平成25年度～平成32年度

【担当課：林業振興課 024-521-7432】

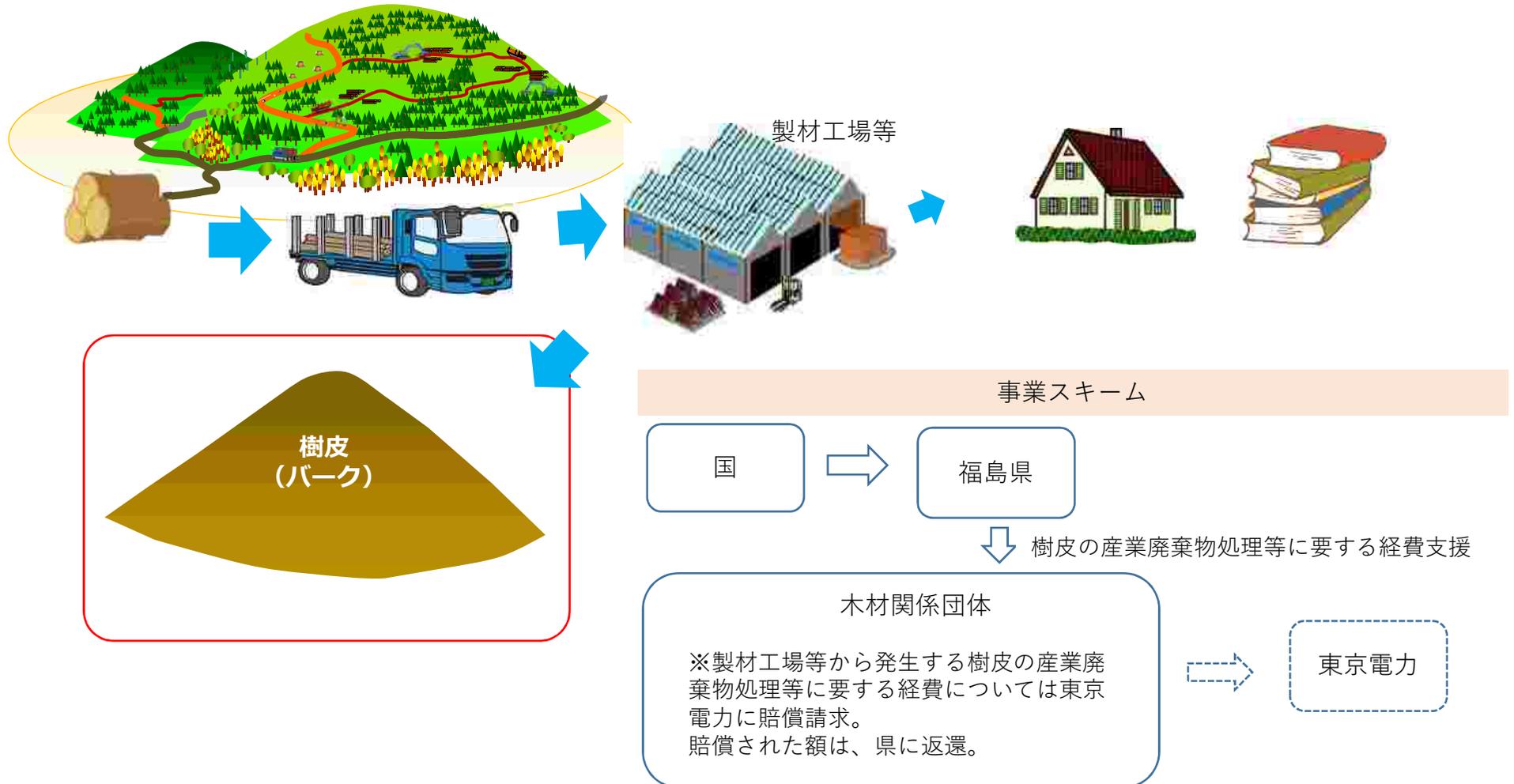
放射性物質被害林産物処理支援事業

【趣旨】 林産物の生産活動に支障をきたさないよう、放射性物質に汚染された林産物の処理等に要する経費を支援し、本県の林業・木材産業の復興を図る。

【事業内容】 林産物の産業廃棄物処理や利活用に要する経費を支援する。

【予算額】 654,000千円

【補助率】 定額（10/10以内）



森林活用新技術実証事業（一部新規）

1 趣 旨

放射性物質により、きのこ、山菜等の出荷制限やきのこ原木の供給へ影響を及ぼしていることから、きのこ等の再生産に向けた栽培技術の実証やきのこ原木を生産する広葉樹の調査を行う。

2 事業内容

(1) 原木しいたけ露地栽培実証事業

中浜通りの出荷制限地域を中心に、露地栽培をめざす生産者のほだ場において、今後の出荷制限の解除や再生産に向けた実証試験を実施する。

(2) 広葉樹安定供給調査事業

コナラ等広葉樹の安定供給を図るため、非破壊検査機器を利用した各地域の原木汚染状況を調査し、広葉樹の林分毎の供給可能量を推定する。

(3) (新) 山菜生産再開のための技術検証事業

山菜栽培ほ場において、生産環境再生に必要となる条件を調査し、生産再開方法を検証する。

3 事業実施主体 県

4 予算額 20,000千円

5 補助率 ー

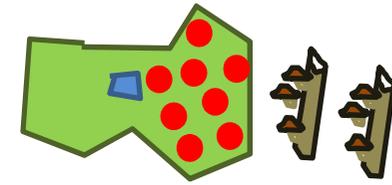
6 事業実施期間 平成28年度～平成32年度

【担当課：林業振興課 024-521-7432】

森林活用新技術実証事業

◎原木しいた露地栽培実証事業

↳ 原木露地栽培における再生産の検証



県内生産者のほだ場で露地栽培検証

出荷制限解除や再生産に向けたデータ収集

◎広葉樹安定供給調査

↳ 非破壊検査機器を利用した各地域の原木汚染状況の把握と供給可能量の推定

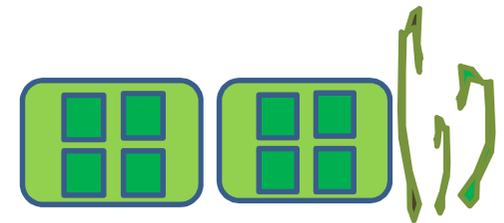


林分毎に抽出検査

きのこ原木生産可能林分検索

◎山菜生産再開のための技術検証事業

↳ 山菜栽培ほ場における、生産環境再生条件の検証



生産環境の再生に係る調査

安全に生産・収穫ができる生産方法の構築



県内における特用林産物の生産再開

安全なきのこ原木等供給支援事業（継続）

1 趣 旨

放射性物質による森林汚染の影響によりきのこ原木等の価格が高騰していることから、きのこ生産者の負担を軽減する取組を行う団体を支援する。

2 事業内容

きのこ生産者のきのこ原木等生産資材導入に要する経費の負担軽減を図る取組について補助する。

3 事業実施主体 農業協同組合、森林組合等

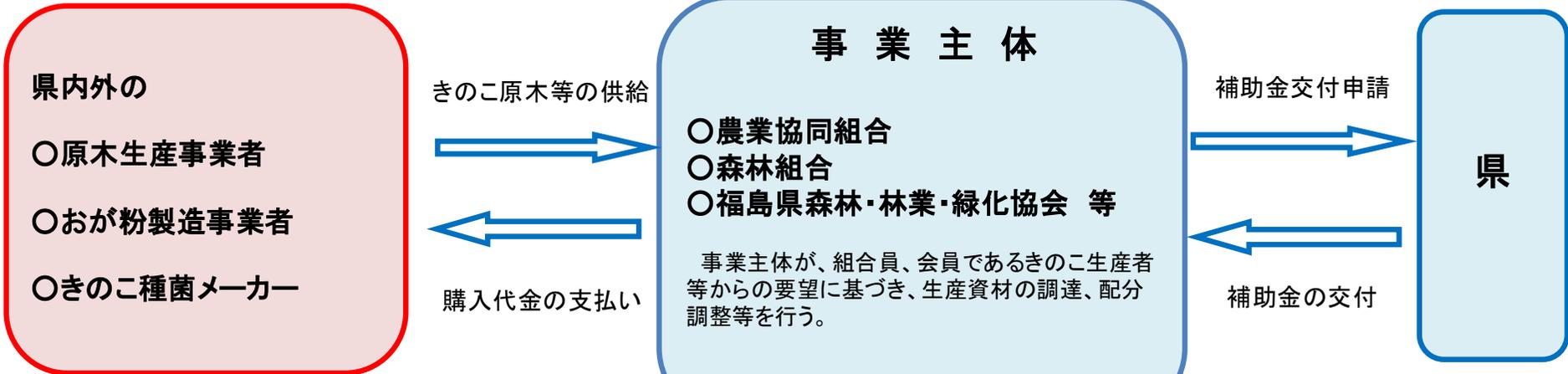
4 予 算 額 271,650千円

5 補 助 率 震災前購入にかかる経費（消費税を除く）の1/2以内

6 事業実施期間 平成23年度～平成32年度

【担当課：林業振興課 024-521-7432】

安全なきのこ原木等供給支援事業のフロー



| | | | | | |
|--------------|---------------------|-------|------|------|-------|
| 購入金額 540円 | H25 追加費用 400円 | 消費税 | 28円 | 28円 | 東電賠償 |
| | | 手数料 | 22円 | 22円 | |
| | | 掛かり増し | 350円 | 350円 | |
| 購入金額 140円 | H22 購入金額 | | 134円 | 67円 | 補助金 |
| | | | | 73円 | 生産者負担 |
| | | 消費税 | 6円 | | |

- 事業主体 生産者への確認
事業主体から直接購入する場合を除き、どこで購入するか、申請先はどこか確認する。
- 農林事務所 事業主体からの提出書類の確認
補助金交付申請を行う際に添付する補助金算出表を用いて、個々の生産者がどこから資材を購入するか確認する。

インバウンドを通じたふくしま産農産物等販売促進事業（新規）

1 趣 旨

訪日外国人は約3,000万人となったが、本県への外国人観光客は依然として少ない状況であるため、外国人観光客が数多く訪れる都内の人気観光地などで外国人観光客が県産農産物を食べてもらう機会を創出することで、販路拡大に寄与する。

2 事業内容

インバウンドを通じたふくしま産農産物等販売促進事業

外国人の人気の飲食店等と連携し、果物等を主とする県産農産物とのコラボ商品の開発を通じた飲食店での活用を促進する。

3 事業実施主体 東京都内の飲食店

4 予算額 19,607千円

5 補助率 ー

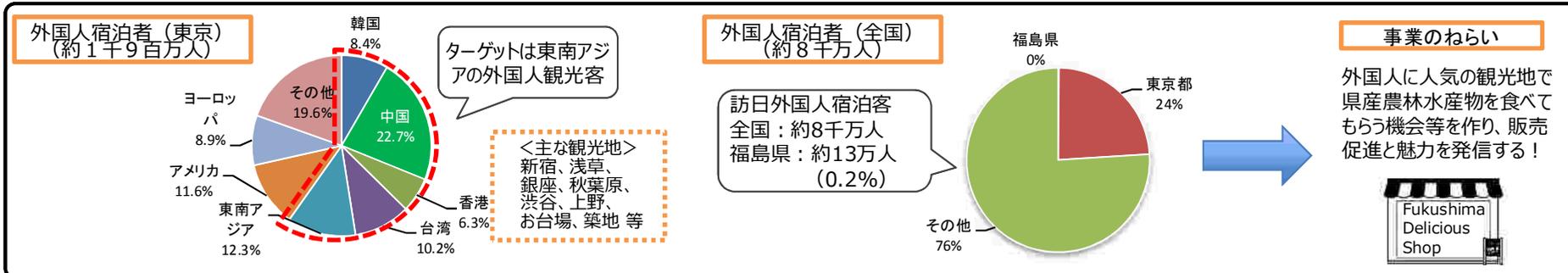
6 事業実施期間 平成31年度～平成32年度

【担当課：農産物流通課 024-521-8041】

インバウンドを通じたふくしま産農産物等販売促進事業

農産物流通課

- 平成29年の訪日外国人は約3,000万人と過去最高となり、飲食、買い物など食関連の消費額は1.2兆円となっている。
- しかし、本県への外国人観光客は依然として少ない状況であることから、インバウンドを契機とした県産農産物の消費拡大に結び付いていない。
- そこで、外国人観光客が数多く訪れる都内の人気観光地などで県産農産物を食べてもらう機会を作るとともに、SNS等により本県の農産物の魅力を発信し、「食」を通じた「FUKUSHIMA」のイメージ向上を図る。引いては、県産農産物の新たな販路拡大に寄与する。



① 人気の飲食店等とコラボ

外国人に人気の都内の飲食店やスイーツ店等と連携して、果物等を主とする県産農産物とのコラボ商品を開発！

(チェーン店1店舗、個人店舗5店舗程度)



「Fukushima」のプチショップに行ってみよう！



外国人に訴求できる
県産農林水産物の代表は「桃」!!

② 6次化商品等への誘導・本県PR等

・県産農産物を食べた外国人にお土産の購入を誘導するための販売棚の設置



・「Fukushima」を象徴するパネル等を展示し、外国人に対して福島 の田園風景等の美しさをPR！



外国人のお土産になるPR絵葉書等を配布するなど

③ インフルエンサー・SNSの活用による情報の発信・拡散

- ・ インフルエンサー・SNSを活用し、インスタ映えする写真や食の魅力を発信・拡散
- ・ テレビ・雑誌・WEB等での露出展開
- ・ 福島県の観光情報（農林水産物を楽しめる観光地等）を発信【他部局と連携】

期待される効果

・くだもの王国「Fukushima」としてのイメージ向上！



・他店への波及による消費拡大！

・県産農産物のブランド力が向上！

・ふくしまへの外国人観光客の増加による農産物の消費拡大！

Fukushimaの魅力アップ！
福島への興味・関心の高まり！

農林水産物等緊急時モニタリング事業（継続）

1 趣 旨

本県産の農林水産物等の安全性を確保するため、緊急時モニタリング検査を実施するとともに、その結果を消費者や生産者、流通業者等に迅速に公表する。

2 事業内容

本県産の農林水産物等（穀類、野菜、果実、原乳、肉類、鶏卵、山菜、きのこ、水産物、飼料作物等）のモニタリング検査を実施し迅速に公表する。

3 事業実施主体 県

4 予 算 額 378,537千円

5 補 助 率 ー

6 事業実施期間 平成25年度～平成32年度

【担当課：環境保全農業課 024-521-7342】

農林水産物等緊急時モニタリング事業

分析



農業総合センターへのサンプル搬入

対象品目: 穀類、野菜、果実、原乳、肉類、鶏卵、山菜、きのこ、水産物、飼料作物等



サンプルの前処理
(細断、容器へ充填)



U-8容器 : 2,000秒
0.7Lマリネリ容器: 600秒

検査結果は直ちに公表

基準値 (100Bq/kg)
以下

基準値 (100Bq/kg)
超過

出荷・流通

出荷自粛・出荷制限

第三者認証GAP取得等促進事業（継続）

1 趣 旨

風評対策を効果的に進めるため、産地が安全性を客観的に消費者等へ説明できる第三者認証GAP等を導入して、東京オリンピック・パラリンピックへの食材供給を通じた情報発信を行い、消費者の信頼回復を図る。

2 事業内容

(1) 第三者認証GAP等の導入支援（補助事業）

ア 認証GAPの取得・継続支援

GLOBALG. A. P.、ASIAGAP、JGAP、FGAP（ふくしま県GAP）等の取得や継続に係る経費を支援する。

イ GAP活用モデルの育成

加速的に進めるために、様々な主体によるGAP取得促進・活用の取組を支援する。

(2) 放射性物質対策マニュアル作成支援（補助事業）

GAPに取り組む産地の放射性物質対策を盛り込んだマニュアル作成を支援する。

(3) 県推進事業

ア GAP認証取得等支援の体制整備

生産者や指導者向け研修会の開催、FGAPの審査体制の整備と取組拡大、産地情報の提供等を行う。

イ GAP指導員資格等取得事業

農林事務所等職員のGAP指導力向上を図る。

| | | |
|----------|-------|--------------|
| 3 事業実施主体 | 2の(1) | ア 出荷団体、農業法人等 |
| | | イ 市町村 |
| | 2の(2) | 農業協同組合、出荷団体等 |
| | 2の(3) | 県 |

4 予 算 額 476,922千円

- 5 補助率 2の(1) 定額
2の(2) 定額
- 6 事業実施期間 平成28年度～平成32年度

【担当課：環境保全農業課 024-521-7342】

第三者認証GAP取得等促進事業

(事業の必要性)

県産農林水産物の安全性の確保と信頼される産地をめざし、風評払拭及び産地におけるGAPの取組強化のため、第三者認証GAPの取得を支援する。また、国ガイドラインに準拠しているふくしま県GAP(FGAP)の推進を同時に図り、東京オリンピックパラリンピック大会への食料供給体制を整える。

(事業概要)

第三者認証GAP導入支援

第三者認証GAP導入支援事業 【458,733千円】

- 第三者認証GAPの取得を支援するため、認証取得に係る経費を補助する。
 - ・第三者認証GAP（グローバルGAP、JGAP等） 58件想定
- FGAPの推進を図るため、取得に係る経費を補助する。また、認証体制を整備し、見える化システムを構築する。
 - ・FGAP認証 78件想定
- 実践産地に対する指導支援（県推進事業）



放射性物質対策マニュアル作成支援

放射性物質対策マニュアル作成支援事業 【2,835千円】

- 放射性物質対策に取り組む産地に対して、GAPマニュアル作成等の取組を支援する。
 - ・補助先 生産団体
 - ・補助率 定額
- ※東日本大震災農業生産対策交付金



GAP指導員資格取得

GAP指導員資格等取得事業 【5,354千円】

- GAPの現地支援を強化するため、農林事務所職員等の資質向上を図る。
- 教育機関でのGAP推進を図るため、農業短期大学校及び農業高校職員も対象とする。
 - ・研修概要：JGAP指導員研修、内部監査員研修
 - ・対象者：各農林事務所、農業短期大学校、各農業高校担当教諭等、県庁職員等（88名想定）



GAP活用モデル支援

GAP活用モデル事業 【10,000千円】

- 市町村や支援団体等による販路までつなげるGAP取組体制の構築やこのための認証取得支援、集落営農等の地域ぐるみのGAP取組支援、GAP認証農産物を活用したブランド化などビジネスモデル実証等を支援する。
 - ・補助対象 市町村
 - ・補助率 定額
 - ・補助対象件数 5件



風評の払拭と風化対策を認証GAPの導入を通じて推進！
東京オリンピック・パラリンピックへの食材供給を通じた情報発信と消費者の信頼回復！

ふくしまの恵み安全・安心推進事業（継続）

1 趣 旨

風評対策のため、産地が行う農林水産物の放射性物質検査や放射性物質汚染防止対策など、総合的な安全確保の取組を支援するとともに、流通消費段階における安全情報の見える化（情報開示）によって、消費者の信頼向上のための活動の更なる充実を図る。

2 事業内容

- (1) 安全管理システム緊急強化対策事業
産地の放射性物質検査体制の強化を支援し、検査結果等の見える化を推進する。
- (2) 安全管理システム地区推進事業
産地における分析機器等の整備、地域協議会の設置と運営等を支援する。
- (3) 安全・安心見える化対策事業
放射性物質検査結果等の情報を消費者に提供するため、農林水産物安全管理システム等の構築を進めるとともにホームページ等より情報を発信する取組を支援する。
- (4) 海の恵み安全・安心推進事業
試験操業の拡大と早期の漁業再開を図るため、産地が行う放射性物質検査を支援する。

3 事業実施主体 県（2-(1)）、県協議会（2-(1)(2)(3)）、地域協議会（2-(2)(3)）、県漁連（2-(4)）等

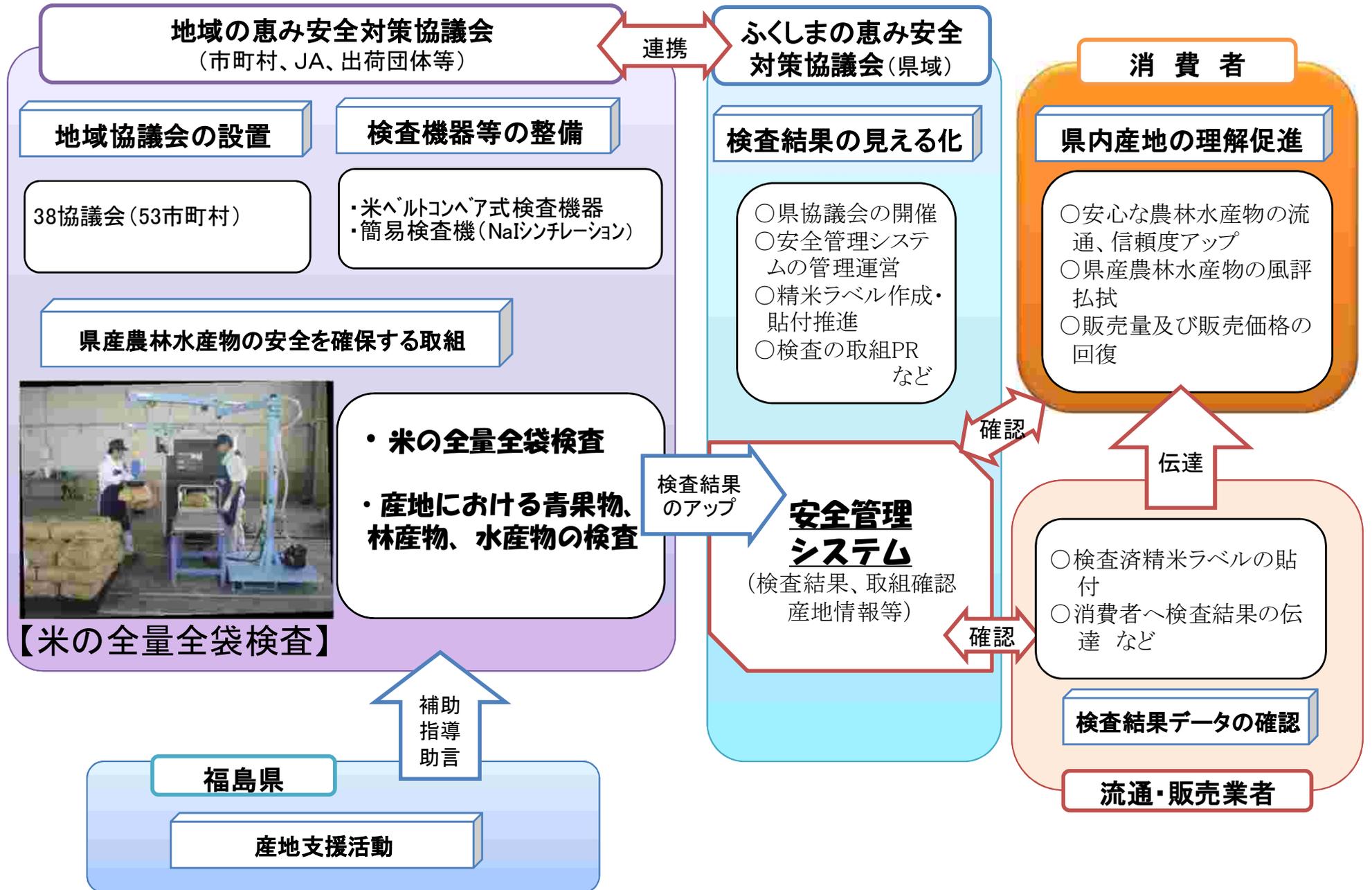
4 予 算 額 735,491千円

5 補 助 率 10/10以内

6 事業実施期間 平成24年度～平成32年度

担当課：環境保全農業課 024-521-7342
水田畑作課、園芸課、水産課、林業振興課

ふくしまの恵み安全・安心推進事業



環境にやさしい農業拡大推進事業（継続）

1 趣 旨

本県産農産物のイメージアップと風評払拭を効果的に進めるため、東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴い、需要が拡大する有機農産物等の生産・流通体制を整備し、付加価値の高い有機農産物の供給拡大を進める。

2 事業内容

(1) 有機JAS認証拡大支援事業

ア 有機JAS認証取得支援事業 イ 有機JAS認定（小分）取得支援

(2) 環境にやさしい農産物供給体制の整備

有機農産物の生産規模や品目の拡大、出荷の安定化に向け有機農業者等が共同で利用する施設・機械の導入経費を支援する。

(3) 有機・エコ農産物の消費流通拡大支援事業

有機農産物の消費拡大に向けた啓発活動や新たな販売拡大を支援するため実需者向けの産地見学会や商談会を開催する。

(4) 有機農業技術研究開発

有機農産物の放射性物質リスク軽減や、機能性の高い有機農産物の開発と安定生産に向けた技術を開発する。

(5) 新たに開発された技術等の実証・普及展示

県内に実証展示ほを設け、有機農業技術や有機農産物の生産拡大に寄与する技術を地域農業者へ普及定着を図る。

3 事業実施主体 2の(1)のア、農業者(法人、組織含)、イ、民間事業者 2の(2) 農業者組織（農業者等2名以上）

2の(3)(4)(5) 県

4 予 算 額 41,502千円

5 補 助 率 2の(1)ア 新規認定3/4以内、継続認定1/2以内

2の(1)イ 認定取得 定額(上限300千円) 施設整備 1/2以内(上限2,000千円)

2の(2) 導入経費の1/2以内

6 事業実施期間 平成29年度～平成32年度

【担当課：環境保全農業課 024-521-7453】

環境にやさしい農業拡大推進事業

事業の内容

東京オリンピック開催に伴い、需要が拡大する有機農産物等の生産・流通体制の整備し、付加価値の高い有機農産物の供給拡大を進めるため、有機JAS認証取得経費を始め施設等の導入経費や販路拡大に向けた取組、有機農産物の安定生産に向けた研究開発などを行います。

有機栽培生産面積・生産量の拡大

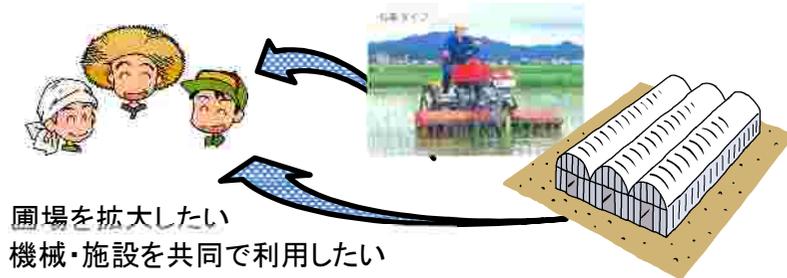
○有機JAS認証取得支援

農家の有機JAS認証を取得するための経費を支援



○環境にやさしい農産物供給体制の整備

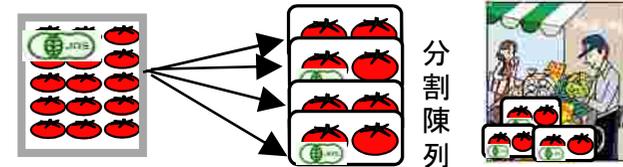
乗用除草機、紙マルチ田植機、ハウス等の整備



有機農産物の消費拡大、販売促進

○有機小分認証取得支援

流通業者の小分認証新規取得を支援



○有機・エコ農産物消費流通拡大支援事業

- (1) 学生、主婦等を対象とした現地セミナー
- (2) 有機・エコ農産物のバイヤーツアーによる販路マッチングにより新規販路開拓と流通量の拡大の促進
- (3) インバウンド需要に向けた県内飲食店等での県産有機農産物の利用拡大の促進



県内飲食業者等の実需者を対象とした商談会

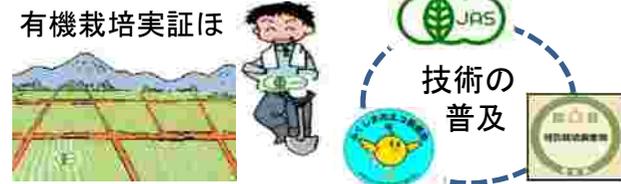
有機農業の技術研究開発、実証

○栄養・機能性成分の高い有機農産物を生産する技術開発

○有機農産物の安定生産に向けた栽培技術の確立



○新たに開発された技術等の実証・普及



ふくしまプライド農林水産物販売力強化事業（一部新規）

1 趣 旨

「ふくしまプライド」のキャッチフレーズのもと、関係団体と連携したオールふくしまの取組により、県産農林水産物等の正確かつ魅力のある情報発信、パッケージングの改善など本県産の持つ価値を伝える工夫をするとともに、小売店等のでフェアやトップセールスなどを通じ、積極的に首都圏等への販路の拡大を図り、本県の基幹産業である農林水産業の復興を目指す。

2 事業内容

(1) みんなのチカラで農林水産絆づくり事業

販売促進キャンペーン等の展開により、県内外の実需者及び消費者に直接目に見える形で県産農林水産物の魅力・安全性を訴えかけ、積極的に販売・使用・購入する機運を高め、生産者と消費者の絆を取り戻す。

ア 「がんばろう ふくしま！応援店」等拡大事業

応援店販売促進キャンペーンの実施

イ 農林水産物利用推進絆づくり事業

県内量販店等において農林水産物の魅力と安全性をPRする「おいしいふくしま いただきます！」キャンペーンの実施

(2) 「オールふくしま」によるプロモーション対策

農業関係団体等、多様な主体による販路拡大等に向けた取組を促すことにより、県内各産地や品目別の状況に応じた販売力の強化を図る。

ア ふくしま米消費拡大推進事業

(ア) 県内外米消費拡大推進事業

量販店・各種イベントにおける消費拡大キャンペーン等の実施

(イ) ふくしま米ブランド販路拡大推進事業

a 求評懇談会

- b 集荷団体、生産者団体、農業法人等が実施する米の販売促進の取組への支援
 - (ウ) ふくしま米ブランド化推進事業
 - 平成 33 年度にデビュー予定の新品種のブランド化に向けた取組の実施
 - イ ふくしまの畜産ブランド再生事業
 - (ア) おいしい「ふくしまの畜産」消費拡大事業
 - 畜産物の消費拡大イベントの実施及び畜産団体の活動への支援
 - (イ) 「福島牛」ブランド再生事業
 - 安全性のPRや「福島牛」販路拡大への支援
 - (ウ) 福島県産牛取扱推進事業
 - 福島牛の取引価格の回復を目指し、卸売から小売の個別事業者毎の商流を考慮し、販路拡大のアプローチを行う。
 - ウ 「ふくしまプライド。」販売力強化支援事業
 - (ア) 市町村事業
 - 市町村が実施する販売促進PR活動等への支援
 - (イ) 民間団体・県域団体事業
 - 民間団体が実施する販売促進PR活動や、GAPによる生産物PR、パッケージングの向上などへの支援
 - エ 福島 食のプラットフォームに対する活動支援
 - 県産品を積極的に食べて、応援したい人の組織化を目指す福島フードファンクラブ「チームふくしまプライド。」の活動を支援する。
 - オ 県産農林水産物の利用拡大支援事業
 - 生産者の思いや農林水産業の実情、県産食材の安全性を子ども達や保護者、地域住民に伝えるとともに、地元の農林水産物などを食材として取り入れる学校、
病院の自主的な取組を支援し実際に食べてもらうことで、県産食材の安全性に対する理解を促進させ、学校給食や病院食における県産農林水産物の消費拡大を推進する。
- (3) うまいぜ！ふくしま！農林水産物情報発信事業

県産農林水産物に対するイメージ向上を図るとともに、販路拡大関連の対策等をより効果的に実施するため、マスメディアを活用した対策を実施する。

また、風評等に関する調査を行い、関係団体とともに効果的な情報発信対策や販路拡大対策を検討する。

- ア テレビを用いたPR
- イ 各種メディアによる旬を捉えた相乗的な情報発信
- ウ 効果的な情報発信・販路拡大対策の検討

(4) 県産農産物等輸出回復事業

原子力発電所事故により、主要国を含む多くの国・地域において、いまだに輸入規制措置が取られているため、本県産農産物等の安全性を海外に積極的に発信する等、規制解除と販路の拡充を推進する。

ア 農林資産物等を通じた海外への安全・安心PR、情報発信

(ア) 様々な媒体を活用した情報発信

魅力などを発信するPRパンフレットや動画等を作成し、WEBや在外公館等、海外への情報発信ツール等をフル活用し、農林水産物等を通じた「ふくしまの今」を全世界へ発信する。

(イ) 有望輸出国・地域での展示会等出展

震災以前に輸出実績のあった国・地域で開催される展示会等に出展し、本県の安全安心の取組をはじめ、本県農林水産物等の魅力のPRを行う。

(ウ) 有望輸出国・地域の「食」「農」関係者招へい

輸入規制を課している国・地域の食・農に関する政府関係者等を本県へ招へいし、本県の安全・安心の取組状況など、正確な情報発信を行う。

(エ) 有望輸出国での試食会、商談会等の実施

有望輸出国において、輸出に意欲のある県内生産者団体とともに、試食会・商談会等を開催し、県産農林水産物等の魅力を積極的に発信することで、さらなる県産品の輸出促進につなげる。

(オ) 北京国際園芸博覧会への出展

平成31年度に政府出展が決定している北京国際園芸博覧会に出展し、本県の高品質な花きを使用した製作物の展示を行う

とともに、本県特有の品目や頻出の提案を行い、輸出拡大に向けた契機とする。

イ 輸出促進、輸出環境整備事業

(ア) 輸出促進PR、販路開拓等支援

輸入規制が緩和された国・地域への輸出を促進するため、輸出に意欲がある生産者団体等に対して、海外での商談会、展示会出展、輸出へ向けた検疫等に係る環境整備などへの支援を行う。

(イ) 輸出環境整備

青果物等の輸送及び長期保存技術の安定化を検討するとともに、輸出先の防除基準値等に適合した防除体系や検疫等の対策・検討を行う。

(5) 6次化商品販路拡大事業

商品それぞれの強みを活かしたプロ目線による商品改良など、6次化商品のブランド化に向けた商品づくりを支援する。

また、各地方の特色を活かした商品の開発や商談会の開催を通じた生産者と事業者のマッチングを強化するとともに、関係機関と連携した商談会の開催等を通じ、販路開拓・拡大を支援する。

ア 6次化商品ブランディング事業

本県の6次化商品の統一ブランド「ふくしま満天堂」のもと、県内外における、テストマーケティングの実施やバイヤー等プロ目線による商品改良などを通じて、売れ続ける商品づくりを支援する。

イ 売れる6次化商品販路拡大事業

地域でのマッチングの促進や商談会の開催、電子カタログの作成・PRを通じて、6次化商品の販路開拓・拡大を支援する。

(6) ブランド力向上！攻めの販路拡大対策

パッケージングの改善やGAPによる生産物の店頭での露出など、本県産の価値を高める工夫を行いながら、量販店等での旬を捉えた販売フェアや取扱いの定番化につなげる販売コーナーの設置、オンラインストアによる販売促進を通して、本県産の継続した取扱いや多様な販路の確保につなげる。

ア 県産農林水産物等販売コーナーの設置・ふくしまプライドフェア開催

県外量販店等において、パッケージングの改善等を図りながら、米や牛肉、GAPによる生産物などの取扱いの定番化に向けた

販売コーナー設置や、旬を捉えた販売フェアを開催する。

イ オリパラを契機とした販路の拡大

2020オリンピック・パラリンピック東京大会への食材供給を契機とし、首都圏の流通・小売事業者を対象とした商談会や産地視察を実施し、県産農林水産物の品質の高さ、GAP認証を含む安全・安心確保の取組をPRするなど、一層の販路拡大を図る。

ウ オンラインストアによる販売促進

既存のオンラインストア企業と連携した販売促進キャンペーンの実施や販売者の拡大、販売力の向上に向けたセミナーの開催などにより、多様な流通ルートの確保と全国どこでも本県産を販売できる機会を創出する。

エ イメージ向上に向けたパッケージングモデルへの支援

県域団体等を対象として、農林水産物のパッケージの改善等による本県産のイメージ向上に向けた取組を支援する。

オ 全国での販売促進PR活動

県産農林水産物等の一層の販路回復・拡大を図るため、関係団体と連携したトップセールス等により、流通・販売事業者への経営者層や消費者への働き掛けを行う。

カ 使ってふくしま！契約野菜産地育成事業

加工・業務用野菜の取引拡大に向け、産地育成セミナー及びマッチング商談会を開催し、契約野菜の販路開拓と産地育成を図る。

3 事業実施主体

2の(1)のア、イ、(2)のア(イ)a、ウ、イ(ウ) 県

2の(2)のア(ア) ふくしま米需要拡大推進協議会、福島県米消費拡大推進連絡会議

2の(2)のア(イ)b 集荷団体、生産者団体、農業法人等

2の(2)のイ(ア) 県、畜産団体等

2の(2)のイ(イ) 全国農業協同組合連合会福島県本部、
福島牛販売促進協議会等

2の(2)のウ(ア) 市町村

2の(2)のウ(イ) 生産者団体、商工業者団体等

2の(2)のエ 農林漁業者、商工業者の組織する団体、特定非営利活動法人、事業協同組合、企業組合

2の(2)のオ 市町村、市町村教育委員会、市町村立小中学校、市立特別支援学校

(小学部・中学部)、学校給食センター又は共同調理場、病院、栄養士会、病院給食研究会等

2の(3)のア、イ、ウ 県

2の(4)のア(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ) 県

2の(4)のイ(ア) 県、農林漁業者の組織する団体等

2の(4)のイ(イ) 県

2の(5)のア、イ 県

2の(6)ア、イ、ウ、オ、カ 県

2の(6)のエ 県域団体等

4 予 算 額 2, 0 9 0, 7 1 7千円

5 補 助 率 2の(2)のア(ア)、ア(イ)b、(2)のイ(ア) 定額
2の(2)のイ(イ) 1/2以内、定額
2の(2)のウ(ア)、(イ) 定額
2の(2)のエ 定額
2の(2)のオ 定額
2の(4)のイ(ア) 定額
2の(6)のエ 定額

6 事業実施期間 平成27年度～平成32年度

【担当課：農産物流通課 024-521-7354】

平成31年度ふくしまプライド農林水産物販売力強化事業
【事業費：2,090,717千円】

「ふくしまプライド。」によるブランドの再興

— ふくしまのイメージを塗り替え、新たな復興のステージへ —

- ◆ メディアにより広く発信
- ◆ 風評関連の調査と検討

- ◆ 県内消費拡大キャンペーン
- ◆ 6次化の推進

- ◆ 関係団体と連携したPR活動
トップセールスの実施
- ◆ 首都圏等における販売確保

- ◆ 海外に向けた情報発信
- ◆ 輸出促進に向けた活動

情報発信による購買意欲喚起

3 うまいぜ！ふくしま！
農林水産物情報発信事業
419,036千円

- 複数のテーマによる、県内、大都市圏におけるテレビCMの放映
- 多様なメディアを用いた情報発信、PR資材の作成及び活用
- モニタリング検索サイトによる正確な情報の発信
- 風評・事業効果に関する調査、関係団体と情報発信・販路拡大対策の検討

ふくしまプライド。

- 福島牛等の県産品の魅力を伝え購買意欲を喚起する情報発信
- メディアミックス展開による発信力強化

地元産を誇れる環境づくり

1 みんなのチカラで農林水産
絆づくり事業
25,781千円

- キャンペーン等を通じた「がんばろうふくしま！応援店」の拡大・支援
- 県内量販店等における消費拡大キャンペーンの実施

5 6次化商品販売拡大事業
59,611千円

- 共通ブランド「ふくしま満天堂」のもとテストマーケティング等を通じた商品改良等の支援
- 地域の特色を活かした商品開発及び交流会、商談会の開催による販路拡大支援

- 地元産への理解と愛着を深める仕掛け
- 6次化商品のブランド化推進マッチングの強化

県外での販路回復・拡大

2 「オールふくしま」による
プロモーション対策
448,392千円

- 関係団体と連携した県産米、福島牛のPR、需要の喚起
- 市町村や民間団体によるGAP農産物やパッケージング向上対策等の支援、学校給食等の消費拡大の推進
- 福島フードファンクラブ「チームふくしまプライド。」の活動を支援

6 ブランド力向上！攻めの販路
拡大対策
1,010,606千円

- 販売コーナー設置、販売フェアにより米、牛肉、GAP産品等の販売確保
- オリパラ東京大会への食材供給に向けた商談会、バイヤーツアー等の実施
- オンラインストアでの販路拡大、出店者の販売支援、スキルアップ

- 米、福島牛の首都圏等への営業訪問活動の強化
- オリパラ東京大会への食材供給を契機とした販路の拡大

輸入規制解除・輸出増加

4 県産農産物等輸出回復事業
127,291千円

- ふくしまの魅力を伝える多様な媒体を活用した海外への情報発信
- 有望輸出国での展示会出展、「食」「農」関係者の招へいによる理解促進
- 有望輸出国での生産者団体等との試食会・商談会の実施
- 輸出促進PR、輸出に意欲的な生産者団体の販路開拓への支援
- 輸送技術・輸出環境整備等の検討

- 有望輸出国における積極的な商談会等の実施
- 有望輸出国のメディア等のふくしまの正しい理解の促進

平成31年度事業展開の強化ポイント

ふくしまプライド農林水産物販売力強化事業 (ふくしまの畜産ブランド再生事業) (継続)

1 趣 旨

畜産ブランド復活のための事業を実施するとともに、民間団体等による風評を払拭するためのPR活動を支援する。

2 事業内容

(1) 復興サポート事業

ア ふくしまの畜産ブランド再生事業

「福島牛」を中心とする本県畜産ブランドの復活を図るため、トップセールスを始めとした積極的なPRや消費者の理解醸成、さらには関係団体が実施するブランド力の強化に対して支援する。

(ア) おいしい「ふくしまの畜産」消費拡大事業

a おいしい福島畜産消費拡大事業

商談会・展示会に出展。

b おいしい福島畜産応援事業

顧客回復のための各種商談会や販売会、販促資材等経費への支援

(イ) 「福島牛」ブランド再生事業

a ブランド「福島牛」復活事業

意見交換会及び交流会、枝肉共励会、産地懇談会におけるトップセールス及び「福島牛フェア」の開催等

b 「福島牛」消費拡大対策事業

福島牛販売指定店の拡大とPR、販売促進キャンペーン、消費者等との意見交換会、福島牛産地ツアーの開催等

(ウ) 福島県産牛取扱推進事業

福島牛の取引価格の回復を目指し、卸売から小売の個別事業者毎の商流を考慮し、販路拡大のアプローチを行う。

3 事業実施主体

- | | |
|-------------|------------------------------|
| 2の(1)のアの(ア) | 県、畜産団体4団体(地鶏、ブランド豚、養蜂) |
| 2の(1)のアの(イ) | 全国農業協同組合連合会福島県本部、福島牛販売促進協議会等 |
| 2の(1)のアの(ウ) | 県 |

- 4 予 算 額 47,696千円
- 5 補 助 率 定額
- 6 事業実施期間 平成24年度～平成31年度

〔 担当課：農産物流通課 024-521-7377
畜産課 024-521-7366 〕

福島県産農産物等販路拡大タイアップ事業（継続）

1 趣 旨

営農再開が進む中で、避難地域では生産される農産物の販路の確保等の支援が必要となっており、専門家等を交えた農業者へのコンサルティングチームを組織し、農産物等の販路開拓を支援する。

2 事業内容

避難地域での農業者へのコンサルティング

避難地域等において農業者からの要望を受けて専門家の選定を行い、販路拡大に向けたコンサルティングや実需者とのマッチング等を行う。

3 事業実施主体 公益社団法人福島相双復興推進機構

4 予算額 78,800千円

5 補助率 定額

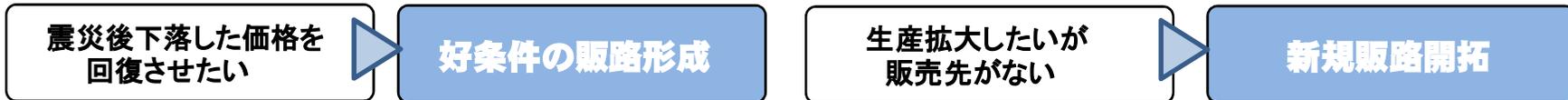
6 事業実施期間 平成29年度～平成32年度

【担当課：農産物流通課 024-521-7377】

(平成31年度当初予算)

福島県農産物等販路拡大ティアップ事業

【概要】 避難地域等において農業者からの要望を受けて専門家の選定を行い、販路拡大に向けたコンサルティングや実需者とのマッチング等を行う。



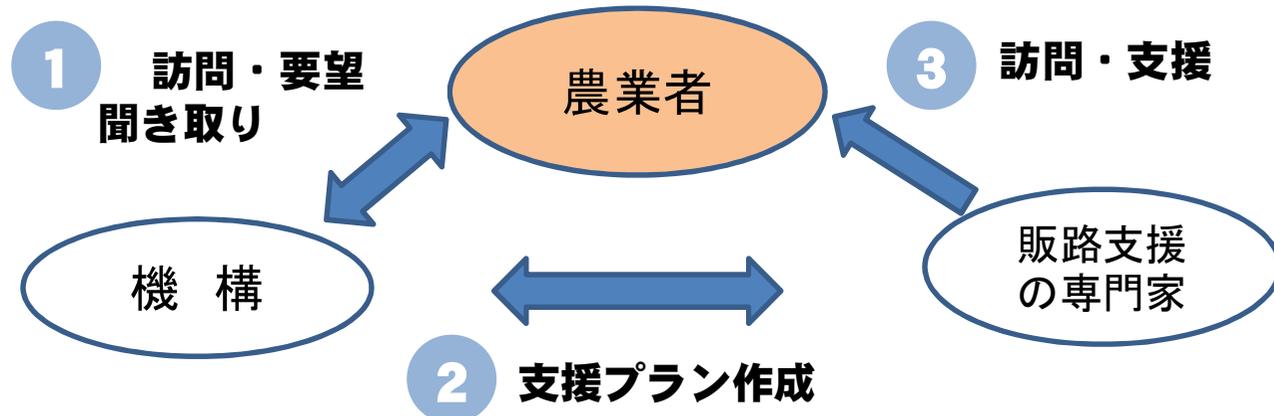
【実施主体】 公益社団法人福島相双復興推進機構

【予算額】 78,800千円



被災12市町村において

- 現在営農する個人農家・農業法人・生産組合等
- 今後営農再開する方
- 新たに営農を始める方



ふくしまから はじめよう。元気なふくしまっ子食環境整備事業（継続）

1 趣 旨

子どもをはじめとした地域住民が、適切な食品を選択する力や放射能に対する知識を養う等、各個人が地域活動等を通して、自発的な健康づくりを推進できるよう、農林水産業体験を中心とした食育活動の充実を図る。

2 事業内容

(1) 食育実践サポーター派遣事業

食育体験や交流、食生活改善、地域の食文化や郷土食の伝承等の活動を先進的に実践する方々を「食育実践サポーター」として登録し、子どもを対象とした食育推進に取り組む学校や地域団体等からの要請に応じて派遣し支援活動を行うことにより、県内における食育実践活動の普及拡大を促進する。

- ア サポーターの募集及び登録
- イ サポーターの公開
- ウ サポーターの派遣

(2) ふるさとの農林漁業体験支援事業

子ども達が農林水産物の生産から消費までの流れを理解するための農林漁業体験活動や、子どもやその保護者が県産農林水産物の安全安心の取組や放射能の正しい知識を身につけるためのリスクコミュニケーション活動等を支援するとともに、これらの活動を広く周知する。

ア 農林漁業体験活動やリスクコミュニケーション活動を行う食育推進活動団体の 選定、業務委託

子どもやその保護者などを対象とした食育推進活動の企画提案を選定し、業務委託する。選定に当たっては、避難している子ども達を対象とした取組を優先する。

(ア) 対 象：食育応援企業団、法人、NPO法人、任意団体等

(イ) 選定事業数：10事業（上限 1,080千円／事業）

イ 食育推進活動事例の取りまとめ・紹介

- 3 事業実施主体 県
- 4 予 算 額 13,409 千円
- 5 事業実施期間 平成26年度～平成31年度

【担当課：農産物流通課 024-521-7354】

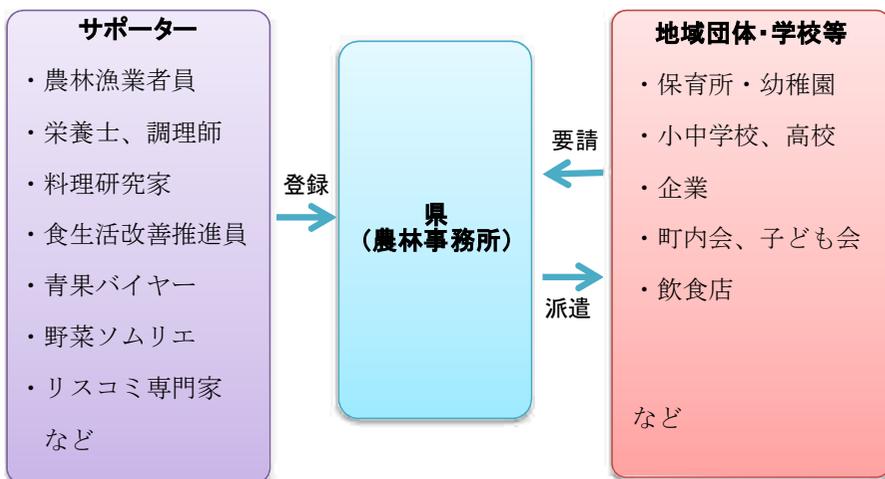
ふくしまから はじめよう。元気なふくしまっ子食環境整備事業

食育実践サポーター派遣事業

【概要】

食育活動を先進的に実践する方々を「食育実践サポーター」として登録し、学校や地域団体等からの要請に応じて派遣

【実施体制】



【活動内容】

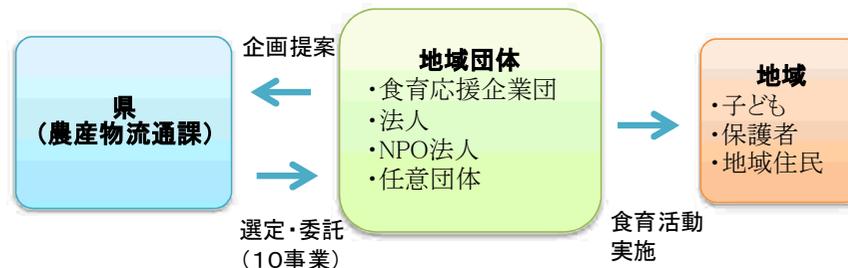
- 地域の食材を使った料理教室
- 農業及び農産加工体験、ほ場・工場見学
- 郷土料理、伝統料理の伝承
- 流通(市場、店舗見学)
- 食の安全安心(食品表示、リスクコミュニケーション等)

ふるさとの農林漁業体験支援事業

【概要】

県産農林水産物の安全・安心の取組や地域の食文化の継承などのテーマを設けて実施する農林水産業体験について、体験活動、リスクコミュニケーション活動、啓発活動を組み合わせて実施(委託)

【実施体制】



活用

【実施(委託)内容】

- ①体験活動(必須)
子どもを中心とした参加者等が、農林水産物の生産から消費までの流れを理解するための農林漁業体験活動
- ②リスクコミュニケーション活動(必須)
子どもやその保護者が、県産農林水産物の安全安心の取組や放射能の正しい情報や知識を身につけるための活動
- ③啓発活動
農林漁業体験やリスクコミュニケーション活動に必要な情報やノウハウを含む啓発資料を作成し普及する活動

米の全量全袋検査推進事業（継続）

1 趣 旨

米の全量全袋検査の確実な実施に向け、追加的費用に相当する資金繰りを支援するための貸付を実施する。

2 事業内容

米の全量全袋検査を実施するためには、運搬費や作業員の人件費等、追加的費用が発生する。これらの追加的費用は東京電力ホールディングス株式会社からの賠償金で賄われるが、賠償金が支払われるまで検査実施主体が資金繰りをして立て替えておくことは極めて困難であることから、その資金繰りを支援するために検査運営資金の貸付を実施する。

- (1) 貸付先 ふくしまの恵み安全対策協議会（事務局：公益財団法人福島県農業振興公社）
- (2) 貸付期間 2019年8月～2020年3月末
- (3) 返済 返済は東京電力ホールディングス株式会社からの賠償金を充てる。

3 事業実施主体 県

4 予 算 額 5, 2 0 0, 0 0 0千円

5 補 助 率 ー

6 事業実施期間 平成24年度～平成31年度

【担当課：水田畑作課 024-521-7369】

米の全量全袋検査推進事業

福島県水田畑作課

事業の概要

米の全量全袋検査の追加的費用が賠償されるまでの間、県は、ふくしまの恵み安全対策協議会（以下、「県協議会」）に対し、検査運営資金を貸付する。

県協議会は、当該貸付金を原資に地域の恵み等協議会（以下、「地域協議会」）に対し、検査運営資金を配分することで、検査の円滑な実施、未検査米の発生防止及び生産者等の負担軽減を図る。

貸付及び償還の内容

1 県は、県協議会に対し、検査運営資金を貸付する。

(1)平成31年度予算額 52億円

(2)貸付金の実績額 平成28年度:52億円 平成29年度:52億円 平成30年度:49億円

(3)貸付の予定時期 2019年8月頃

2 県協議会は、地域協議会が作成した実施計画に基づき検査運営資金を配分する。

3 県協議会は、東京電力ホールディングス(株)から支払われた賠償金をもとに、貸付日の属する年度内に県に対し貸付金を償還する。

会計処理検査の実施

県は、事業の適切な実施を図るため、県協議会及び地域協議会に対して会計処理検査を実施し、適切な資金管理を行う。

1 県協議会に対する会計処理検査 : 資金貸付月の翌月及び実績報告書提出の翌月

2 地域協議会に対する会計処理検査 : 9月、12月及び決算月の翌月

肥育牛全頭安全対策推進事業（継続）

1 趣 旨

牛肉に対する消費者等の信頼を回復するとともに、県産ブランドの再生及び肥育牛農家の経営の安定を図るため、肥育牛を県外へ出荷する際に放射性物質検査を全頭実施し、安全性の確保を図る。

2 事業内容

肥育牛全頭安全対策推進事業

(1) 牛肉の放射性物質の全頭検査

本県産牛肉の安全性を確保し、消費者の信頼回復、県産ブランドの再生及び畜産農家の経営の安定を図るため、県外においてと畜処理される肥育牛について、放射性物質検査に必要な材料を採取して検査機関へ搬入し、全頭検査を行う体制を確立する。

(2) 牛生体の放射性物質検査

放射性物質の検出リスクの高い繁殖雌牛等については、出荷前の生体で放射性物質検査を実施し、基準値を超過する牛肉が出荷されない体制を整備する。

3 事業実施主体 県

4 予 算 額 35,783千円

5 補 助 率 ー

6 事業実施期間 平成26年度～平成31年度

【担当課：畜産課 024-521-7365】

福島県産水産物競争力強化支援事業（一部新規）

1 趣 旨

原子力発電所事故による水産物への風評を払拭し、本県水産物の販路を拡大していくため、第三者認証制度（水産エコラベル）の活用、高鮮度出荷など本県水産物に特徴を持たせ、他県産に負けない競争力を付加する。

2 事業内容

(1) 認証審査支援事業

漁業関係団体及び水産加工流通業者が水産エコラベルの審査や認証を取得するための研修費用等を補助する。

(2) 認証水産物の高付加価値化・技術開発事業

ア 水産物の高付加価値化技術開発事業

県が高鮮度高品質化のための技術開発、技術実証及び販売試験を漁業関係団体に委託し実施する。

イ 高鮮度・高付加価値流通設備、機器整備支援事業

漁業関係団体が行う水産物の高鮮度保持や高付加価値化を図るために必要な機器の整備を支援する。

(3) 認証水産物等流通支援事業

ア 認証水産物等販路確保

(ア) 大手量販店等で認証水産物や高鮮度高付加価値化水産物等の販売コーナーを一定期間設置し、安全性と美味しさをアピールし販路の回復につなげる。

(イ) (新) 外食店へ認証水産物等提供するとともに、県産魚フェアの開催やシェフの産地招請、外食産業フェアへの県産魚ブース設置を通じて、外食産業を対象とした新たな販路を開拓する。

イ 水産物PRイベント開催等

本県水産物の安全性や美味しさについて、県内外の消費者に理解を深めてもらうため、水産市場等でイベントを開催する。また、漁協等で地元の消費者にPRするイベントを開催するほか、市場等の直売会を支援する。

(ア) おさかなフェスティバル、地魚祭り

- (イ) 市場直売会
- ウ 認証水産物等流通支援

認証水産物等を流通させる際に必要な経費を支援する。

- 3 事業実施主体
 - (1) 漁業関係団体及び水産加工流通業者
 - (2) ア 県
 - イ 漁業関係団体
 - (3) ア 県
 - イ (ア) 県
 - (イ) 漁協、漁連、水産加工組合
 - ウ 漁協、漁連、水産加工組合等

4 予 算 額 775,495千円

- 5 補 助 率
 - (1) 10/10以内、定額
 - (2) ア -
 - イ 5/6以内
 - (3) ア -
 - イ (ア) -
 - (イ) 10/10以内
 - ウ 10/10以内

6 事業実施期間 平成29年度～平成32年度

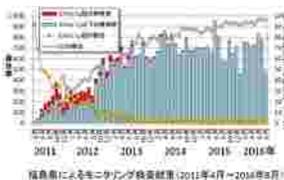
【担当課：水産課 024-521-7376】

福島県産水産物競争力強化支援事業

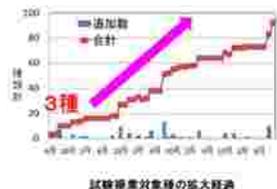
H31当初 775,495千円

現状と課題

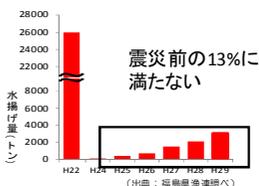
福島県産の水産物は、
○ モニタリングで安全を確認



○ 試験操業対象種は
全ての魚介類



○ 操業自粛により資源量が増加



しかしながら・・・
水揚量の回復は進まない

- × 根強い風評被害・・・
- × 安全性だけでは払拭困難・・・

認証審査及び認証取得支援事業
水産エコラベルの取得に係る経費を支援

【継続】 27,100千円

【水産エコラベルとは？】
環境に配慮した漁業を認証する制度
・環境に配慮した操業かどうかを審査
(混獲、乱獲、稚魚の保護等)

環境にやさしい漁業をしているか。
エコラベル以外の魚の混入防止ができていますか。



「水産エコラベル」認証取得支援



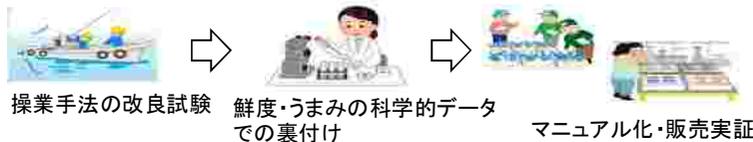
「攻め」の対策
→他県産に負けない
「競争力」を
付加！



しかし・・・
量が少ない
→通常の流通では
消費者の目に触
れる機会が少ない・・・

認証水産物の流通支援と
高付加価値化

高鮮度・高付加価値技術開発と実証事業 【継続】 8,600千円
認証水産物のPR + 認証水産物の価値をさらに高める取組



高鮮度・高付加価値流通施設・機器整備支援事業 【継続】 200,000千円
高鮮度・高付加価値を実現するために必要な機器、設備の整備を支援例

大型活魚車、活魚水槽、
高速冷蔵庫、流通管理システム等、



認証水産物等販路確保事業【拡充・新規】320,629千円

【拡充】常設販売棚確保業務【拡充】234,000千円



- 首都圏量販店に常設販売コーナーを設置(8→10店舗)
- 専門販売員による対面販売により風評を克服

【新規】販売ルート開拓業務【新規】84,870千円



- 首都圏外食店での福島県産魚フェアの開催やシェフを対象とした現地ツアー等の実施により県産魚の需要を開拓

- うおポチ等ネット流通企業と提携
- 産地と外食店を繋ぐ新たな販路を開拓

【産地市場】
漁業者
漁協、漁連
仲買人

【事務費】1,759千円



水産物PRイベント開催等事業 【継続】 58,516千円
県産水産物の安全性と美味しさをPRするイベント等の開催



例
おさかなフェスティバル

認証水産物等流通支援事業【継続】 160,650千円
水産エコラベル認証水産物等の流通経費を支援



例
MELラベルを添付したアワビの流通を支援

森林環境モニタリング調査事業（継続）

1 趣 旨

森林内における放射性物質の汚染状況について、広域的・継続的な調査を行い、森林における放射性物質対策を推進するため、必要な情報の整備を行う。また、里山再生モデル地区における対策の効果を把握するため、空間線量率等の調査を行う。

2 事業内容

(1) 森林環境モニタリング調査事業

森林における汚染状況の現況と経時変化を把握するため、県内の民有林全域を対象に、森林内の空間線量率や立木、土壌等に含まれる放射性物質濃度を調査し、その結果の評価、解析等を行う。

(2) ふくしま森林再生推進事業

森林環境モニタリング調査地点周辺の森林について、衛星画像を使用した樹種判読や登記情報に基づいて森林計画図や森林簿を修正するとともに、更新した情報を市町村に提供することにより、市町村による森林整備の推進を支援する。

(3) 里山再生モデル地区放射線量等調査事業

里山再生モデル地区における空間線量率や立木等の放射性物質濃度を測定し、空間線量マップ等作成のための基礎データを収集する。

3 事業実施主体 県

4 予 算 額 330,000千円

5 補 助 率 ー

6 事業実施期間 平成24年度～平成32年度

【担当課：森林計画課 024-521-7425】

森林環境モニタリング調査事業(継続)

□ 森林環境モニタリング調査事業

県内全域の民有林を対象として、

- 森林内の空間線量率を測定(1,300箇所を予定)
- 立木・土壌の放射性物質濃度調査(81箇所を予定)

【モニタリング調査予定位置図】



材の採取



樹皮採取

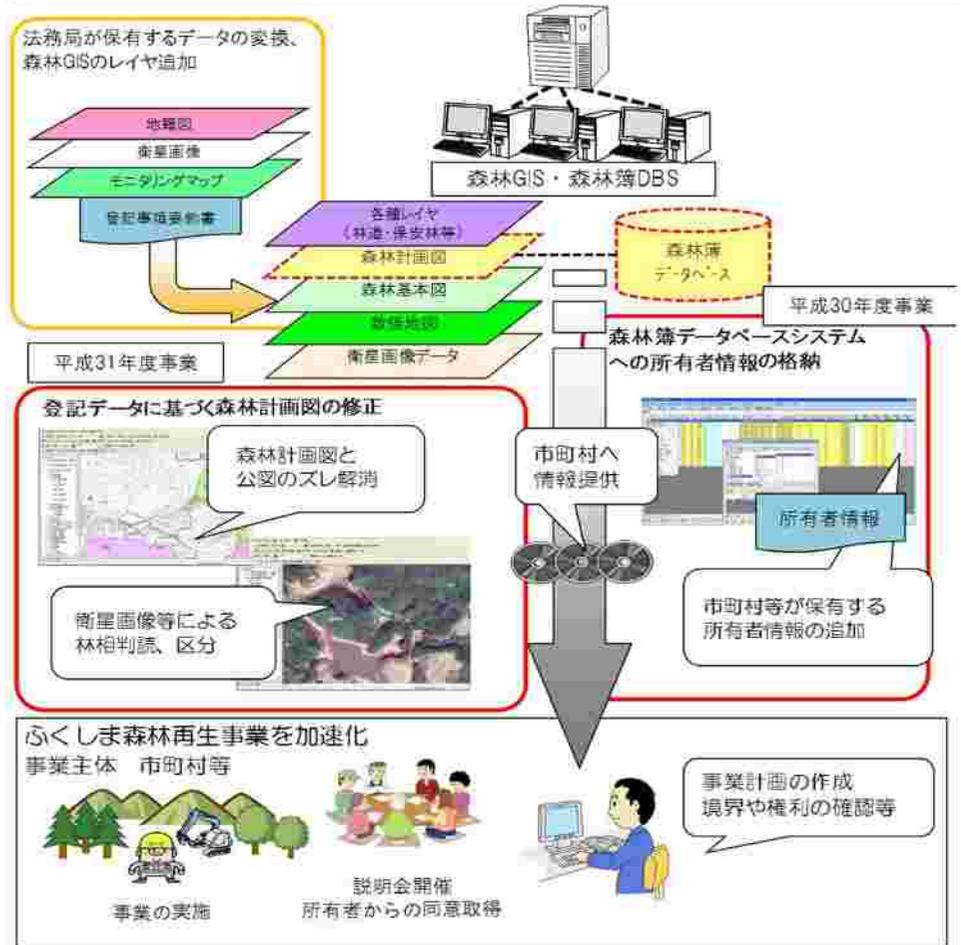


土壌採取



空間線量率測定

□ ふくしま森林再生推進事業



福島大学食農学類による地方創生モデル創出事業（新規）

1 趣 旨

福島大学食農学類の開設によって新たに配置される教員の知識・経験を活かし、地域の核となる農業者等による地方創生の取組を、大学が先導して発展させるプロセス・実証により、「稼ぐ力」の高い地域モデルを創出し、地方創生を推進する。

2 事業内容

(1) 地方創生モデル創出事業

福島大学食農学類の教員から地方創生モデルを創出するためのプロジェクトを募集し、委託により実施する。

(2) 成果報告会の開催

成果報告会を開催し、プロジェクトの進捗確認と成果報告、P D C Aのフォローアップを行うとともに、地方創生モデルとして県内へ横展開する場として活用する。

3 事業実施主体 県

4 予 算 10,000千円

5 補 助 率 ー

6 事業実施期間 平成31年度～平成33年度

【担当課：農林企画課 024-521-8027】

福島大学食農学類による地方創生モデル創出事業

【事業主体】福島県
福島県が福島大学食農学類に**委託**（予算：10,000千円）

◎地域資源の活用による **地域の活性化** を目指す

- （対象）**
- ・ 想定対象品目：**地域特有の品目**
 - ・ 想定対象範囲：**集落～市町村規模**

会津伝統野菜、ハウスブドウ、
 わらび、みかん、飼料作物など



**福島大学
食農学類**

コーディネート

支援

シーズの存在



地域特有の品目を軸にした
地域活性化に向けた地元の取組

関連産業の参画

（食品、運送、観光、福祉、教育等）

地域の関連産業がそれぞれの強みを生かし
 ながら連携し、地元の取組を拡大、加速化

地域の活性化

（モデルの創出）

- ・ 生産拡大
- ・ 雇用創出
- ・ 新規就農者、高齢者等
の参画

ふくしま「林・農」連携モデル創出事業（農業）（新規）

1 趣 旨

本県の過疎・中山間地域においては、人口減少の高齢化等が進むとともに雇用の場も限られており、さらに若い人材も地域外に流出するなど地域活力の低下が課題となっている。

このため、中山間地域の基幹産業である林業と農業が連携し、豊富な森林資源を活用した営農モデルの構築や移住者を雇用する取組等を支援し、中山間地域の活性化を図る。

2 事業内容

(1) ふくしま「林・農」連携営農モデル創出事業

ア 農業生産活動において地域の森林資源を活用するために必要な施設、機械等の整備支援

イ 規模拡大や作業の効率化、加工等生産に必要な施設、機械等の整備支援

ウ 移住後5年以内の者等が農林業や冬季の職場確保に必要な技能等習得経費の支援

(2) 「林・農」連携農産物販路拡大支援

森林資源を活用して生産・加工した地域の農畜産物等の販売先を開拓するためのコンサルティングを委託する。

| | | |
|----------|---------------|-----------------|
| 3 事業実施主体 | (1) のア、イ | 営農組織等 |
| | (1) のウ | 営農組織、森林組合等 |
| | (2) | NPO法人等 |
| 4 予算額 | 48,115千円 | |
| 5 補助率 | (1) のア、イ | 2/3以内 |
| | (1) のウ | 定額（上限2,000千円以内） |
| 6 事業実施期間 | 平成31年度～平成33年度 | |

【担当課：農業振興課 024-521-7339】

林農を支える人材育成と森林資源活用型営農モデルの創出

農業振興課・森林計画課

現状

- 人材の都市部への流失（人口減少・人手不足）
過疎化ランキング：福島県（全国4位）、金山町(5位)、昭和村(8位)、三島町(17位)
- 地場産業を支える人材の減少・高齢化
農業従事者 ㉔66,378戸 → ㉔53,157戸
㉔平均年齢67.1歳 70歳以上の割合49%
林業就業者 ㉔2,181人 → ㉔2,183人 65以上の割合12%
- 農地の荒廃
耕作放棄地面積 22,394ha（全国1位）
- 森林資源
森林面積 974千ha（全国4位）㉔素材生産量769千m³

課題

中山間地域の活性化

- 移住者を定住させるための農林分野での就労機会の確保
（農林業における就業や雇用の拡大）
- 地域で求められている**人材育成**
（除雪、代伐、機械での農作業受託など多様な技能）
- 地域内資源の活用による農と林振興**及び資源維持
（未利用農地や豊富な森林資源の活用・維持）
- 狭小な農地、傾斜地、人手不足など中山間の**不利な条件を補う作業のスマート化**
- 基幹産業である林業・農業の活性化（林業・農業の所得拡大）
（会津3町からのヒアリングによる）

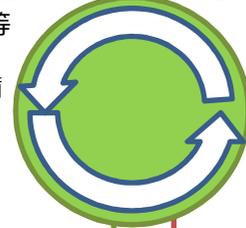
対策

- 1 **市町村等が確保した移住者の定住を促進するための農林業における就労機会の拡大**
※市町村が行う地域外人材確保活動、地域おこし協力隊支援事業(県)等との連携
- 2 林産資源を活用する営農モデルの育成
- 3 林産物、農産物の地域内利用促進モデルの育成

農業サイドのアプローチ

- 1 ふくしま「林・農」連携営農モデル創出事業
 - ア 農業生産活動で森林資源を活用するために必要な施設、機械等整備支援
 - イ 規模の拡大や作業の効率化、加工等生産に必要な機械等整備支援
 - ウ 移住後5年以内の者等が農林業や冬季の職場確保に必要な技能等習得経費の支援
- 2 「林・農」連携農産物販路拡大支援
森林資源を利用し生産した農産物の販売網構築（委託）

地域内木質資源供給



資源活用産業の創出

林業サイドのアプローチ

- 3 ふくしま「林・農」連携営林モデル創出事業
（森林資源を活用する林業事業者等への支援）
 - ア 木質燃料生産施設等整備への補助
 - イ 林業企業等の森林資源利用農産物の利用企業認証制度

農と林が有する資源の好循環

農林業の再活性化

アグリふくしま革新技術加速化推進事業（新規）

1 趣 旨

本県の基幹品目や新たに導入する作物について大規模化、省力化、安定生産等に貢献する新技術やICT、高性能機械等を活用したフィールド実証ほを設置し、当該技術のすみやかな普及を図る。

2 事業内容

(1) 革新技術普及推進活動

県段階及び農林事務所段階に県、市町村、JA、メーカー、農業者等を構成員とする協議会を設置し、事業実施計画の策定、農業者、関係機関との合意形成、実証ほの運営管理を行う。

また、これらの実証結果を普及するため技術及び経営収支を資料にして取りまとめるとともに、県、農林段階で成果の検証や現地検討、セミナー開催、先端技術等の情報発進、「見える化」による技術の普及活動を行う。

(2) 革新技術の実証展示

本県の基幹品目や新たに導入する作物について、試験研究機関やメーカーで開発した新技術、ICTや高性能機械等先端技術を活用し体系化した経営実規模の実証ほを設置し、地域適応性や生産性、収益性調査により、大規模化等の実現可能性を明らかにする。

3 事業実施主体 県

4 予 算 額 49,728千円

5 補 助 率 ー

6 事業実施期間 平成31年度～平成32年度

【担当課：農業振興課 024-521-7339】



アグリふくしま革新技術加速化推進事業

農業振興課

ねらい

東日本大震災により地域農業を支える担い手の確保が深刻化し、また生産量、価格が震災前の状況に戻っていない中、新技術や省力的栽培技術等の先端技術などを活用した実証ほ運営に取り組み、経営の大規模化・省力化等を推進し復興を加速する。

水稲

【課題】

- 従来の管理方法では労力等の面で**30ha**が限界
- 低米価に耐える低コスト化、**生産規模の拡大が不可欠**
- 離農が加速し**担い手の規模は震災前の1.6倍**

【実証技術】

ICT等を活用した革新技術①～④のパッケージによる大規模経営

- ①ほ場管理システム（管理状況等のデータ化）⇒**100ha**
- ②ICT搭載機械（収量コンバイン、リモートセンシングに基づく可変施肥）
- ③作型を分散または需要に応じた品種の導入・組み合わせ
- ④省力化技術（密苗、水管理システム）



大規模化

野菜

【課題】

- 本県にはいまだ少ない**業務加工など新たなマーケット**の獲得には量と質の確保がカギ
- 失った販売棚の奪還には**出荷期、品質等ニーズへの対応**が必要



【実証技術】

- ①**キャベツ、タマネギ**
高性能機械活用、品目の組合せによる大規模生産 ⇒**100ha、2t/10aup**
- ②**いちご**
施設内環境制御技術による収量、品質の向上
水稲育苗ハウス内移動式簡易養液システム(水田対策) ⇒**いちご3t→4t**
- ③**いちご**
県オリジナル品種の弱点であるうどんこ病対策（UV照射）
⇒**化学合成殺菌剤50%削減**

省力化

果樹

【課題】

- H12から続く低価格に加え風評から他県より**低い販売単価（日本なし）**
- 失った販売棚の奪還に向け大粒、甘い等の**売れる品種への転換と早期収量確保**
- 人にやさしい栽培管理**の確立

【実証技術】

- ①**なし、ブドウ**
早期成園化、低樹高化を図る
ジョイントV字トレリス栽培 ⇒**1t/5年→2年**
- ②**ブドウ**
早期成園化等を図る根域制御栽培 ⇒**1t/6年→2年**
育苗ハウス利用(水田政策) ⇒**0.3→0.5ha**



安定出荷
(需要期・早期)

花き

【課題】

- キク、宿根カスミソウ**は全国トップクラスの産地にふさわしい需要期への安定供給・長期出荷
- 被災地域において**、風評の影響の少ない花き産地形成に向けた**ロット**の確保

【実証技術】

- ①**キク、宿根カスミソウ**
夜間電照によるキクの開花期の調節、宿根カスミソウの出荷期の延長 ⇒**販売単価15%up、採花率30%up**
- ②**トルコギキョウ**
夏秋トルコギキョウに低温花きを組み合わせた周年生産 ⇒**0.5ha→5ha**



品質向上

生産性調査－収益性調査

適応性改良
導入・普及

適応性調査・確認

革新技術を活用し本県農業の復興を加速

ふくしま農林水産業競争力強化に向けた重点研究事業（一部新規）

1 趣 旨

市場競争力のある農林水産物の生産を拡大し、強固な産地ブランドを確立するため、本県オリジナルの特徴的な品種の開発や本県産農林水産物のおいしさの「見える化」に取り組む。

2 事業内容

(1) 本県オリジナルの特徴的な品種等の開発（9,655千円）

避難地域等における産地再生の核となる品目としてブドウ、モモ、ホンシメジを選定し、消費者ニーズや市場動向を的確に捉え、本県オリジナルの特徴的な新品種を早期に開発する。

(2) (新) 本県産農林水産物のおいしさの「見える化」（14,950千円）

消費者等へのプロモーション、コミュニケーション、実需者との商談などでの活用を見据え、ふくしまの恵みイレブン品目の味、香り、食感、機能性成分等を分析し、「見える化」する。

3 事業実施主体 県

4 予算額 24,605千円

5 補助率 ー

6 事業実施期間 平成30年度～平成32年度

【担当課：農業振興課 024-521-7336】

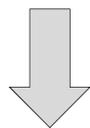
市場競争力のある農林水産物の生産を拡大し、強固な産地ブランドを確立するため、本県オリジナルの特徴的な品種の開発や県産農林水産物のおいしさの「見える化」に取り組む。

本県産農林水産業の主要課題

重点研究項目

目指す姿

- ①避難地域等の農林水産業の再生
- ②全県的な風評対策



これまで、本県の農林水産業をマイナスからプラスに転じるための取組を展開しながら…

- 避難地域等の農林水産業の再生は道半ば
- 震災以前に持っていた本県産農林水産物の棚は容易には取り戻せない
- 避難地域等の農林水産業を飛躍させるため、国内外の市場競争に打ち勝つためには、さらなる強力なチャレンジが必要！



オリジナル品種開発と普及には一定の時間が必要
風評が現在でも継続している

- 風評が継続している品目について即効性のあるバックアップが必要

- ①国内外の競争に打ち勝つ
本県オリジナル品種を開発
【9,655千円】

ブドウ
皮ごと食べられる、大粒・黒系の新品種を開発

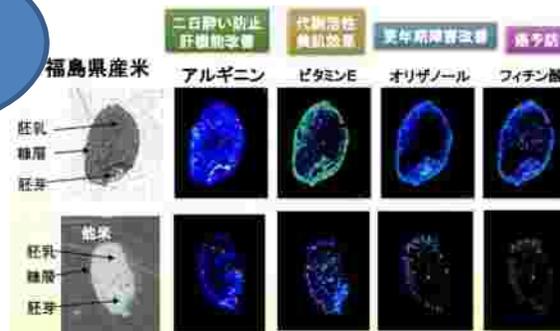
ホンシメジ
他県にはない自然栽培できる新品種を開発

モモ
出荷期間を大幅に拡大する晩生の新品種を開発

- ②本県産農林水産物のおいしさの見える化
【14,950千円】

ふくしまの恵みイレブン
味、香り、食感、機能性成分を視覚的に捉える

福島大学
食農学類
との連携



福島大学 平修 准教授 提供

生産拡大
ブランド確立
販売力強化

↓

販売棚の奪取

➢ 避難地域等におけるブドウやホンシメジの新たな産地創造

➢ 海外市場への県産モモの輸出量増大

➢ ふくしまの恵みイレブンの販売価格の回復、大消費地への供給量の回復

ふくしまの次代を担う多様な担い手確保支援事業（新規）

1 趣 旨

本県の主要な産業であり、地域社会の形成に欠かせない産業である農業の成長産業化を図るため、地域の特色や急速に増加する農業法人など経営体個々に応じた新規就農者確保及び就農後間もない農業者等の育成を行う。

2 事業内容

(1) 多様な就農者確保支援対策

全国的に有効求人倍率が高まる中、県内の農業法人などの求人需要や被災地の復興に対応するため、県内外での就農者確保に向けた推進活動を展開する。

(2) 雇用就農・人材育成対策

新規参入者希望者が栽培・経営技術等に関する実践的な研修を行い、雇用就農のマッチングを促進する。
さらに、農業法人等を対象としてリクルート手法や人材育成関連のセミナーを開催する。

(3) 地域を支える農業者・労力確保支援事業

地域の実情に応じ、新規参入者や新たな農業法人等、担い手の確保・育成を図るためのプラットフォームとなる組織の活動を支援する。

(4) 地域を守る集落営農法人等人材確保支援事業

農業団体等において、地域農業で雇用の受け皿となる集落営農法人等のモデル法人等の担い手確保に向けた取組を支援し、新規就農者の確保を進める。

(5) 教育機関と連携した農業の魅力体験事業

県内の農業高校と連携し、未来の就農者を生み出すための農業体験や農業者との交流授業を実施する。

(6) 青年・女性農業者等活動支援事業

若い農業者で組織する団体や女性農業者の団体などを対象として、農業経営等のスキルアップや地域活性化につながる取組を支援する。

- 3 事業実施主体
- 2の(1) 県(委託ほか)
 - 2の(2) 県(委託ほか)
 - 2の(3) 新規就農支援組織、市町村、JA等
 - 2の(4) 県(委託先:農業団体、JA等)
 - 2の(5) 県
 - 2の(6) 青年農業者組織、女性農業者組織、福島県青年農業者等育成センター
- 4 予 算 額
- 100,669千円
- 5 補 助 率
- 2の(1) ー
 - 2の(2) ー
 - 2の(3) 1/2以内
 - 2の(4) ー
 - 2の(5) ー
 - 2の(6) 定額
- 6 事業実施期間
- 平成31年度～平成33年度

【担当課:農業担い手課 024-521-7340】

ふくしまの次代を担う多様な担い手確保支援事業

－ 「地域」や「営み」に応じた就農者の確保・育成により農業の成長産業化をコミット － 【H31当初 100,669千円】

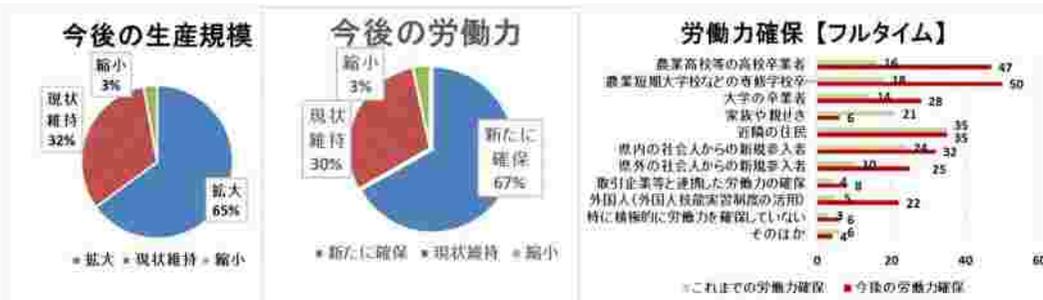
ねらい

- 有効求人倍率が高まる中、地域に応じた受入体制や条件（生活環境、機械装備、農地、研修体制）を整え、県内外の就農希望者への働き掛けにより新規参入者を確保。【H29有効求人倍率 全国:1.54 福島県:1.47】
- 就農希望者の受け皿となる集落営農法人等の経営基盤の強化を図る。
- 農業就農者の減少と高齢化の中、主要な担い手として活躍する農業法人の規模拡大はこれまでの近隣住民からの労働力のみでは限界。新規学卒者を含めた雇用需要に応える。

| | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 | (平成27年全国) |
|---------|--------|--------|-------|-----------|
| 農業就業人口 | 13.5万人 | 10.9万人 | 7.7万人 | (335.3万人) |
| 60歳以上割合 | 71.5% | 76.4% | 80.4% | (69.1%) |

※農林業センサスより

◆県内農地所有適格法人アンケート (H30.6 384社中156社回答)



- 農業高校からは、雇用就農に興味を持つ学生が増加してきたとの声。学生に地域農業の魅力伝えるほか、農業法人のリクルート・人材育成力をスキルアップ。
- 青年農業者や女性農業者等、就農後間もない農業者の仲間づくりとスキルアップを図り、若い力を伸ばし、就農後の定着化を促進。
【県内の農業青年クラブ:14クラブ 農業女子ネットワーク:61名、応援団:31企業・団体】

新 多様な就農者確保支援対策 【35,675千円 委託ほか】

■ 他産業にはない本県農業の魅力アピール、新規参入者を確保

- 首都圏等の就農相談会の出展・県内での就農相談会開催
- 「学生就職支援に関する協定」締結大学等でのPR
- 就農希望者を対象とした現地見学・体験会
- WEBによる就農関連情報・農業の魅力発信

人材募集

雇用就農・人材育成対策 【36,134千円 委託ほか】

■ 急速に増加する農業法人等の雇用需要に対応・人材育成力を高める

- 農業法人等での中・長期研修による雇用マッチング
- 経営者向けのリクルート・人材育成セミナー

雇用対策

地域を支える農業者・労働力確保支援事業 【10,202千円 補助金ほか】

■ 中山間地など地域に応じた就農者を確保

- 地域の新規就農者受け入れ・育成を図るプラットフォーム組織の設立・活動支援
 - ・受入条件（住居、機械装備、農地、実践研修）の整理
 - ・参入希望者へのPR活動（就農相談、現地見学会）

地域に対応

新 外国人技能実習制度の活用支援

新 地域の労働力を有効活用した労働力補完の取組支援

教育機関と連携した農業魅力体験事業 【1,805千円 県推進】

■ 農業高校との連携を深化、未来を担う農業者を啓発

- 地域の農業法人等現場での農業就業体験
- 農業法人や農業士等との交流授業

教育連携

一部改 青年・女性農業者活動支援事業 【5,923千円 補助金ほか】

■ 若い農業者の仲間づくりとスキルアップを支援

- 青年農業者・女性農業者団体の活動支援
- 農業青年クラブ、農業女子ネットワークの交流活動やスキルアップに向けた活動支援

若者育成

新 地域を守る集落営農法人等人材確保支援事業 【10,930千円 委託ほか】

■ 就農希望者の受け皿となる集落営農法人等の人材育成・経営改善を支援

- 次代の経営者等の経営管理能力等を向上する活動支援
- 雇用に向けた呼び込み活動の支援

受皿整備

多彩なふくしま水田農業推進事業（一部新規）

1 趣 旨

稲作農家の所得向上を図るため、県オリジナル品種を始めとする福島県産米の品質向上と食味「特A」の獲得・堅持に取り組むとともに、水田農業の高度利用を推進することにより、ふくしま型水田農業を構築する。

2 事業内容

(1) ふくしま米オール“特A”獲得推進事業

食味・品質の向上と平準化を図るための取組を支援し、本県主要7品種・銘柄全てで食味「特A」獲得を目指す。

(2) ふくしまプライド日本酒の里確立事業

ア 県産米日本酒育成支援事業

県産酒造好適米の使用量を増やして日本酒を増産する蔵元に対し、機材の整備等を支援する。

イ 新品種「福島酒50号」普及推進事業

「福島酒50号」の安定供給と利用拡大のため、展示ほの設置や研修会・イベント開催等を行う。

ウ オリジナル酒造好適米育成加速化事業

「福島酒50号」の醸造試験や生産技術確立のための試験を行う。

(3) ふくしま水田高度利用推進事業

水田における1年2作、2年3作体系を東北地方で先駆けて導入拡大することで、水田の高度利用を促進し、複合経営による稲作農家の所得向上を図る。

(4) (新) ニューマーケット対応型ふくしま米産地育成事業

ア 低コスト・多収栽培技術確立実証事業

低コスト・多収技術に係る試験研究及び現地実証並びに現地検討会等を行う。

イ ニューマーケット対応型体制整備事業

輸出や中・外食用に取り組む米産地における出荷体制の整備等に要する経費を助成する。

- 3 事業実施主体 2の(1) 生産部会、集落営農組織等
2の(2) のア 県内蔵元
2の(2) のイ・ウ 県
2の(3) 営農組織、法人、認定農業者
2の(4) のア 県
2の(4) のイ 農業法人、営農組合
- 4 予 算 額 72,120千円
- 5 補 助 率 2の(1) 定額(ただし、機械等のリース整備は1/2以内)
2の(2) のア、2の(3) 及び2の(4) のイ 1/2以内
- 6 事業実施期間 平成30年度～平成32年度

【担当課：水田畑作課 024-521-7360】

(一部新規) 多彩なふくしま水田農業推進事業

H31: 事業費 72,120千円

現
状

30年産米から、国による生産数量目標の配分廃止、生産数量目標達成者への直接交付金の廃止

農業者自らが判断(経営の自由度が拡大)

◎ 産地間競争が激化 → 本県の強み、多彩な地域特性を活かしたふくしま型水田農業の振興

極上の県産米

ふくしま米オール“特A”
獲得推進事業【36,509千円】

本県産米の揺るぎない評価の確立と風評払拭を図るため、本県主要7品種・銘柄全てで「特A」を獲得する。

【事業内容】

- ・事業実施主体
県、生産部会、集落営農組織
- ・内容
生産振興会議の運営、良食味・高品質米の生産に必要な経費や機械整備を支援、水稲オリジナル新品種の食味・品質調査

【目標値】

- ・特A取得銘柄数(銘柄)
(H28) 3 → (H32) 7
- ・米の全国価格との差額(円/60kg)
(H28) 800 → (H32) 0

6年連続日本一

ふくしまプライド日本酒
の里確立事業【18,452千円】

本県産蔵元が求める品質を確保し、県産酒造好適米の安定供給を図るとともに「福島酒50号」の生産体制を構築する。

【事業内容】

- ・事業実施主体
県、酒造蔵元
- ・内容
県産日本酒増産を支援、生産振興検討会の運営、新品種「福島酒50号」の普及推進、酒米育成・品質向上等の試験研究の実施

【目標値】

- ・事業実施酒造業者数(延べ業者)
(H28) 8 → (H32) 30
- ・酒造好適米の作付面積(ha)
(H28) 461 → (H32) 565

東北の先駆けの地へ

ふくしま水田高度利用
推進事業【10,035千円】

水田における1年2作～2年3作体系を東北で先駆けて導入を図り、水田の高度利用を推進する。

【事業内容】

- ・事業実施主体
県、営農組織、認定農業者
- ・内容
水田における1年2作～2年3作体系に必要な機械等を支援
取組の中心となる品種の調査

【目標値】

- ・担い手への農地利用集積割合(%)
(H28) 43 → (H32) 66
- ・本県田耕地利用率(%)
(H28) 79.5 → (H32) 86

新たなニーズに応える

(新)ニューマーケット対応型
ふくしま米産地育成事業【7,124千円】

需要が堅調な輸出や中・外食向け米の生産に取り組み、単位面積当たりの所得確保を図る。

【事業内容】

- ・事業実施主体
県、営農組織、法人
- ・内容
輸出や中・外食向け米産地が行う新品種の導入、出荷体制の整備等に要する経費の支援

【目標値】

- ・加工用米
・新規需要米の面積(ha)
(H29) 7,283 → (H32) 7,700

目
標

地域創生 水田フル活用による稲作農家の所得向上、被災地域における水田営農再開の加速化

菜食健美ふくしま！ 地域特産物活用事業（新規）

1 趣 旨

保健機能を持つおたねにんじんやエゴマ等地域特産物の生産振興を図るとともに、県民がその有用性に目を向け食する機会を増やすことで、地域内流通を活性化させ、地域資源の活用促進と食から始める健康づくりを目指す。

2 事業内容

(1) 生産振興事業

おたねにんじん産地の生産体制強化や種子確保を支援するほか、薬用作物、エゴマ等の生産拡大に向けた農業機械導入などの取組への支援や、技術的な課題の試験研究・解決に取り組む。

(2) 需要拡大・地域連携事業

保健機能に着目した販路拡大・収益性向上に向けた産地の取組を支援するとともに、観光、飲食店、教育等と連携した需要喚起に向けた活動を展開し、県民に食してもらえる環境づくりを進める。

3 事業実施主体 県、市町村、協議会、農業協同組合、営農集団、認定農業者 等

4 予算額 26,346千円

5 補助率 1/2以内、定額

6 事業実施期間 平成31年度～平成33年度

【担当課：園芸課 024-521-7355】

菜食健美ふくしま！地域特産物活用事業

園芸課

保健機能等を有する地域特産物の生産振興と県民の食用需要拡大を支援する。

背景

ふくしまの地域資源

福島県は、従来から保健機能を有する地域特産物の産地。

- ・おたねにんじん（全国第2位 H27）
- ・エゴマ（全国第2位 H27）

震災後、産地規模が縮小！

ふくしま「医食同源の郷」づくり事業 (H28～H30)

成果

- ・おたねにんじんは、H28～H29で、6名の新規栽培者確保に繋がっている。
- ・エゴマは、H28～H30で県内8産地で同事業を活用し、産地化の動きが活発化。H29栽培面積は、H27対比で185%に拡大。
- ・平田村や磐梯町等、薬用作物等によるまちづくりに注力する市町村がある。

課題

- ・おたねにんじんは、食用需要の高まりに対応できる生産体系の確立（2～3年生出荷体系の確立）等。
- ・エゴマは、更なる省力化及び県産エゴマ油の品質向上等。

高齢化の進展、メタボ率全国ワースト4位

県民の食の見直し・健康づくりには、保健機能を有する地域特産物を有効活用すべき！

事業内容：H31～H33

○産地の生産振興

- ・産地規模拡大に必要な資材や機械導入
- ・地元産種子の安定供給
- ・新規栽培者向け研修会やセミナー等による技術支援
- ・おたねにんじん：効率的な育苗技術の確立及び県オリジナル品種の維持・増殖（研究開発）
- ・エゴマ：汎用コンバイン導入に伴う収穫、調整時の品質保持技術の確立（研究開発）

○販路開拓、食用需要喚起

- ・加工品の試作、機能性成分表示等による差別化
- ・観光、地元飲食店や直売所等と連携した新たな食用需要喚起
- ・家庭向け料理講習会の開催、食べ方レシピの発信
- ・地元量販店等へのアプローチ
- ・新たな食用需要に対応した2～3年生出荷体系の確立（再掲 育苗技術の応用）（研究開発）

県内流通の活性化

栽培面積全国第1位（エゴマ、おたねにんじん）
地域資源の再発見、食から始める健康づくり

「園芸王国ふくしま」グローバルリンク事業（一部新規）

1 趣 旨

海外に広く「ふくしまブランド」を発信するため、海外ニーズに対応した品質の果実、花き等の園芸品目を長期的に安定出荷できる体制を整備する。

2 事業内容

(1) ふくしまブランド輸出力強化事業

検疫対策や海外ニーズに対応した高品質果実、花き等の安定供給を可能とする機械・施設等の整備を支援する。

(2) グローバル化実践支援事業

輸出のために必要な保鮮流通技術や、検疫に対応した品質確保技術の開発と実証を支援する。

3 事業実施主体 2の(1) 農業者が組織する団体等
2の(2) 県、JA等

4 予算額 35,000千円

5 補助率 2の(1) 1/2以内
2の(2) 定額

6 事業実施期間 平成30年度～平成32年度

【担当課：園芸課 024-521-7357】

「園芸王国ふくしま」グローバルリンク事業

H31事業費 35百万円

国際化に対応できる長期出荷や魅力ある果樹、花き等の園芸品目の安定供給体制を整備することで、輸出の拡大を図り、世界に「ふくしまブランド」を積極的に発信し、風評払拭と産地再生を加速させる。

現状と対策

- ・ 輸出先では使用農薬を制限 → 施設化で雨による病原菌の感染を防止 < 検疫対策 >
- ・ 品種の偏りで輸出時期が集中 → 品種分散と施設化、保存技術で出荷時期拡大 < 長期出荷、品質確保 >
- ・ 安定した輸出量の確保が必要 → 省力技術の導入と園地集積で規模拡大 < ロット拡大、安定生産 >

ふくしまブランド輸出力強化事業 25百万円

事業主体：農業者が組織する団体（3戸以上）等
 補助率：1 / 2 以内
 事業内容：輸出対策のために必要な機械・施設等の導入支援

検疫対策⇒雨よけ施設、ドリフト防止防除機等
 品質確保⇒ハウス、保冷库、電照資材等
 規模拡大⇒省力栽培に要する作業台車や棚施設等
 ※園地集積、品種分散と合わせて支援

採択要件：認証GAP、JAS取得生産者等



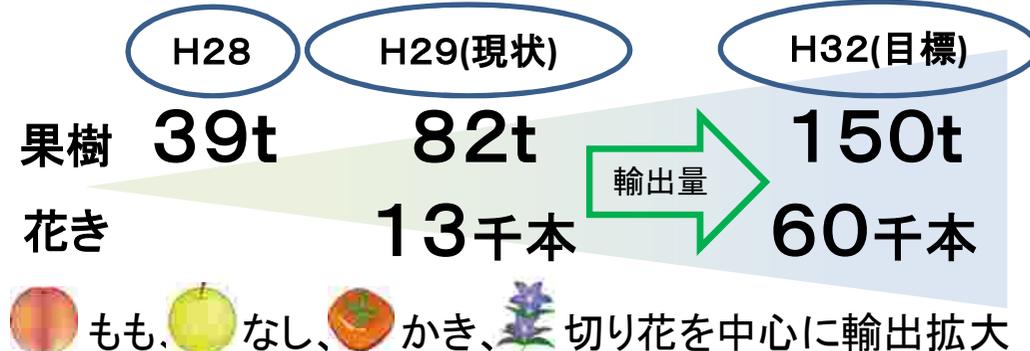
グローバル化実践支援事業 10百万円

事業主体：農業総合センター、JA等
 補助率：定額
 事業内容：検疫対応技術や保鮮・輸送技術の開発と実証、輸出促進啓発



重点地域のシェア獲得・拡大

ももは東南アジア（重点地域）3か国の市場シェアが日本一



主な輸出先

タイ
 マレーシア
 ベトナム
 中国 など

福島大学食農学類地域課題解決実践講座支援事業（新規）

1 趣 旨

国立大学法人福島大学農学群食農学類が鳥獣被害対策や農業経営高度化などの本県が抱える課題の解決のために設置する講座の運営を支援し、同大学が有する高度で専門的な知識による地域課題の解決と農業・農村の振興を図る。

2 事業内容

(1) 鳥獣被害対策講座

全県下で増加傾向にある鳥獣被害に対処するため、生息状況等をモニタリングするほか、既存の鳥獣被害や出没状況等の情報を集約し、データベースを構築するとともに、データベースを活用した効果的かつ実践的な被害対策を指導する。

(2) 農業経営高度化講座

原子力災害後の流通構造の変化や激化する産地間競争に対応しうる、市場ニーズに対応した生産を行う革新的な農業経営体や産地を育成するため、農業経営体や流通業者等への調査や県産農産物の分析等を行い、新たなモデルを提案するとともに、実証・検証を行い、先進的な農業経営者の育成や革新産地の形成を図る。

3 事業実施主体 国立大学法人福島大学

4 予算額 20,000千円

5 補助率 定額

6 事業実施期間 平成31年度～平成40年度

【担当課：農林企画課 024-521-7319】

事業概要

平成31年4月に開学を予定している福島大学食農学類は、原子力災害からの福島県の農業再生に向け全国から優秀な教授等を採用している。これら教授等の有する高度で専門的な知見や研究手法等を県の農業振興に活用することにより、困難な課題の解決が期待できることから、県が有する人材や施策のリソースでは十分カバーしきれていない農業・農村の課題解決に向け、福島大学食農学類が調査や研究、人材育成等を行う講座を設置する場合に、その取組への財政的支援を行う。

講座概要

1 鳥獣被害対策講座

全県下で増加傾向にある農林水産業に係る鳥獣被害への対策を推進するに当たり、被害分布や捕獲の効率化に資する情報が不足しているほか、現場において住民や農林業者を支援する専門的なスキルを有する人材も不足している。

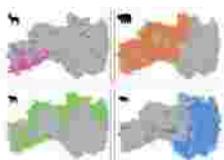
このため、他県において被害対策の豊富な実績を有する専門の講師が、被害分布や鳥獣の出没状況等のデータベースを構築するとともに、それを活用して効果的かつ実践的な被害対策を指導し、人材の育成・確保を行う。

《鳥獣害のデータベース》

県や市町村等有する情報を集約するとともに、広域モニタリングを実施しデータベースを構築。得られたデータベースを被害対策や捕獲圧の決定に活用する。

対象獣種：サル、イノシシ、シカ、クマ

対象地域：県内全域



《人材育成》

市町村等が既存事業で行う集落環境診断等の取組と連携し、被害対策の専門スキルを必要とする地域住民等を育成する。



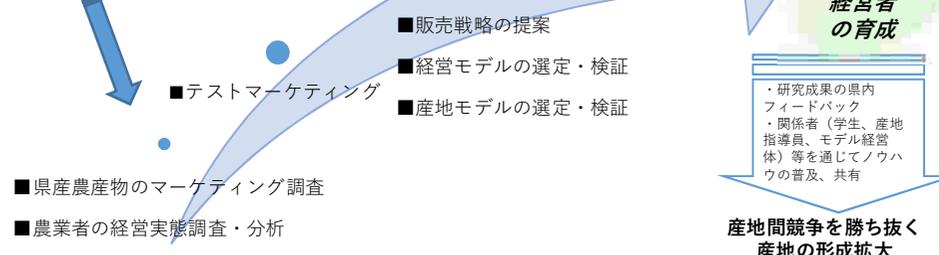
2 農業経営高度化講座

産地間競争を勝ち抜いていくためには、絶えず変化する市場ニーズに即応した生産を行う革新的な産地を形成するとともに、産地を先導するフレキシブルな経営体を育成することが必要である。

このため、福島大学の研究により得られた県産農産物の成分、機能性等の分析結果等、高度な知見を活用した新たな産地形成モデルを設計し、既存事業等を活用して実践・検証するとともに、そのプロセスの各段階に次世代の食料・農業を担う人材を参画させ育成を図る。

《研究イメージ》

新たな商品特性
研究で得られた成果を活用
米：成分分析→健康機能
桃：成分分析→比較優位 等



- 事業期間 平成31年度～平成40年度（10年間）
- 予算 1 講座 10,000千円×2 講座×10年＝200,000千円（債務負担）

スマート農業加速化実証プロジェクト事業（新規）

1 趣 旨

近年技術発展の著しいロボット、A I等の技術やノウハウを有する民間企業等とコンソーシアムを形成し、本県の生産環境・経営規模等の条件下において、スマート農業技術を最大限に活かせる技術体系の確立に向けた効果確認を行い、実用化等の提案やスマート農業の導入の効果を検証し本県農業の発展に資する。

2 事業内容

スマート農業加速化県推進事業

大規模化及び効率的土地利用に向けたロボット、A I等のスマート農業技術を導入した実証ほの効果的な運営に向け、調査計画の策定・調査を行い、データ収集に基づく技術体系の検討・評価を実施するとともに、スマート農業の普及拡大を図るための研修会を開催する。

3 事業実施主体 県

4 予算額 2,618千円

5 補助率 ー

6 事業実施期間 平成31年度～平成32年度

【担当課：農業振興課 024-521-7344】

〈事業のポイント〉

近年技術発展が著しいロボット・AI等の技術やノウハウを有する民間企業等とコンソーシアムを形成し、スマート農業の実証に取り組み、スマート農業の導入の効果を検証し、本県農業の発展に資する。

事業の内容

1. スマート農業モデル実証ほの展開

- ・先端技術の現地へのモデル導入
例)ほ場管理システム、ロボットトラクタ、可変施肥、自動走行田植機、
収量コンバイン、リモートセンシング、水管理システム など
- ・先端技術導入ほ場の収量、経営分析
- ・先端技術導入による営農改善
- ・先端技術導入ほ場の現地検討等の情報発信
- ・スマート農業実践人材の育成・教育プログラム策定 など

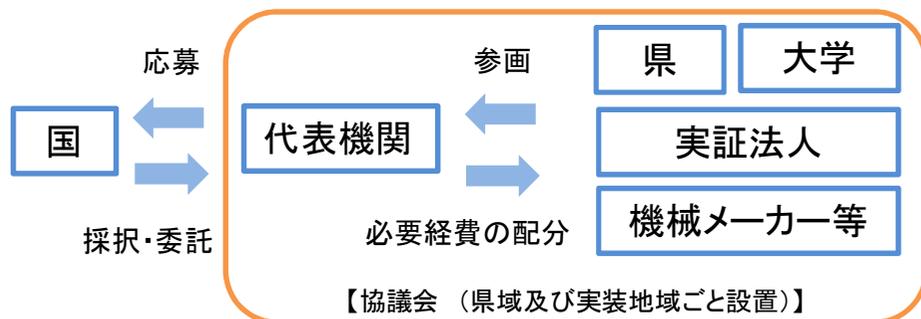
2. スマート農業加速化実証 県事業

- ・スマート農業モデル実証ほの効果的な運営支援
現地調査、データ収集・分析・評価の実施
- ・スマート農業モデル実証の普及啓発
研修会の開催、啓発資料の作成 など

事業費

平成31年度 2,618千円

事業の流れ



事業イメージ



実証イメージ

- I 水稻＋園芸作物（会津地方）
- II 水稻＋そば・大豆等（中・浜通り）

- ①代表機関：
技術の組立、経理、コンソーシアムの運営等を実施
- ②県、大学
実証に係る法人経営、地域への波及効果（経済性）等の分析・評価を実施。
- ③実証法人・機械メーカー等：
社会実装に必要な機械等の導入と実装

先端技術活用による農業再生実証事業（継続）

1 趣 旨

被災産地の復興・創生のため、状況変化等に起因して新たに現場が直面している課題を対象に先端技術の現場への実装に向けた現地実証を行うとともに、実用化された技術体系の迅速かつ広範な普及を図る。

2 事業内容

- (1) 花きの ICT による計画生産・出荷管理システムの実証研究（12,945千円）
電照栽培、ICT等を活用したキク類、トルコギキョウの計画生産・出荷管理システムを構築する。
- (2) 土地利用型野菜の効率的ほ場管理技術の実証研究（22,815千円）
ドローンを活用したリモートセンシングによる生育、土壌状態の把握などによるブロッコリー、タマネギなど土地利用型野菜の効率的な管理技術を確立する。
- (3) 果樹の早期復旧に向けた生産技術の実証研究（13,517千円）
ナシのジョイントV字樹形、ブドウの盛土式根圏制御栽培による高収益・早期成園化技術を確立する。
- (4) 大規模圃場における自給飼料等生産技術の実証研究（8,394千円）
子実トウモロコシを核に、水稻や大豆の組み合わせによる省力生産技術、輪作による土壌物理性改善技術等を確立する。
- (5) 先端技術活用による農業再生実証事業（社会実装拠点）（7,612千円）
被災地に設置した社会実装拠点を核として、これまでに実用化された技術体系に関する情報発信、技術研修、現場指導等を行う。

3 事業実施主体 県

4 予算額 65,283千円

5 補助率 ー

6 事業実施期間 平成25年度～平成32年度

【担当課:農業振興課 024-521-7339】

被災産地の復興・創生のため、状況変化等に起因して新たに現場が直面している課題を対象に先端技術の現場への実装に向けた現地実証を行うとともに、実用化された技術体系の迅速かつ広範な社会実装を図る。

現地実証(H30～H32)

農業総合センターが中心となって、生産者、国立研究開発法人、大学等と連携して技術体系の現地実証に取り組む。

| | | | |
|---|---|---|--|
| <p>花きのICTによる 計画生産・出荷管理システム</p> <p>〔研究内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○露地ギクのICTを活用した計画生産・出荷管理システムの構築 ○トルコギキョウのICTを活用した安定生産技術の確立 ○経済性評価 <p>など</p> | <p>土地利用型野菜の 効率的ほ場管理技術</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ドローン空撮画像、衛星画像等による養水分管理技術の確立 ○タマネギ大規模生産のための直播栽培技術、セット栽培技術の確立 ○経済性評価 <p>など</p> | <p>果樹の早期復旧に向けた 生産技術</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ナシジョイントV字樹形による早期成園化技術の確立 ○水稻育苗ハウスと盛土式根圏制御栽培によるブドウ早期成園化技術の確立 ○経済性評価 <p>など</p> | <p>大規模圃場における 自給飼料等生産技術</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子実トウモロコシを組み入れた輪作体系の構築 ○子実収穫に適した飼料用トウモロコシ品種の選定、給与試験 ○ICT等活用による乾田直は栽培技術の確立 <p>など</p> |
| <p>〔実証地〕南相馬市、川俣町</p> | <p>南相馬市</p> | <p>南相馬市、川内村</p> | <p>福島市、南相馬市、新地町</p> |

社会実装(H30～H32)

〔社会実装拠点〕農業総合センター本部・浜地域農業研究所

〔技術体系〕

| | | | | | |
|---|---|--|---|--|--|
| <p>電照栽培技術による 小ギク生産</p>  <p>〔普及目標(H32)〕 6ha・80戸</p> | <p>トルコギキョウを核とした 花きの周年生産技術</p>  <p>低温性花きとの組合せ 4ha、80戸</p> | <p>UV-Bランプ利用による 病害抑制技術</p>  <p>6ha・31戸</p> | <p>ナシの 早期成園化技術</p>  <p>7.5ha・70戸</p> | <p>性別別精液による 定時人工授精技術</p>  <p>10戸・100頭</p> | <p>水田乾田直は 栽培技術</p>  <p>80ha</p> |
|---|---|--|---|--|--|

担い手づくり総合支援事業（新規）

1 趣 旨

「人・農地プラン」を作成している地域、農地中間管理事業により農地の集積に取り組んでいる地域や、条件不利地域において、地域の中心経営体等を対象に、経営発展等のために今後必要となる条件整備を総合的に支援して、地域農業の発展を図る。

2 事業内容

- (1) 地域担い手育成支援事業（融資主体補助型、条件不利地域型、被災農業者支援型）
地域の中心経営体等が経営発展等のために必要な農業用機械・施設等の導入を支援する。
融資主体補助型にはイノベーション優先枠有。
- (2) 先進的農業経営確立支援事業
広域的農業法人等が、経営の高度化に取り組む計画に基づき規模拡大等をする際に必要な農業用機械・施設等の導入を支援する。
- (3) 担い手づくり総合推進事業
事業の実施を希望する事業実施主体等に対し、要望内容の具体化に向けた支援や事業実施後の着実な効果発現等に向けた支援等を行う。

3 事業実施主体 2の(1)・(2) 市町村、2の(3) 一般社団法人福島県農業会議

4 予算額 214,795千円

5 補助率 2の(1) 融資主体補助型 事業費の3/10以内、条件不利地域型 事業費の1/2以内、
2の(2) 3/10以内、2の(3) 定額

6 事業実施期間 平成31年度～平成32年度

【担当課：農業担い手課 024-521-7340】

担い手づくり総合支援事業

<趣旨>

- 「人・農地プラン」を作成している地域、農地中間管理事業により農地の集積に取り組んでいる地域や、条件不利地域において、地域の中心経営体等を対象に、経営発展等のために今後必要となる条件整備を総合的に支援して、地域農業の発展を図る。

<事業目標>

- 意欲ある担い手の確保・育成

<事業の内容>

1 地域担い手育成支援事業

農業者が経営基盤を確立し、更に発展するために必要な農業用機械・施設の導入を支援します。

2 先進的農業経営確立支援事業

広域的農業法人等が、自らの創意工夫と判断により経営の高度化に取り組むために必要な農業用機械・施設の導入を支援します。



3 担い手づくり総合推進事業

事業の実施を希望する事業実施主体等に対し、要望内容の具体化に向けた支援や事業実施後の着実な効果発現等に向けた支援等を行います。

<事業イメージ>

【地域担い手育成支援事業】

- ①融資主体補助型
(イノベーション優先枠有)
- ②条件不利地域型等

・助成対象：農業用機械・施設
(耐用年数5年～20年)
・補助率：3/10以内、1/2以内等
・上限額：300万円等

【先進的農業経営確立支援事業】

- 融資主体補助型
(高い成果目標を設定した農業法人等に対し、上限額を引き上げて支援)

・助成対象：農業用機械・施設
(耐用年数5年～20年)
・補助率：3/10以内等
・上限額：個人1,000万円、
法人1,500万円等

【担い手づくり総合推進事業】

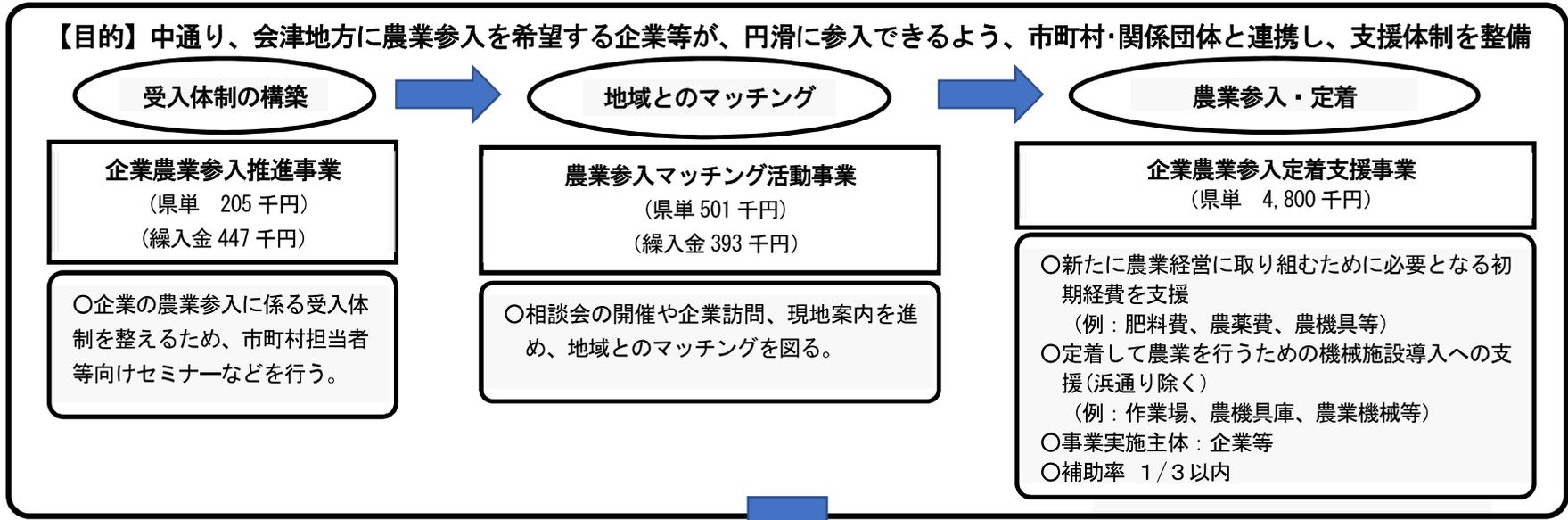
一般社団法人
福島県農業会議
(ふるさと福島塾)

フォロー
アップ!

第三者機関による
目標達成状況の
評価・指導

経営コンダクターの
設置

企業農業参入支援体制強化事業（企業参入サポート強化事業） 【H31年度当初予算】
6,346千円（うち繰入840千円）



**地域農業の担い手の増加
地域雇用の創出、六次化等への期待**



地域農業担い手育成支援強化事業（継続）

1 趣 旨

人・農地プランの作成・見直しを支援するとともに、福島県農業経営相談所等と連携し、人・農地プランの実現に向けて地域の中心経営体等を対象に、集落営農の組織化・法人化、農業経営の向上、経営、承継等に関する各種取組を支援する。

2 事業内容

(1) 人・農地問題解決加速化支援事業

市町村が行う人・農地プランの作成、見直しの取組に対して支援する。

(2) 農業経営法人化支援総合事業

ア 農業経営法人化支援事業

地域農業の担い手を育成するため、集落営農等の複数個別農家の法人化・組織化等の取組を支援する。

イ 地域農業担い手活性化支援事業

関係機関等と連携し、法人等の経営改善を支援するとともに、研修会等を開催し、担い手組織の取組や安定的な法人等の育成を図る。

ウ 農業経営者サポート事業

農業経営相談所が法人経営体等に対して実施する経営安定や持続的な発展を図る指導活動等を支援する。

エ 企業の農業経営体創出支援事業

福島県担い手育成総合支援協議会が実施する農業経営等に関する専門家等による経営相談等により法人設立、経営改善、経営継承等の取組を支援し、併せて設立した法人等に対し、コンサルティングを行い、経営ビジョンの作成や雇用促進活動等を支援する。

(3) 県担い手育成総合支援協議会運営事業

県担い手育成総合支援協議会の運営や専門家から構成する担い手アクションサポート会議の設置し、担い手への支援施策について提言を受け、効率的な担い手施策に反映させる。

- 3 事業実施主体 (1) 市町村、
(2) のイ 県、
(2) のア、ウ、エ、(3) 福島県担い手育成総合支援協議会
- 4 予算額 26,054千円
- 5 補助率 (1) 1/2以内
(2) ア、ウ、エ、(3) 定額
- 6 事業実施期間 平成27年度～平成32年度

【担当課：農業担い手課 024-521-7340】

県・市町村・JA等の関係機関・団体等が一体となって、経営意欲のある農業者が創意工夫を活かした農業経営を展開できるよう、福島県担い手育成総合支援協議会に設置する農業経営相談所を中心に、段階に応じて効率的かつ安定的な農業経営の育成を支援する。（国の法人化目標：平成35年までに約5万法人）

目標の目安：集落営農組織等の法人化により平成35年まで、法人経営体数を1,302法人に増加



農業者

高齢化等が急速に進展する中、経営継承、規模拡大といった様々な課題が増加

将来の農業のあり方

地域の合意形成
人・農地プランの作成

担い手への農地集積
効率的な農地の利活用

地域農業の維持
集落営農への展開

経営課題の抽出・整理

事務局：県担い手育成総合支援協議会

農業経営相談所推進体制

・多様な相談内容に対応
・課題毎に専門家が連携した支援チームを構築

農業経営体育成推進アドバイザー
(コーディネーター)

農地中間管理機構
(公財) 県農業振興公社

・(一社) 県農業会議
・うつくしまふくしま農業法人協会
・JA福島中央会
・NOSA I 福島 等

・日本政策金融公庫
・ふくしま地域産業6次化サポーター

【商工系団体】
・福島県よろず支援拠点、(一社)福島県中小企業診断士、
・福島県中小企業団体中央会

【普及組織】
農林普及部・所

連携

県内の農業法人数(農業担い手課調べ)
H22 594法人 H28 636法人
→ H32目標 東日本大震災前の約2倍
県内の新規農地所有適格法人数の推移(農業担い手課調べ)
H22 H24 H25 H26 H27 H28 H29
4 8 7 18 25 21 5

持続可能な
法人経営体の実現

【補助事業の活用】
農業経営体育成支援事業
農地中間管理事業
ふくしまからはじめよう。農業担い手経営革新支援事業
農の雇用事業 など

専門家

スペシャリスト支援チーム

社会保険労務士
労務・人材

税理士・公認会計士・弁護士
税務・法務

県農業会議
担い手育成総合支援協議会
法人化

普及指導員(県)
指導農業者(農業者)
営農指導員(農協)
技術指導

中小企業診断士
経営診断

経営コンサルタント
経営継承

農業経営アドバイザー(公庫・地銀)
資金・出資

6次産業化プランナー(6次産業化サポートセンター)
6次産業化

農業経営の課題分析・解明

経営診断・経営戦略の策定

経営戦略の実践

農業経営の質の向上

相談

農地利用集積対策事業（継続）

1 趣 旨

農地中間管理機構が担い手への農地集積・集約化に取り組むために必要となる事業費等を支援する。

2 事業内容

(1) 農地中間管理機構事業

機構が農地を借り入れし、担い手へまとまりのある形で貸し付けるために必要な経費等を助成する。

(2) 機構集積協力金交付事業

機構を通して担い手へ転貸された面積等について、以下の単価で交付する。

ア 地域に対する支援

(ア) 地域集積協力金

実質化した人・農地プランの策定地域における話し合いの中で、まとまった農地を機構に貸し付けた地域に交付する。

【集積・集約化タイプ】

機構を活用して担い手への農地集積・集約化に取り組む地域に交付する（当該年度の貸付面積÷地域の農地面積の割合で算出）。

| | 機構の活用率 | | 交付単価 | 被災地等交付単価※ |
|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 一部地域 | 中山間地域 | | |
| 区分1 | 20%超40%以下 | 4%超15%以下 | 1.0万円/10a | 1.3万円/10a |
| 区分2 | 40%超70%以下 | 15%超30%以下 | 1.6万円/10a | 1.9万円/10a |
| 区分3 | 70%超 | 30%超50%以下 | 2.2万円/10a | 2.5万円/10a |
| 区分4 | | 50%超 | 2.8万円/10a | 3.1万円/10a |

※ 被災地等：津波被災地域または原発事故による避難地域

【集約化タイプ】

担い手同士の耕作地の交換に取り組む地域に交付する。

40%超70%以下：0.5万円/10a

70%超：1.0万円/10a

イ 個々の出し手に対する支援

(ア) 経営転換協力金

機構に対し農地を貸し付け、経営転換又はリタイアする者等へ交付する。

1.5万円/10a（上限額50万円/1戸）

- | | |
|----------|-----------------------------|
| 3 事業実施主体 | 2の(1)(公財)福島県農業振興公社、2の(2)市町村 |
| 4 予算額 | 897,449千円 |
| 5 補助率 | 2の(1)定額、2の(2)定額 |
| 6 事業実施期間 | 平成27年度～平成32年度 |

【担当課：農業担い手課 024-521-7381】

農地利用集積対策事業

- 農業の生産性を高め、競争力を強化していくため、担い手への農地集積・集約化を加速し、生産コストを削減していくことが必要
- 本事業により、農地の中間的受け皿となる農地中間管理機構による担い手への農地集積と集約化を支援し、競争力強化のために不可欠な農業構造の改革と生産コストの削減を実現

事業内容

①農地中間管理機構事業

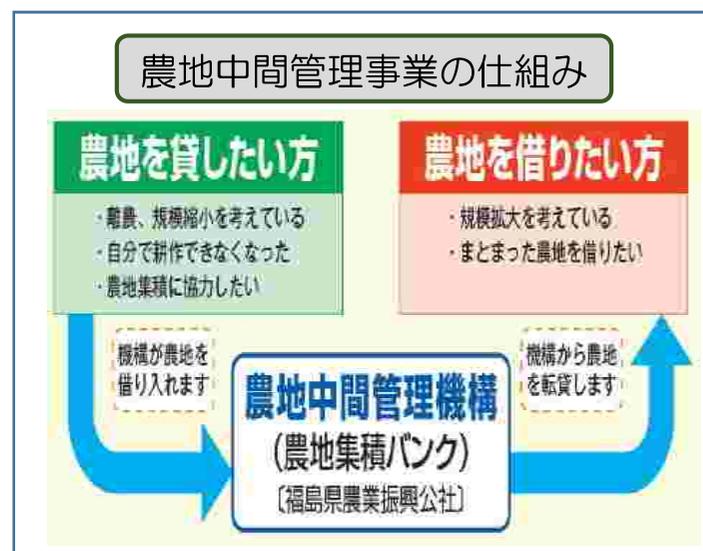
(農地中間管理機構への支援)

機構が農地集積等に取り組むために必要な経費を助成

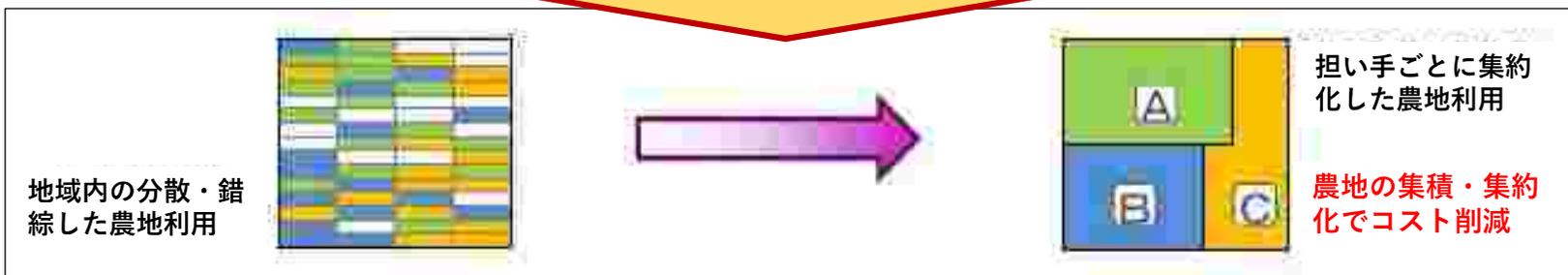
②機構集積協力金交付事業

(地域・農業者への支援)

機構に対し農地を貸し付けた地域等に対して協力金を交付



目標 (平成35年)
担い手への農地集積75%



農業次世代人材投資事業（継続）

1 趣 旨

若い世代の農業への参入を促すため、就農前（2年以内）の研修期間及び経営が不安定な就農直後（5年以内）に資金を交付し、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を支援する。

2 事業内容

(1) 農業次世代人材投資資金（準備型）

就農予定時原則50歳未満で独立・自営就農又は雇用就農又は親元就農を目指し、年間1,200時間以上の就農研修を受講する等、一定の要件を満たす者に対し、資金を交付する。

要 件：就農予定時の年齢が原則50歳未満であること。

：「独立・自営就農」、「雇用就農」、「親元就農」のいずれかを目指すこと。

：県が認める研修機関（県農業短期大学校等）で概ね1年以上の研修を行うこと。 等

※ 平成31年度新規採択者から、先進農家及び先進農業法人で研修を行う場合、準備型の支援対象外となり、農の雇用事業で支援を行うこととなった。（交付2年目となる継続者及び教育機関、研修機関の研修者は引き続き準備型で支援。）

交付期間：2年以内

※ 国内での2年間の研修を経て海外研修を行う場合は、交付期間を1年延長。

交 付 金：年間150万円

(2) 農業次世代人材投資資金（経営開始型）

独立・自営就農時の年齢が原則50歳未満の認定新規就農者で、農業経営者となる強い意欲を有しており、人・農地プランに位置付けられるか、農地中間管理機構から農地を借り受ける等、一定の要件を満たす者に対し資金を交付する。

売れる！大豆・麦・そば魅力ある産地づくり事業（継続）

1 趣 旨

実需者の求める品種の導入や販路開拓等に対する支援及び新技術等の取組に対して支援することで収量・品質の向上と作付面積の拡大を図り、新しい大豆・麦・そばの「売れる産地」をつくる取組を推進する。

2 事業内容

(1) 売れる県産をつくる！産地づくり活動支援事業

大豆・麦・そば等の畑作物について、生産者団体等による消費者・実需者の求める品種の導入や実需者と連携した加工品試作等の「売れる産地づくり」活動を支援する。

(2) 売れる県産をつくる！高収量・高品質化支援事業

被災地域における産地復活と収量と価格の回復・向上による農業所得の向上のため、大豆・麦・そば等の高収量・高品質化技術導入の現地試験や技術研修会を開催することで技術導入のモデル産地を育成する。

3 事業実施主体 県、市町村、生産団体、農業者等

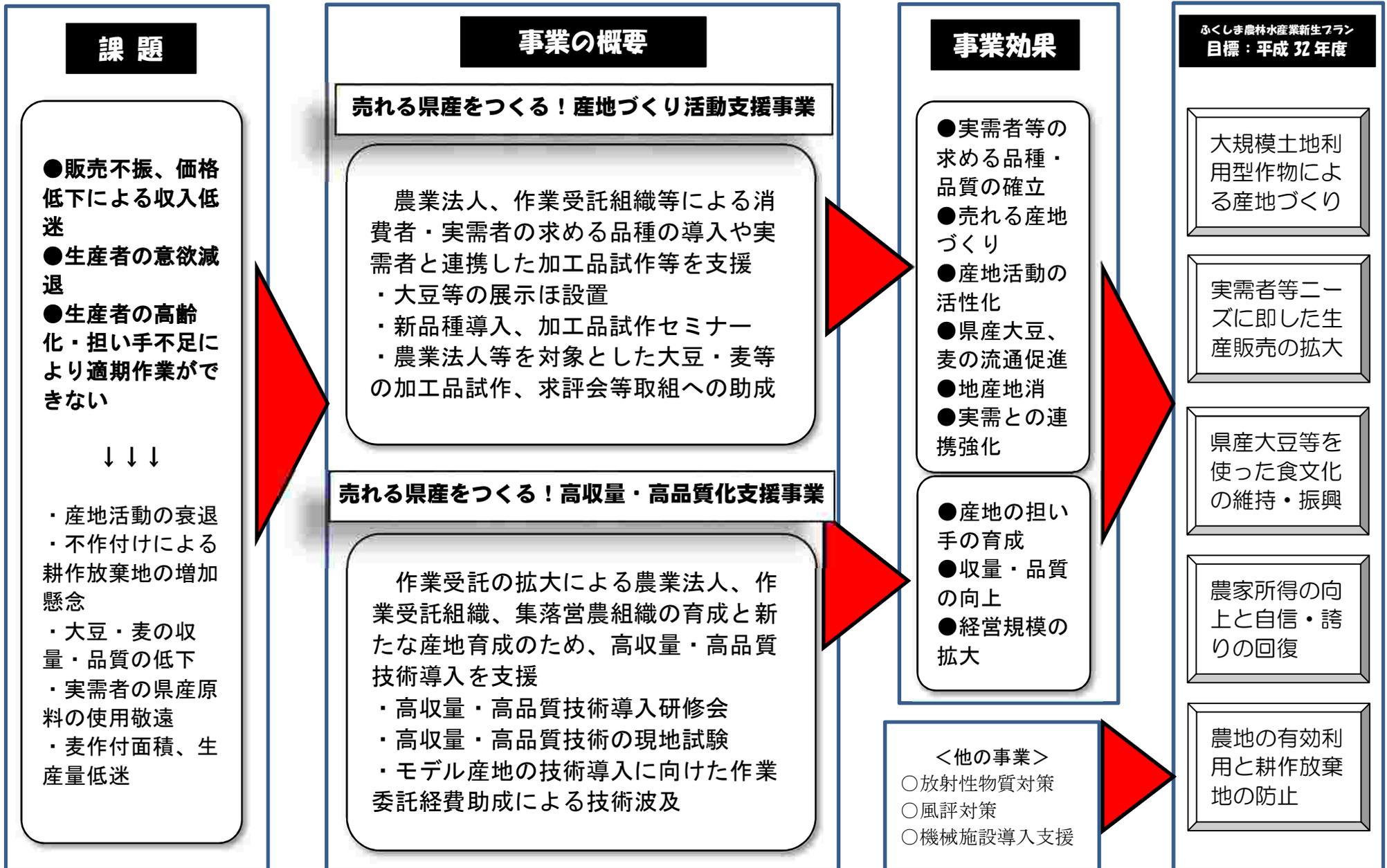
4 予算額 5,550千円

5 補助率 2の(1) 定額
2の(2) 1/2以内

6 事業実施期間 平成29年度～平成31年度

【担当課：水田畑作課 024-521-7369】

売れる！大豆・麦・そば魅力ある産地づくり事業



施設園芸産地力強化支援事業（新規）

1 趣 旨

市場ニーズの高い時期（需要期）への安定出荷を進め、園芸産地の復興と拡大を成し遂げるためには、生産の施設化や省力・生産安定技術等の普及が重要である。これら技術を支える良質な水源の確保を進め、施設園芸産地力の強化を支援する。

2 事業内容

他の補助制度等を活用して園芸作物の施設化に取り組む産地（受益面積概ね0.5ha以上）を対象に、併せて行う良質な水源確保に係る経費（付帯設備を含む）について支援する。

3 事業実施主体 農業協同組合等農業団体、農業法人 等

4 予 算 額 20,000千円

5 補 助 率 1/2以内（補助上限1,000千円/か所）
※ 付帯設備のうち活用する他の補助制度等で対象となるものを除く。

6 事業実施期間 平成31年度～平成33年度

【担当課：園芸課 024-521-7355】

施設園芸産地力強化支援事業

H31予算額 20,000千円
事業期間 H31-33

園芸課

要望

うちの産地でパイプハウスの大規模導入を進めたい！けれど・・・



JA等

施設化やICT技術導入には、良質な水源が必須だが、活用できる事業がない・・・

課題

県の支援

水源確保の取組を支援
(補助率1/2以内)
・良質な水源確保に係る費用
(補助上限1,000千円/か所)



これなら大規模な施設化等を進めることができる！



事業目的等についてのQ&A

Q 「井戸」は汎用性が高く、資産形成に直結するおそれもある。制度が悪用されかねないのでは？

A 産地パワーアップ事業等を活用して施設化を進める場合に、一体的に水源確保に取り組むものを対象とすること、財産管理台帳の整備を定めて「農業利用である」こと、「整備後の適正な財産管理」を担保します。

また、施設導入面積も概ね0.5ha以上とし、まとまった規模の事業計画を有する地区に限定します。

【事業のわらい】

産地パワーアップ事業等と併せてICT等技術導入や施設化を推進！

- ・自動かん水同時施肥装置
- ・パイプハウス(資材費)
- ・暖房機
- ・炭酸ガス発生装置 ほか

出荷期間延長

収量品質向上

省力化

産地パワーアップ事業

(強い農業づくり整備事業) (継続)

1 趣 旨

地域一丸となって収益力強化に計画的に取り組む産地の農業者等に対し、計画の実現に必要な農業機械のリース導入や集出荷施設の整備に係る経費等を支援する。

2 事業内容

(1) 生産支援事業

コスト削減に向けた高性能な農業機械のリース導入・取得、雨よけハウス等の高付加価値化に必要な生産資材の導入、果樹の競争力のある品種について同一品種での改植等

(2) 整備事業

乾燥調製施設、穀類乾燥調製施設、集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設、生産技術高度化施設（低コスト耐候性ハウス等）等の整備

(3) 効果増進事業

事業計画の策定及び農業機械の導入実証に要する経費

3 事業実施主体 市町村、農業者、農業団体、民間事業者等

4 予算額 2,228,723千円

5 補助率 1/2以内等

6 事業実施期間 平成28年度～平成31年度

【担当課：園芸課 024-521-7357】

○ 産地パワーアップ事業

<対策のポイント>

平場・中山間地域にかかわらず、地域の営農戦略として定めた「産地パワーアップ計画」に基づき、意欲ある農業者等が取り組む高性能機械・施設の導入や集出荷施設等の再編、改植等による高収益な作物・栽培体系への転換を図るための取組を全ての農作物を対象として総合的に支援します。

<政策目標>

- 担い手への集約やコスト低減技術の導入、集出荷施設等の再編合理化により、生産・出荷コストを10%以上低減
- 品質向上や高付加価値化等により販売額を10%以上向上
- 産地の生産力の維持・向上を図りつつ、効率化や省力化技術等の導入により、労働生産性を10%以上向上 [新設] 等

<事業の内容>

地域一丸となって収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、計画策定経費、計画の実現に必要な農業機械のリース導入、集出荷施設等の整備に係る経費等をすべての農作物を対象として総合的に支援します。

1. 生産支援事業

優先枠・ICTやロボット技術等の先端技術導入

- ① コスト削減に向けた高性能な農業機械のリース導入・取得
- ② 雨よけハウス等、高付加価値化に必要な生産資材の導入
- ③ 果樹の競争力のある品種について、同一品種での改植 等

2. 整備事業

優先枠・中山間地域の体制整備

乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設、生産技術高度化施設（低コスト耐候性ハウス等）等の施設整備

<事業の流れ>



<事業イメージ>



<事業のポイント>

- 地域で、ひとつの成果目標を定めた「産地パワーアップ計画」を策定します。
- 成果目標については、コスト削減や販売額増加に加え、29年度補正予算からは輸出量の増加、30年度補正予算からは労働生産性の向上の目標を追加しました。
- 「産地パワーアップ計画」に参加するグループや農業者等は、計画期間（原則3年）の間、地域の目標達成に必要な機械・施設の導入ができます。（※成果目標や面積要件等は、個々の取組主体にかかるものではありません。）
- 産地パワーアップ計画承認後でも、成果目標を更に高く修正する場合は、追加的に機械・施設の導入等を行うことができます。
- 中山間地域優先枠では、中山間地域所得向上計画と連携する場合、面積に関係なく取り組めます。また、上限事業費が1.3倍となります。

実り豊かなふくしまの産地整備事業

(実り豊かなふくしまの産地支援事業) (継続)

1 趣 旨

「ふくしま農林水産業新生プラン」の実現に向け、戦略的な生産拡大や産地づくりなどに重点的に取り組む。
特に、国庫事業「産地パワーアップ事業」の要件に満たない産地の創意工夫や新たな挑戦に係る取組を支援する。

2 事業内容

(1) 園芸作物支援対策

ふくしま恵みイレブン園芸6品目などを対象に、園芸用栽培施設及び付帯設備の導入、県オリジナル品種の普及推進、簡易養液栽培施設の導入や更なる単収向上を期待できる環境制御システム等の新たな生産システムの普及拡大を支援する。

(2) 土地利用型作物支援対策

大豆、麦類、そば、なたね、飼料作物及び主要農作物（稲・麦類・大豆）種子を対象に、低コスト化、高品質化及び生産拡大を図るための取組や、新規に種子生産に取り組む、又は新品種を導入するために必要な機械・機器の導入を支援する。

3 事業実施主体

(1) 市町村、農業協同組合等農業団体、営農集団、農業法人（3戸以上の農業者が受益者となる場合に限る。）

(2) 市町村、市町村単位農業公社、農業協同組合、JA出資型法人、営農集団（3戸以上の農業者が受益者となる場合に限る。） 等

4 予 算 額 44,100千円

5 補 助 率 1/3以内。ただし、FGAP以上の認証取得済み又は認証を目指す産地は、4/10以内（飼料作物及び主要農作物種子を除く。）。

6 事業実施期間 平成30年度～平成32年度

【担当課：園芸課 024-521-7355】

「新たなふくしまの未来を拓く園芸振興プロジェクト」における
【実り豊かなふくしまの産地支援事業】の位置づけ

園芸課

園芸産地ふくしまの充実強化・産地創造

震災発生

平成23年度農産物産出額
1,851億円うち
園芸主要6品目266億円



新たなふくしまの未来を拓く園芸振興プロジェクト
(H25~32)

●3つの視点

【生産体制(人、ものづくり)の強化】
○大規模経営体の育成
○単収向上等

【安全・安心の確保と販売対策強化】
○GAPの推進
○市場要望に対応した作型等

【新たな生産システム・技術の導入推進】
○環境制御測定装置導入
○ジョイント栽培の導入等

●方部別の重点推進方向

【会津】

・稲作経営への導入推進
・新たな生産システムの導入

【県北】

・新技術の導入
・果樹改植の推進

【相双】

・新たな産地の育成
・出荷制限解除と安全性の確保

【県中】

・収益性の高い産地形成
・地の利を活かした生産出荷体制の確立

【いわき】

・大規模施設園芸の推進
・省力、機械化体系の推進

【南会津】

・地域のブランド化
・新規栽培者の確保育成

【県南】

・施設化、作型分化
・環境制御技術の導入

実り豊かなふくしまの産地支援事業

輝け！ふくしまの園芸産地推進事業

- 園芸品目の現地課題への対応
- 「新未来園芸プロジェクト」の推進

平成32年度目標値
達成！！

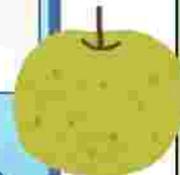
平成32年度目標値
更なる支援が必要！！

実り豊かなふくしまの産地整備事業

- 生産拡大、施設化等を支援
- 省力技術導入等を促進
- 認証GAPを後押し

国庫活用型園芸産地育成事業

- 水稻→園芸品目への転換
- 契約取引等実需に基づく産地形成



平成32年度
農産物産出額
2,635億円うち
園芸主要6品目
459億円

平成28年度農産物産出額
2,077億円うち
園芸主要6品目373億円

園芸主要6品目：
きゅうり、トマト、アスパラガス
もも、なし、りんどう



国庫活用型園芸産地育成事業

(実り豊かなふくしまの産地支援事業) (継続)

1 趣 旨

園芸作物生産転換促進事業等の国庫事業を活用して、野菜や果樹、花きの生産拡大や、実需者ニーズへの対応など新しい園芸産地育成を支援する。

2 事業内容 (以下、園芸作物生産転換促進事業)

生産者、実需者等からなるコンソーシアムが取り組む産地の合意形成、品種の選定や出荷先の確保、排水対策や栽培技術の確立及び生産拡大に向けた機械・施設のリース方式による導入等を支援する。

3 事業実施主体 生産者、実需者、市町村等で構成するコンソーシアム (但し、生産者及び実需者は必須の構成員)

4 予算額 10,000千円

5 補助率 定額、1/2以内

6 事業実施期間 平成30年度～平成32年度

【担当課：園芸課 024-521-7355】

持続的生産強化対策事業のうち 新しい園芸産地づくり支援

<対策のポイント>

実需者ニーズに対応した園芸作物の生産拡大・安定供給を実現するため、水田地帯における水稲から園芸作物への転換による新たな園芸産地の育成や、加工・業務用野菜の生産・供給の安定化に必要な作柄安定技術の導入等の取組を支援します。

<政策目標>

野菜の生産数量の増加

<事業の内容>

1. 園芸作物生産転換促進事業

○ 水田地帯での新たな園芸産地の育成による園芸作物の生産拡大を実現するため、生産者や実需者等の関係者による推進体制で取り組む、

- ① 産地の合意形成
 - ② 品種の選定や出荷先の確保
 - ③ 排水対策や栽培技術の確立
 - ④ 機械・施設のリース導入
- を支援します。

<事業イメージ>

> 新しい園芸産地の育成

〈主な支援対象〉



<事業の流れ>



畜産競争力強化対策整備事業（継続）

1 趣 旨

畜産業の復興・再生を推進するため、地域の中心的経営体（畜産農家、新規参入者、飼料生産受託組織等）の収益性の向上、畜産環境問題への対応に必要な施設整備や家畜導入を支援する。

2 事業内容

畜産競争力強化対策整備事業

畜産クラスター協議会が策定した畜産クラスター計画に位置づけられた地域の中心的経営体（畜産農家、新規参入者、飼料生産受託組織等）の収益性の向上、畜産環境問題への対応に必要な施設整備や家畜導入を支援する。

3 事業実施主体 畜産クラスター協議会

4 予 算 額 562,828千円

5 補 助 率 施設整備 事業費の1/2以内
家畜導入上限額 妊娠牛 275千円
繁殖雌牛 175千円
繁殖雌豚 40千円

6 事業実施期間 平成31年度

【担当課：畜産課 024-521-7366】

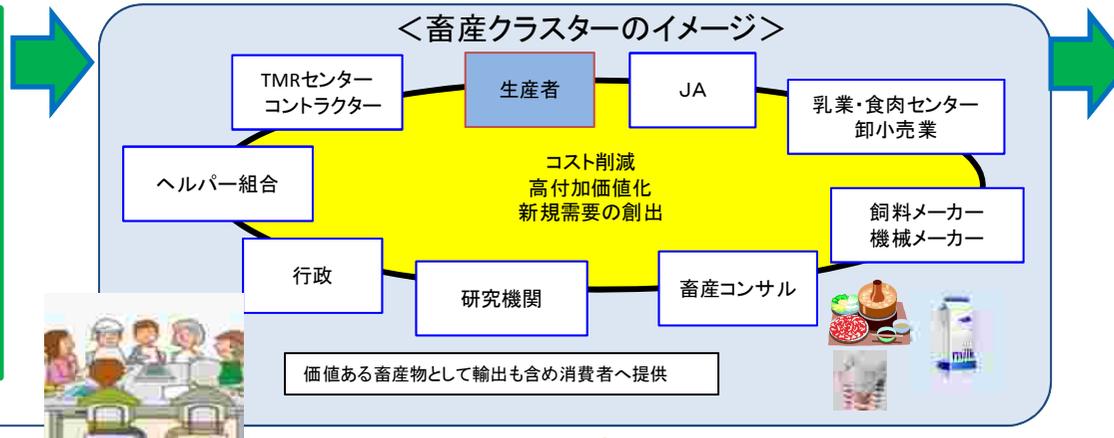
福島県畜産競争力強化対策整備事業

畜産農家をはじめ、地域に存在する各関係者が有機的に連携・結集した高収益型畜産体制(畜産クラスター)を構築し、地域の中心的な経営体の収益性の向上に必要な施設整備や家畜導入を支援し、原発事故の影響により弱体化した生産基盤の回復・強化を図る。

原発事故の影響により

- 肉牛の出荷制限
- 飼料の利用制限
- 堆肥の滞留
- 風評による生産物の価格低下
- 配合飼料価格の高止まり
- 高齢者等を中心に離農が加速

生産基盤が弱体化。



本県畜産 生産基盤回復

- 増頭による規模拡大
- 省力化による収益性向上
- 担い手確保・育成 など

畜産の収益力・競争力強化

<取組主体>

地域の収益性向上のための畜産クラスター計画に位置づけた中心的な経営体

- ・畜産農家
- ・新規参入者
- ・飼料生産受託組織

※個別経営体も対象
(法人、法人化の計画を有している家族経営)

畜産競争力強化整備事業(国庫:畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業)

中心的経営体の収益性の向上等に必要な施設の整備・家畜導入を支援(1/2以内補助)
※家畜導入上限額

妊娠牛27.5万円、繁殖雌牛17.5万円、繁殖雌豚4.0万円



ミルクングパーラー



飼料調製施設



畜産環境対策施設



家畜導入

(※公社等が整備し、中心的な経営体に貸し付ける場合も含む)

農村環境整備事業実施計画費（継続）

1 趣 旨

農村環境整備に関する計画作成の対象地区について、計画的・効率的な事業実施に資する実施計画策定を行い、整備の基本方針、整備の内容、費用の総額、効果算定等を定める。

2 事業内容

各事業に係る事業計画策定業務

当該計画作成の対象地区について、整備の基本方針、整備の内容、費用の総額、効果算定等を定める。

3 事業実施主体 県、市町村、団体

4 予算額 128,004千円

5 補助率 農地防災、水利施設整備 100%
農地整備（農地中間管理機構関連農地整備） 62.5%
農地整備（経営体育成型） 50%

6 事業実施期間 平成24年度～平成32年度

【担当課：農村計画課 024-521-7406】

遊休農地活用促進総合対策事業（一部新規）

1 趣 旨

遊休農地の活用を促進するため、荒廃農地の再生利用に可能な事業等を活用し、農業者等が行う農地の再生作業等を支援するとともに、再生が困難な農地の活用についても検討を進める。

2 事業内容

(1) 遊休農地活用推進事業

遊休農地の活用をすすめるため、関係団体と連携等を図り、市町村等が農地法第四章に基づいて行う遊休農地に関する措置の適正な執行を支援する。

(2) 再生困難農地活用推進事業

再生が困難な荒廃農地の利活用を促進するため、荒廃農地の実態等や農地の転用（利用）事例に詳しい事業者へ業務を委託し、地域の関係者による具体的な利活用方策を検討する。

(3) 遊休農地等保全対策支援事業

遊休化した農地の活用・保全を図るため、遊休農地の再生作業等に国の事業の活用が見込めない地域において、市町村等が策定する遊休農地の保全計画の実現に向けた取組を支援する。

3 事業実施主体 (1)、(2) 県 (3) 市町村、市町村農業委員会、地域耕作放棄地対策協議会等

4 予算額 4,200千円

5 補助率 (1)、(2) ー (3) 定額又は1/2以内

6 事業実施期間 平成28年度～平成32年度

【担当課：農村振興課 024-521-7415】

遊休農地対策事業の施策体系

(農村振興課)

- ・担い手等の不足
- ・農産物価格の低迷



各種施策等による遊休農地の利活用推進



農業・農村の活性化
(農業を中心とした地方創生)

◎農業が持続的に発展し、食料の安定供給の確保と多面的機能役割を十分に発揮していくためには、農地の確保と有効利用を推進することが重要。
【施策目標】耕作放棄地 3,000ha 以上の解消 (H25～H32 年累計)

〈国の補助事業等〉

○ 多面的機能支払事業【国、県】

- ・集落等を単位に共同で行う農地の保全等の活動に対する支援
※活動メニューは、集落の合意形成で決定
〔助成額〕〔ex〕畑 3,440 円/10a

○ 中山間直接支払事業【国、県】

- ・中山間地域等で集落を単位に、農用地を維持・管理していくため、農業生産活動等を継続して行う場合に支援
※協定を締結、5 年間農業生産活動等を継続
〔助成額〕〔ex〕畑 耕作放棄地の発生防止活動
(3,440 円/10a) × 80%

○ 農地耕作条件改善事業【国、県】

- ・農地の区画整備等の基盤整備や高収益作物導入への補助
※総事業費 200 万以上
※農地中間管理事業の重点実施地区に指定

〈県事業〉

1 遊休農地活用推進事業

- 遊休農地の活用を進めるため、市町村が実施する荒廃農地の調査、農地法の措置に関する支援
- 事例発表会の開催等による啓発活動や優良事例の情報発信

2 再生困難農地活用推進事業 非農地化による解消

- 遊休農地の中で再生が困難な農地を有効活用するため、関係者や地域での検討 (委託先; 農業会議)

3 (新)遊休農地等保全対策支援事業 再生利用による解消

- 遊休化した農地を再生利用するための雑木除去等の費用補助
〔助成額〕定額(30千円/10a)又は定率(1/2以内)

※耕作放棄地再生利用緊急対策事業【基金事業(県協議会)】(H21～H30)⇒平成 30 年度で終了
※荒廃農地等利活用促進交付金【国 庫】(H29～H33)⇒平成 30 年度で廃止

経営体育成基盤整備事業 等（一部新規）

1 趣 旨

農業競争力の強化を進めるため、農地中間管理機構と連携した担い手への農地集積・集約化や農業の付加価値化など、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を実施する。

2 事業内容

区画整理、農業用排水施設、農道、暗渠排水、客土

3 事業実施主体

県

4 予算額

518,448千円

5 負担率

一般地域：国 50%（62.5%）、県 27.5% 等
中山間地域等：国 55%（62.5%）、県 27.5% 等
※（ ）書きは農地中間管理機構関連農地整備事業実施地区

6 事業実施期間

平成9年度～平成35年度

【担当課：農村基盤整備課 024-521-7410】

県単基幹水利施設ストックマネジメント事業 等（一部新規）

1 趣 旨

国・県営土地改良事業により造成された農業水利施設の相当数が老朽化の進行とともに、更新を必要とする施設が増加している。今後も増加してゆく更新需要に対して、農業水利施設の長寿命化を図ることにより、施設の有効活用と財政負担の平準化を図る。

2 事業内容

ダム、頭首工、用排水機場、基幹用排水路等の基幹水利施設について、施設の劣化状況等を調べる機能診断を行い、機能保全計画を策定し、当該機能診断結果に基づき必要な対策工事を実施する。

3 事業実施主体 県

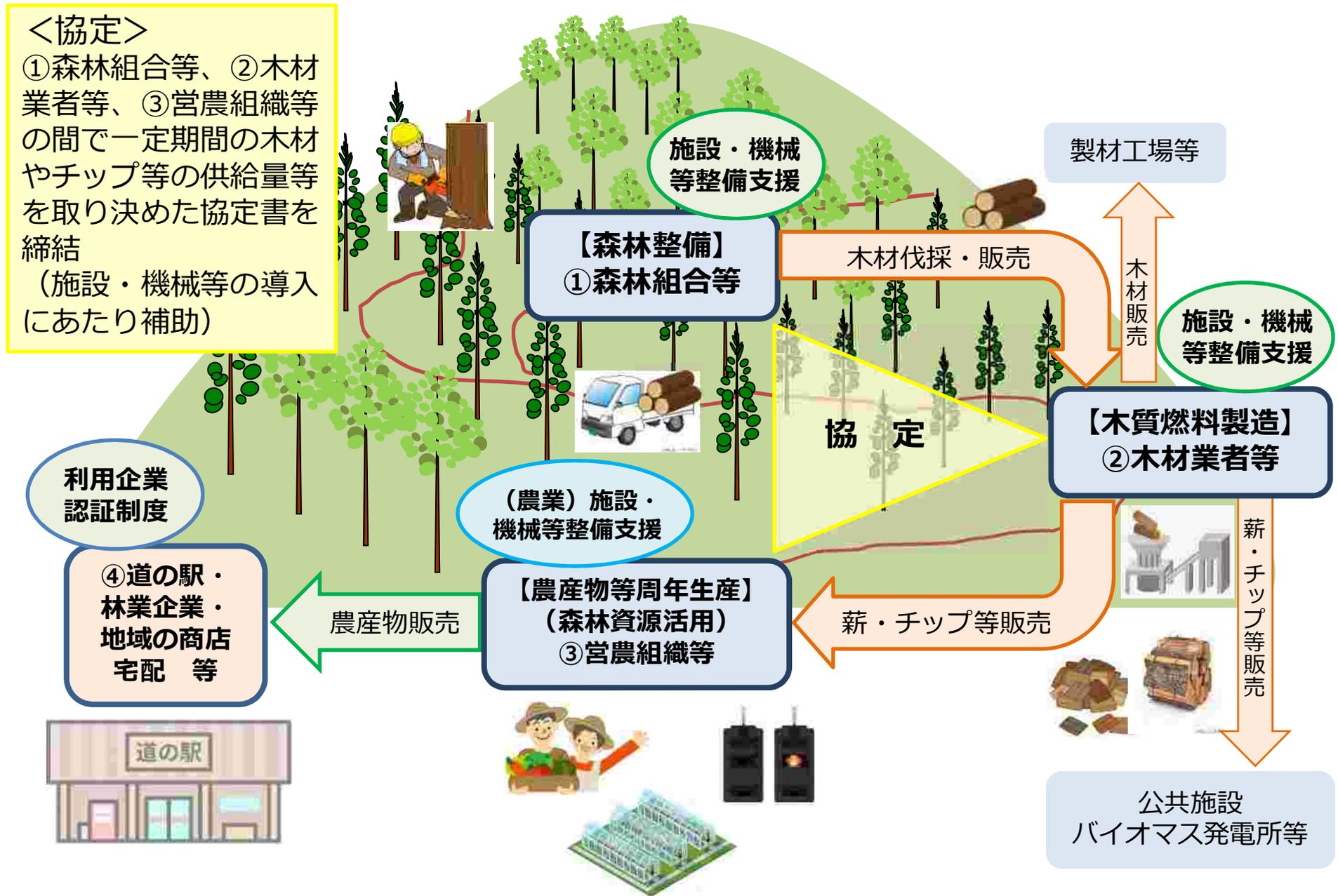
4 予算額 880,030千円

5 補助率 国 1/2、県 1/4

6 事業実施期間 平成23年度～平成32年度

【担当課：農村基盤整備課 024-521-7417】

ふくしま「林・農」連携モデル創出事業（林業）



ふくしま県産材競争力強化支援事業（新規）

1 趣 旨

震災からの森林・林業の再生に向け、被災地域において森林整備の本格化や木材加工流通施設等の整備が進められる一方、今後は県内需要だけでなく県外、海外を含む新たな需要を開拓していくため、本県の木材加工者が有する優れた製品や技術を通じて販路拡大支援を行い、本県の林業・木材産業の復興と発展に資する。

2 事業内容

県内事業者が有する付加価値の高い木製品や木材加工技術について首都圏や海外への販路拡大活動支援を行う。

3 事業実施主体 木材関係団体等

4 予算額 18,300千円

5 補助率 定額（10／10以内）

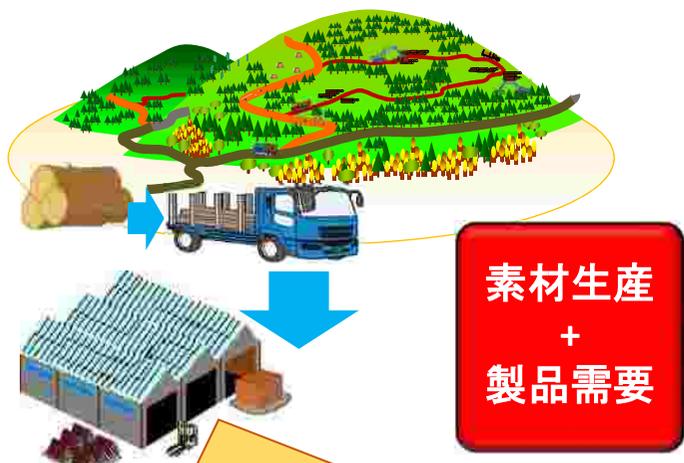
6 事業実施期間 平成31年度～平成32年度

【担当課：林業振興課 024-521-7432】

ふくしま県産材競争力強化支援事業

県産材の販路・需要拡大による林業・木材産業の復興

- 首都圏、海外需要の掘り起こしにより、復興のスタートラインにある森林・林業の再生に寄与。
- 先進的な県産材製品の需要開拓により、木材（素材）生産量の伸び率を全国水準にまで増加させ、林業・木材産業の復興を加速。



県内で製造される先進的な木材製品の事例



集成材(建築物に利用)

鋼材内蔵型集成材(耐火構造)

大径JAS製材

県内事業者による輸出品

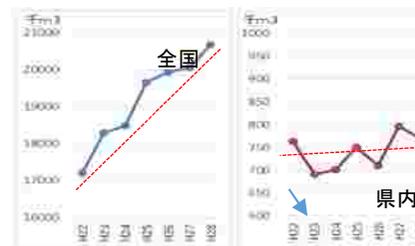
復興と需要確保/販路拡大

《現状》

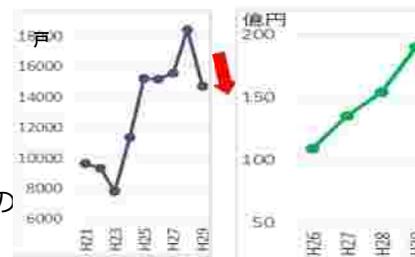
- 県内における素材生産量は、震災前の水準に回復しているが、全国の伸び率に比較して低位。
- 被災地域の森林資源活用と産業の復興を目指し、木材加工工場を整備予定。
- 全国的には木材製品の輸出規模は拡大の一方、本県は未だ低位。

《課題》

- 復興需要が終息に向かう中、林業・木材産業の復興及び成長産業化を図るためには、首都圏や海外における性能・品質に優れた県産材製品開発とPRが必要。
- 県内企業数社においては、輸出等を視野に入れた新規の販路・需要開拓に取り組みつつあり、その取組を強化する支援が必要。



素材生産量の推移



復興需要の推移(県内住宅着工戸数) 木製品輸出額の推移(全国)

首都圏、海外への販路拡大支援

被災地域の復興

林業・木材産業の復興

【想定される支援例】

- 販路拡大製品等の設計及び試作
- 製品ニーズ・マーケティング調査
- 見本市への出展、現地シンポジウムやセミナーの出席
- 現地商談

【事業費】 18,300千円(H31)(補助金18,000千円、県事務費:300千円)

【補助事業者採択】提案公募により採択(4,500千円×4件)

福のしま「きのこの里づくり」事業（一部新規）

1 趣 旨

ほんしめじ等の県オリジナル品種による産地化を推進するため、生産技術の確立やモデル栽培地域における品種特性に応じた栽培指導を行い、安定生産技術を生産現場において確立する。

2 事業内容

(1) 県オリジナル品種経営安定化事業

新品種のほんしめじ、なめこの菌床培地等の供給にあわせ、栽培指導を行い安定生産技術の定着を図る。

(2) 栽培技術の開発

新たなほんしめじ用の低コスト培地の開発、既存栽培技術の改良、空調栽培技術の検討を行う。

3 事業実施主体 県

4 予算額 12,964千円

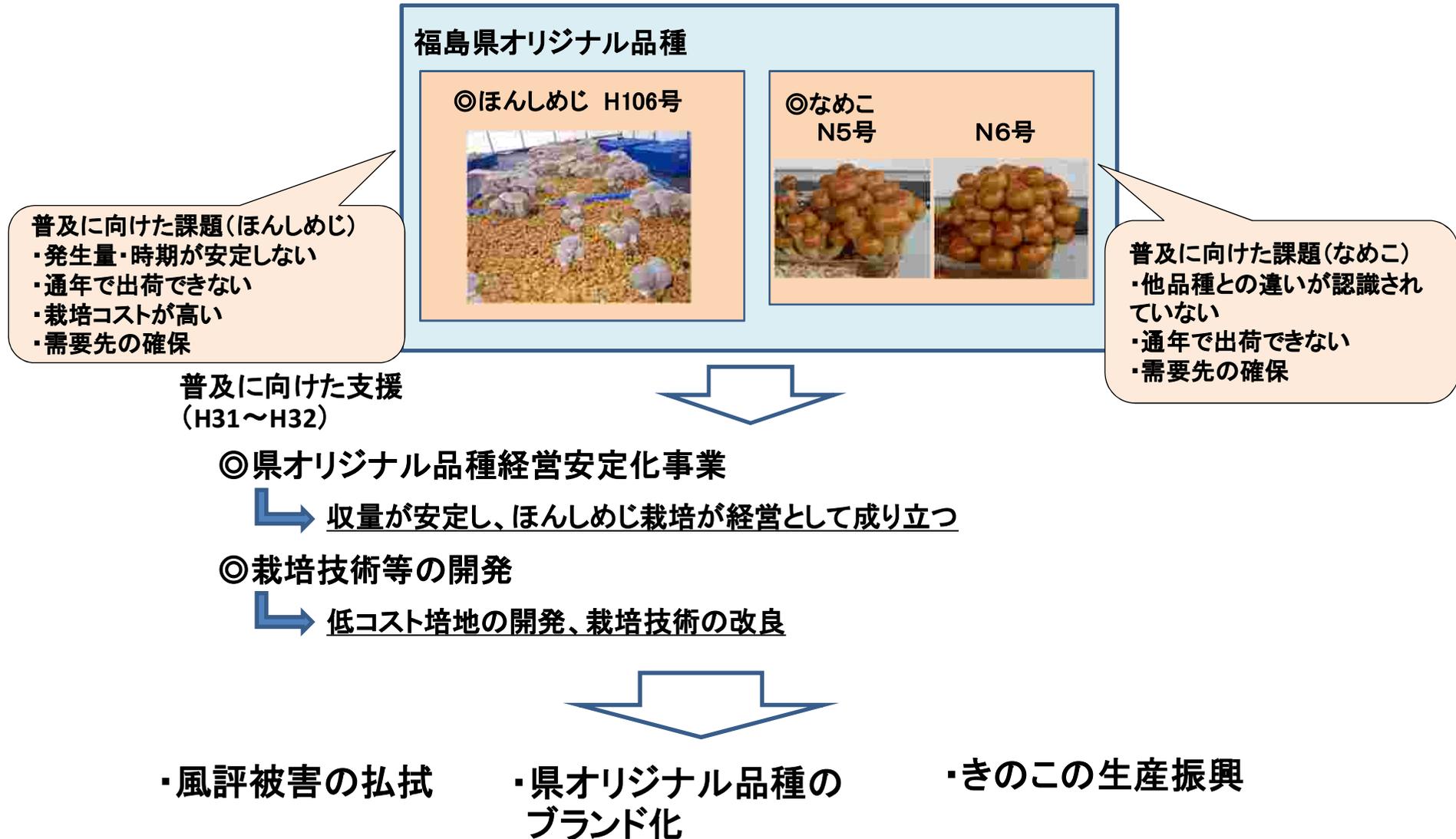
5 補助率 ー

6 事業実施期間 平成29年度～平成32年度

【担当課：林業振興課 024-521-7432】

福のしま「きのこのこの里づくり」事業

福島県オリジナル品種の生産拡大に向け、ほんしめじの菌床供給・販売促進支援やきのこ生産休止者を対象としたなめこ試験栽培の取組を行った中でうかびあがった課題への対応。



森林情報（GIS）活用推進事業（森林環境適正管理事業）（継続）

1 趣 旨

県の7割を占める広大な森林を適正に管理するとともに、森林の情報を、県民をはじめとする多くの人々に向け継続して発信するため、ふくしま森林クラウドと福島県森林GISの保守運用を行う。

2 事業内容

森林情報（GIS）活用推進事業

現行の「森林GIS」は、各種森林情報を地図とリンクさせて一元的に管理し、地域森林計画樹立や、林業事業体施業支援等を行っている。この主たる機能を森林クラウドへ移行することで、市町村と森林情報を共有し、森林情報の管理等の業務の効率化を図る。

また、一般県民向け森林情報地図サイト「ふくしま森マップ」の保守・運用を行う。

3 事業実施主体 県

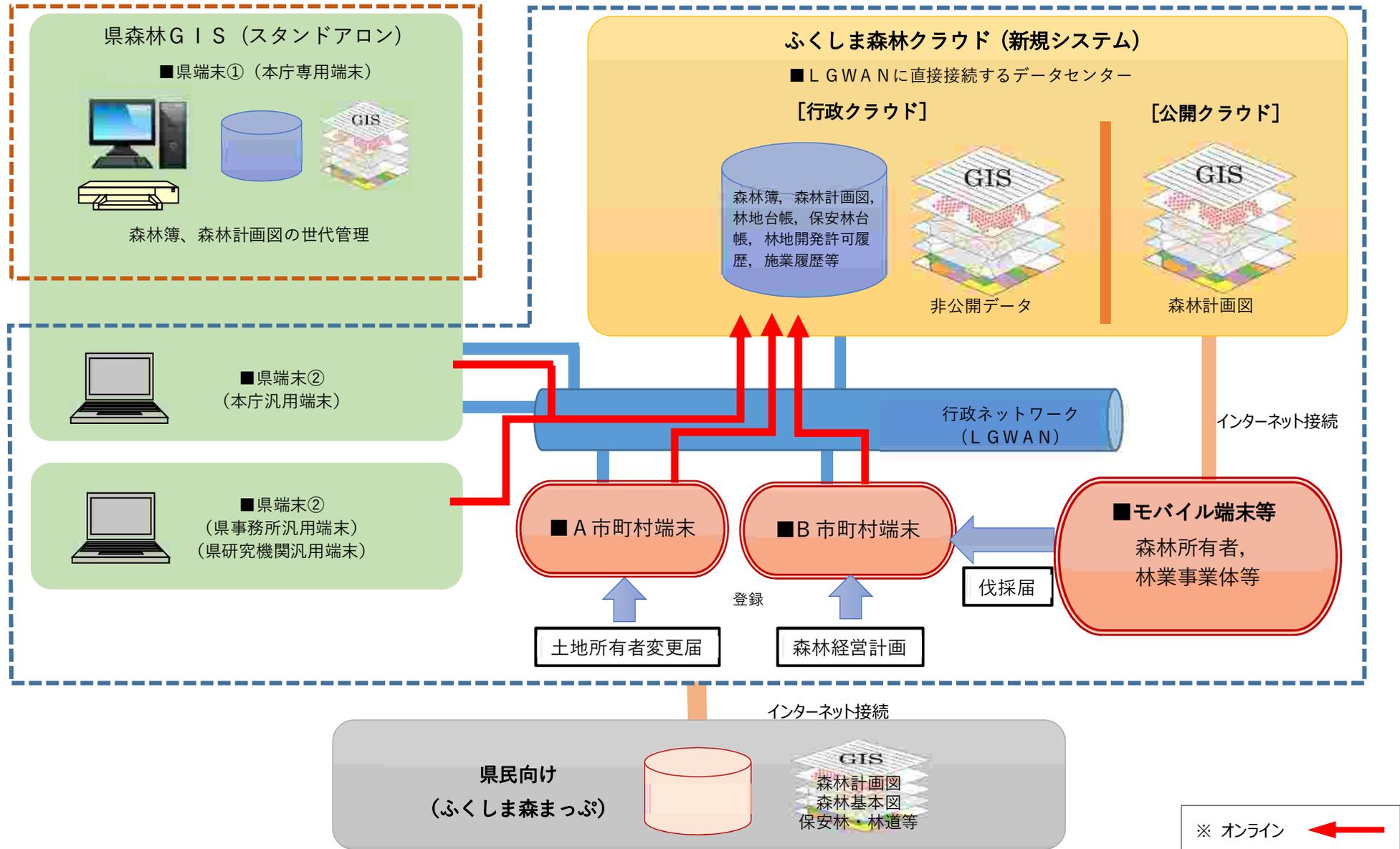
4 予算額 71,730千円

5 補助率 ー

6 事業実施期間 平成18年度～平成32年度

【担当課：森林計画課 024-521-7425】

森林情報（GIS）活用推進事業（森林環境適正管理事業）（継続）



森林環境情報発信事業（ふくしまから はじめよう。森林とのきずな事業）（継続）

1 趣 旨

ふくしまの森林について再び関心を持ってもらうことで、森林づくりの意識の醸成に資するため、本県の森林や林業に関する情報の発信と、森林認証の普及推進を行う。

2 事業内容

(1) 森林環境情報の収集と発信

本県の森林の概要や良さ、森林環境基金を活用した取組をはじめとする本県の森林林業に関する取組等、森林環境に関する情報を収集するとともに、森林の現状や県産材利活用、及び県民参画による森林づくりの情報を発信する。

(2) 森林認証の普及推進

環境・経済・社会貢献の3つの面から適切な森林経営が行われている森林を国際的ルールで認証する森林認証制度を普及し、森林環境の適正な保全や、持続可能な社会づくりを進めるため、制度普及に係るPR活動やセミナー開催の支援、認証取得費用を助成する。

3 事業実施主体

(1) 県

(2) 県内に所在する森林所有者及び管理者、木材生産事業者、流通事業者及び製材・加工事業者等

4 予 算 額

15,367千円

5 補 助 率

(1) ー

(2) 1/2以内

6 事業実施期間

平成25年度～平成32年度

【担当課：森林計画課 024-521-7425】

森林環境情報発信事業（ふくしまからはじめよう。森林とのきずな事業）（継続）

□ 森林環境情報の収集と発信

東日本大震災・原発事故（H23）

- ・ 県民と森林の関わりが希薄化
- ・ 復旧、再生には県民等の取り組みが必要

豊かな森林を
次の世代へ
継承！

県民参加による
森林づくり活動をさらに加速



再生の
シンボル

もり
森林とのきずなを回復
(森林と人、世代間、地域間)

ふくしまの森林に対する 関心と理解の拡大

- (1) 森林環境情報の発信
- (2) 若者の森林自己学習支援

もり 森林づくり活動の拡大

- ・ 森林づくり県民運動の推進

【行政による森林の復旧・再生】

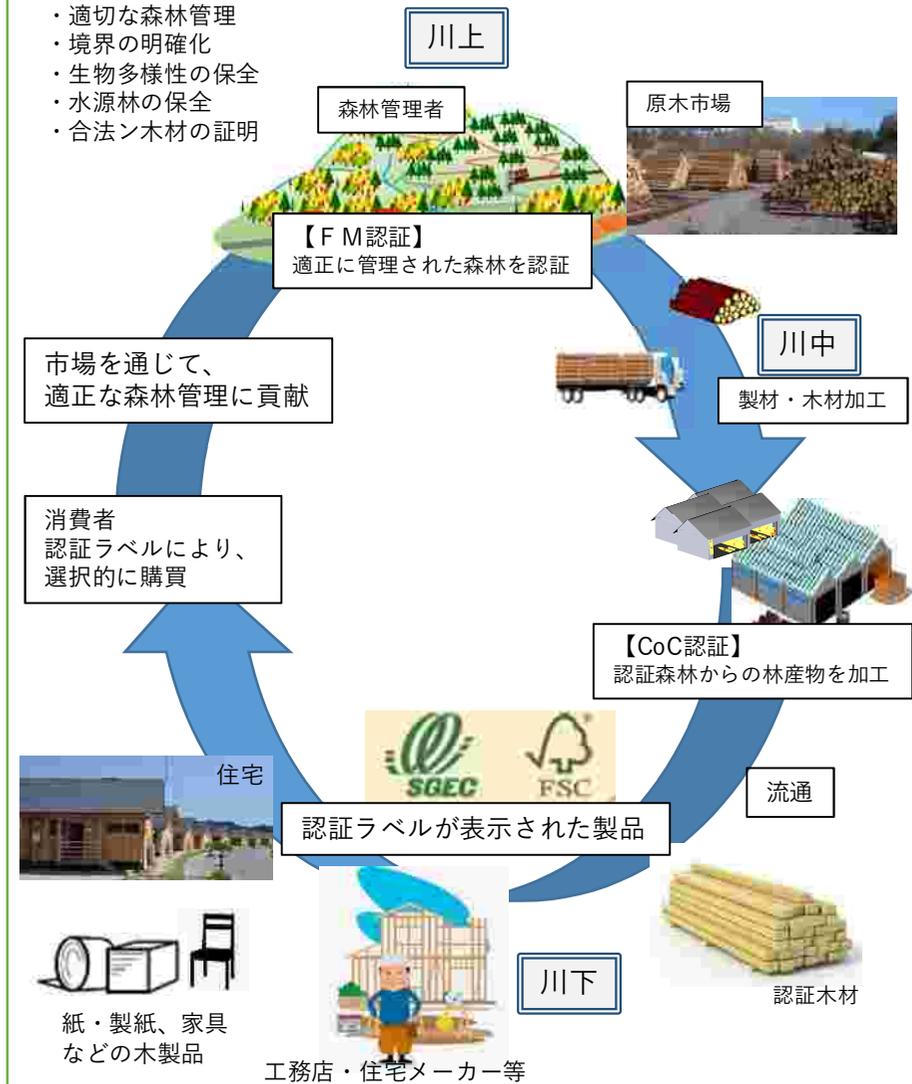
- ・ 海岸防災林の復旧
- ・ ふくしま森林再生事業

□ 森林認証の普及推進

【持続可能な森林経営】

- ・ 適切な森林管理
- ・ 境界の明確化
- ・ 生物多様性の保全
- ・ 水源林の保全
- ・ 合法シ木材の証明

[森林認証のイメージ]



森林情報活用路網整備推進事業（継続）

1 趣 旨

森林の適切な管理に向けた計画的な間伐等森林整備の着実な実施と素材生産の一層の効率化に資するため、航空レーザ計測によるデータの活用により高精度の森林情報を取得し、市町村ごとの路網整備計画の策定を支援する。

2 事業内容

航空機から地上にレーザを照射し、その反射波により高精度の地形情報及び森林情報を取得し、市町村ごとの林業専用道全体計画策定委託事業を実施する。

3 事業実施主体 県

4 予 算 額 146,260千円

5 補 助 率 ー

6 事業実施期間 平成30年度～平成32年度

【担当課：森林整備課 024-521-7430】

森林情報活用路網整備推進事業(継続)

ふくしま農林水産業新生プラン 林業生産基盤の整備

基本目標 「効率的な森林整備が可能となる路網整備計画の充実」

平成31年度予算額 146,260千円

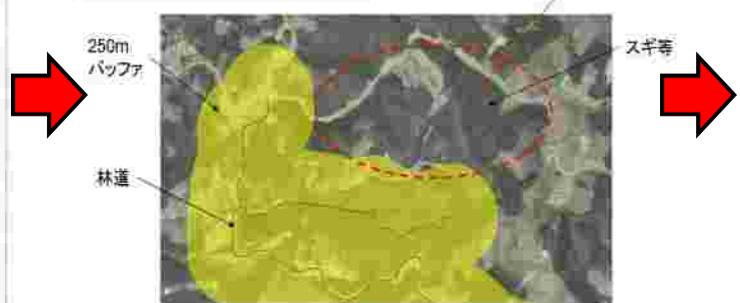
計画的な間伐等の森林整備と木材生産の一層の効率化に必要な林業専用道整備を推進しています。このため、航空レーザ計測を行い、高精度の地形情報及び森林資源情報を取得し、整備すべき森林や既設作業道等を把握することで、市町村の林業専用道整備計画の策定を支援します。

<事業イメージ>

①航空レーザ計測実施



②計測結果の活用



③林業専用道市町村全体計画の策定



<事業の内容>

- 地形情報及び森林情報の取得
 - ・傾斜区分、谷などの微地形、既設路網の線形など
 - ・樹種、樹高、立木本数など
- 林業専用道の市町村全体計画の策定
(路網設計アプリの活用により、林業専用道の配置やルートを検討)
 - ・路網密度の低い区域の把握
 - ・急傾斜地、露岩や崩壊地形等を避けたルートを検討
 - ・切盛土量の概算算出

林業専用道整備による
森林整備と森林資源利用の活性化



ふくしま森林再生事業（継続）

1 趣 旨

県内の森林は広範囲に放射性物質の影響を受けており、森林所有者等による森林整備が停滞している森林について、市町村等の公的
主体が間伐などの森林整備とその実施に必要な放射性物質対策を行い、森林の有する多面的機能の発揮を確保する。

2 事業内容

(1) 森林整備

間伐等の森林施業と路網整備により森林の有する多面的機能の維持を図る。

(2) 放射性物質対策

(1) の森林整備を実施するための計画作成や森林所有者の同意の取り付けを行うとともに、森林内の放射性物質の動態に応じ
た対策を実施する。また、施業後の事業効果の分析・評価等をあわせて実施する。

3 事業実施主体 市町村、森林整備法人、県

4 予 算 額 4, 8 0 8, 1 7 6 千円

5 補 助 率 2の(1) 市町村 4/10 (実質補助率72%)
森林整備法人 5/10 (実質補助率90%)
2の(2) 10/10以内

6 事業実施期間 2の(1) 平成25年度～平成32年度
2の(2) 平成25年度～平成32年度

【担当課：森林整備課 024-521-7429】

ふくしま森林再生事業（継続）

もり

ふくしま農林水産業新生プラン ふくしまの森林元気プロジェクト

基本目標 「森林再生の推進と森林の有する多面的機能の確保」

平成31年度予算額 4,808,176千円

県土の7割を占め、県民生活と深く結びついている森林は、原発事故による放射性物質の影響により、森林整備や林業生産活動が停滞し、森林の有する水源かん養や山地災害防止など多面的機能の低下が懸念されています。

このため、市町村等の公的機関が事業主体となって、汚染状況重点調査地域等を対象に、間伐等の森林整備とその実施に必要な放射性物質対策を一体的に推進し、森林の有する多面的機能の維持増進に取り組んでいます。

<事業の流れ>



<事業の内容>

1. 森林整備等
 - (1) 森林整備
(間伐、更新伐、除伐、下刈り、植栽等)
 - (2) 路網整備
(森林作業道の開設・改良)
2. 放射性物質対策
 - (1) 事前調査等
(全体計画、年度別計画作成、同意取得、放射性物質調査等)
 - (2) 放射性物質対処方策
(表土流出防止柵等の設置、枝葉の林内集積又は破碎・散布等)

<事業イメージ>

○森林整備の流れ



作業道整備



伐採・玉切



集材・搬出



土場への搬出

所有者の方から、事業実施の同意が得られた区域について、集約的に森林整備を行います。現在、行われている主な取組は、間伐、作業道の整備です。森林の状況に応じて、更新伐、除伐、下刈、植栽等も行うことができます。

○放射性物質対策



空間放射線量率測定



丸太柵等の施行

森林整備の実施前後に森林内の空間放射線量率を測定し、森林整備による影響を確認します。森林内の放射性物質の多くは土壌に分布しているため、森林整備後、下層植生が回復するまでの間の表土流出を防ぐため、丸太柵等を設置します。

広葉樹林再生事業（継続）

1 趣 旨

放射性物質の影響が比較的小さい地域においても、きのこ原木の指標値を超える原木林が見受けられ、きのこ原木の生産が停止している状況にあるため、将来のきのこ原木の安定供給に向けた次世代への原木林等広葉樹林の再生を図る。

2 事業内容

既存のきのこ原木林等広葉樹林の次世代への更新に必要な伐採や作業道の整備等を行う。

3 事業実施主体 市町村等

4 予算額 71,600千円

5 補助率 10/10以内

6 事業実施期間 平成26年度～平成32年度

【担当課：森林整備課 024-521-7429】

広葉樹林再生事業(継続)

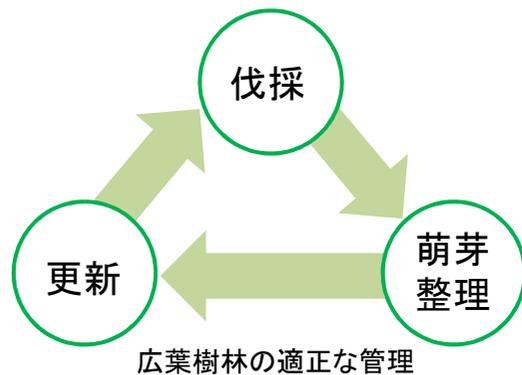
ふくしま農林水産業新生プラン 森林資源の充実・確保
基本目標 「森林再生の推進と森林資源の適正な管理」

平成31年度予算額 71,600千円

原発事故以後、放射性物質の影響が比較的小さい地域においても、きのこ原木の指標値を超える原木林が見受けられ、きのこ原木の生産が停止しています。

このため、将来のきのこ原木の安定供給に向けて、次世代の原木林となる広葉樹林の再生を図るため、会津地域の既存のきのこ原木林等広葉樹林において、更新に必要な伐採や作業道の整備等に取り組んでいます。

<きのこ原木林等広葉樹林の適正な管理と現状>



震災前まできのこ原木林として活用されていた広葉樹林



伐採や不要な萌芽枝の除去(萌芽整理)などの手入れが行われず、径が太くなったり、荒廃した広葉樹林

<事業の内容>

- 原木等の放射性セシウム濃度を測定(事業実施前に指標値超過を確認)
- 更新に必要な伐採や作業道の整備
- 皆伐実施後、萌芽枝の放射性セシウム濃度を継続調査(3年間)
- 空間線量率の測定(伐採の前後)
- 堆積有機物や土壌の放射性セシウム濃度を測定

<事業イメージ>



事業実施箇所(伐採後)



伐採後に発生した萌芽枝を採取し、放射性セシウム濃度を測定

ふくしま水産バリューチェーン推進事業（新規）

1 趣 旨

沿岸漁業の水揚拡大と本格操業の再開を支援するため、卸売市場法の改正を契機に、産地と消費地が連携し、水産バリューチェーン全体で生産性の向上や産地市場の流通機能を強化する取組を支援する。

2 事業内容

卸売市場法の改正に対応して、産地市場の再編や最新の水産物流通に適合した市場運営ルールの構築、第三者販売等の流通改革、広域・異業種からの参入促進による産地価格向上の取組を支援する。

3 事業実施主体 福島県漁業協同組合連合会、漁業協同組合、水産加工業協同組合等

4 予 算 額 4, 5 0 0 千円

5 補 助 率 1 / 2 以内

6 事業実施期間 平成31年度～平成32年度

【担当課：水産課 024-521-7376】

ふくしま水産バリューチェーン推進事業

卸売市場法の改正を契機に、産地と消費地が連携し、水産バリューチェーン全体で生産性向上を図る取組や産地市場の流通機能強化を図る取組を支援する。

<事業の内容>

産地市場の再編や最新の水産物流通に適合した市場運営ルールの構築、第三者販売等の流通改革、広域・異業種（水産加工業者等）からの参入促進による産地価格向上の取組を支援する。

- 産地市場機能強化に係る調査、活動
- 新規買受人参入促進の取組
- 流通改革に係る調査、活動

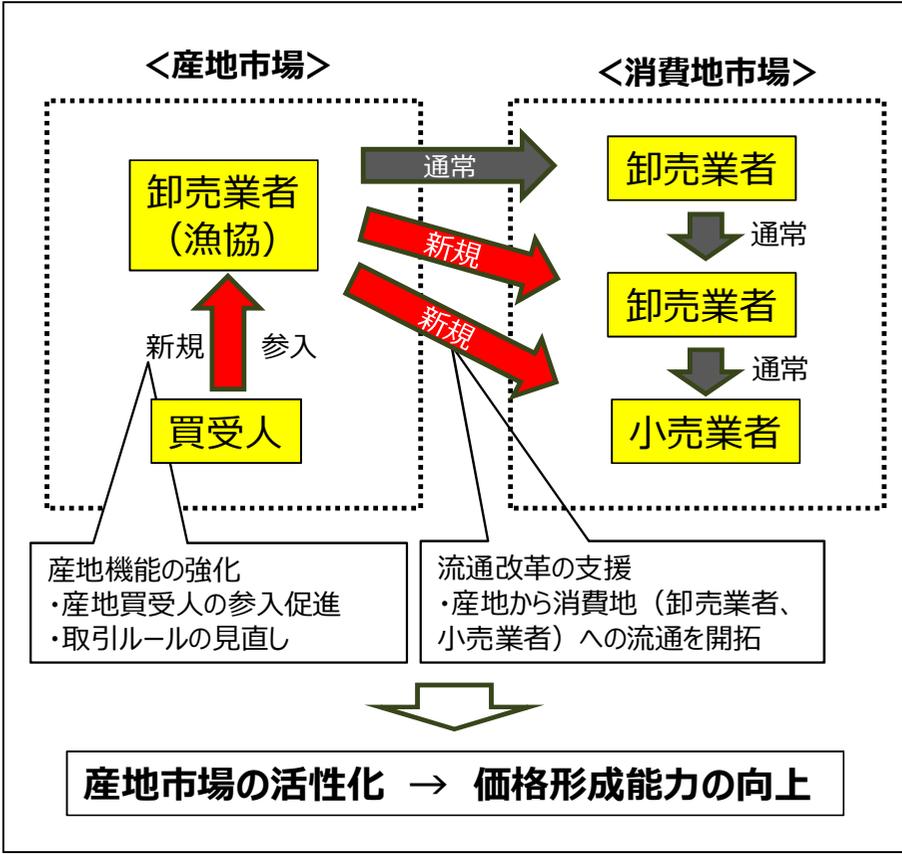
補助金 4,500千円（補助率1/2）
事業主体 漁連・漁協・水協（想定）

卸売市場法改正の概要

H30.6月改正、H32.6施行

- 売買取引条件の変更 → 取引条件・結果、取引ルールの公表
→ 買受人参入の自由化
- 禁止条件の緩和 → 第三者販売、直荷引き等の実施緩和
- 認定制度の変更 → 認定制度（認可→認定）の変更

<事業のイメージ>



先端技術活用による水産業再生実証事業（継続）

1 趣 旨

本県水産業の復興に向けて、収益性の高い漁業を実現する操業支援技術や付加価値を高める加工技術の実証研究に取り組むとともに、実用化された技術体系の速やかな社会実装を図る。

2 事業内容

(1) ICT分野先端技術活用実証研究（103,160千円）

操業コストの削減と販売収入の増加による収益性の高い漁業の実現に向けて、ICTを活用して各種データを収集するシステムを開発する。そこで、得られた情報を解析し、操業支援情報として漁業者に対して配信するシステムを開発する。

(2) 利用加工分野先端技術活用実証研究（6,639千円）

水産加工業の販路拡大や基盤の再建・強化に向けて、地域の代表魚種や低・未利用資源等の有効利用を可能とする先端的な加工処理等に関する技術を開発する。

(3) 社会実装拠点運営（5,288千円）

被災地に設置した社会実装拠点を核として、実用化された技術体系に関する情報発信、技術研修、現場指導等を行う。

3 事業実施主体 県

4 予算額 115,087千円

5 補助率 ー

6 事業実施期間 平成30年度～平成32年度

【担当課：農業振興課 024-521-7339】

本県水産業の復興に向けて、収益性の高い漁業を実現する操業支援技術や付加価値を高める加工技術の実証研究に取り組むとともに、実用化された技術体系の速やかな社会実装を図る。

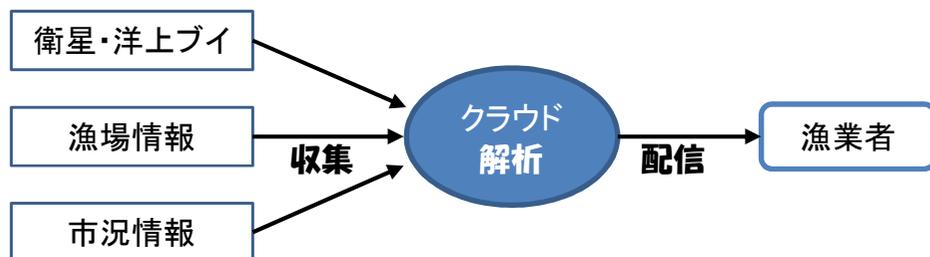
現地実証 (H30～H32)

水産海洋研究センターが中心となって、地元漁協、国立研究開発法人、大学等と連携して技術体系の現地実証に取り組む。

ICT分野先端技術活用実証研究

〔研究内容〕

- 洋上ブイ、衛星等による水温等のデータ、操業日誌の電子化による操業情報等の収集・配信システムの開発
- 各種情報を用いたシラス・コウナゴ等沿岸性浮魚類の漁況予測技術の確立
- 操業情報から底魚類の資源状況を迅速に解析する技術の確立など



〔実証地〕 福島県海域

利用加工分野先端技術活用実証研究

〔研究内容〕

- カナガシラやアカモク等の低・未利用資源を用いた加工品の開発
- ヒラメ、ホッキガイ、コモンカスベ等を用いた高品質な冷凍加工品の開発
- 3Dフードプリント技術を用いた新規練り製品製造
- 呈味成分等、おいしさ等の見える化 など



〔実証地〕 県内水産加工生産所（相馬市、いわき市）

社会実装 (H30～H32)

〔社会実装拠点〕 水産海洋研究センター、水産資源研究所、内水面水産試験場

〔社会実装する技術〕

- ICTを活用した操業支援システム
- 低・未利用魚介類の有効利用技術
- アユ放流用種苗の効率的な生産技術 など

※平成30年度から実証に取り組んでいる技術であるため、目標値は設定しない。

栽培漁業振興対策事業（継続）

1 趣 旨

東日本大震災により本県の種苗生産施設は壊滅的な被害を受け、種苗生産、放流は困難となった。地先資源であるアワビ、広域資源であるヒラメ、種苗放流による資源維持が不可欠なアユについては種苗放流を継続し、資源を維持していくことが、漁業復興に向けて重要であることから、種苗の放流を支援する。

2 事業内容

(1) 種苗放流支援事業（アワビ・ヒラメ・アユ）

平成30年度に供用が開始される水産資源研究所において、本県沿岸へ放流するため、アワビ、ヒラメ及びアユの種苗生産を実施する。平成31年度放流予定数はアワビ5万個、ヒラメ100万尾（アユは平成31年度に生産した種苗を平成32年度に放流）

(2) 種苗放流支援事業（アユ）

内水面の漁業協同組合が行うアユの種苗放流を支援する。

3 事業実施主体

- (1) 県
- (2) 内水面漁業協同組合

4 予 算 額

274,733千円

5 補 助 率

- (1) ー
- (2) 2/3以内

6 事業実施期間

平成30年度～平成32年度

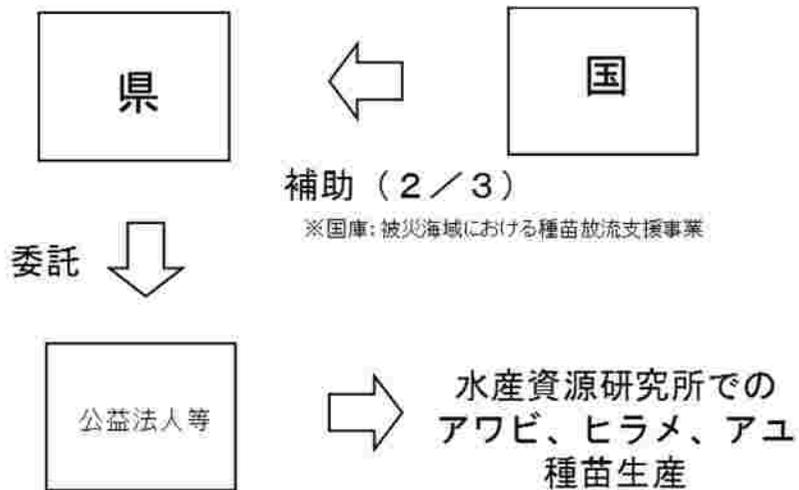
【担当課：水産課 024-521-7378】

栽培漁業振興対策事業

- 東日本大震災により本県の種苗生産施設全壊
→アワビ、ヒラメ、アユ資源の利用には種苗放流継続不可欠
- 水産資源研究所におけるアワビ、ヒラメ、アユ種苗生産とアユ種苗放流支援
→漁業再開時の水揚を確保、漁業復興を推進

1 種苗放流支援事業（生産委託）

水産資源研究所種苗研究・生産施設におけるアワビ、ヒラメ及びアユの種苗生産

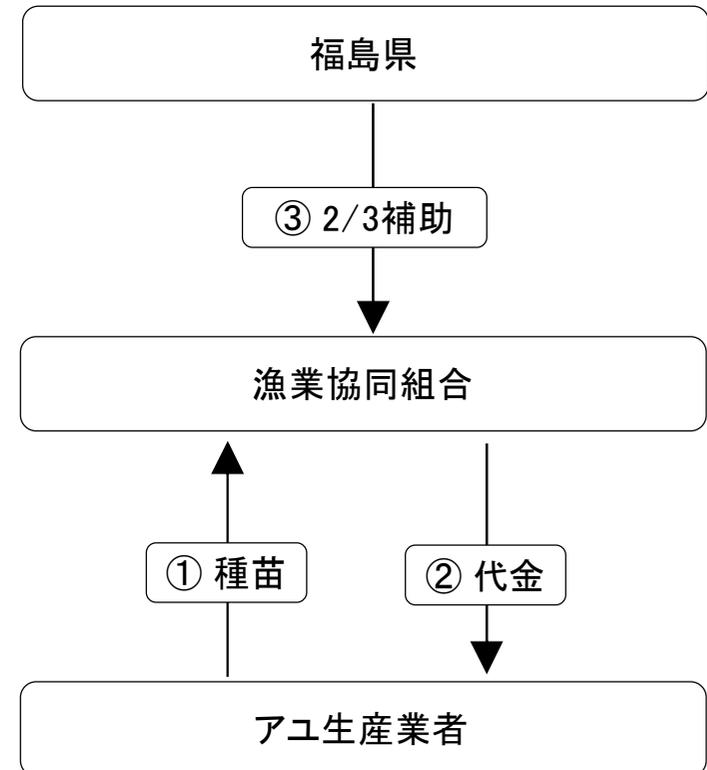


平成31年度放流予定数:

- アワビ種苗: 5万個
- ヒラメ種苗: 100万尾(他県産卵から生産)
(アユは平成31年度に生産し、平成32年度に放流)

2 種苗放流支援事業（アユ）

内水面の漁業協同組合が行うアユの種苗放流支援



さけ資源増殖事業（継続）

1 趣 旨

東日本大震災により本県のさけ増殖組合の多くが被災し、復旧するまでの間、被災を逃れた組合のみでさけ稚魚のふ化・放流に取り組むこととなった。このため、さけ稚魚の放流数は震災前と比較して大きく減少していることから、さけ資源の維持を図るため、増殖団体が行う回帰率の高い大型種苗を放流する取組を支援する。

2 事業内容

さけ増殖団体による、稚魚を購入し県内河川に放流する経費に対して助成する。

- | | |
|----------|---------------|
| 3 事業実施主体 | 福島県鮭増殖協会 |
| 4 予算額 | 25,533千円 |
| 5 補助率 | 2/3以内 |
| 6 事業実施期間 | 平成23年度～平成31年度 |

【担当課：水産課 024-521-7378】

さけ資源増殖事業

- 東日本大震災により、県内の多くのさけふ化場が被災
 - ➡ 従来実施してきたさけ稚魚のふ化・放流事業が困難に
- さけ増殖団体が稚魚の放流を実施
 - ➡ さけ増殖事業の継続・復興の推進には不可欠

事業内容

さけ増殖団体が実施する放流取組みを支援

福島県鮭増殖協会が実施する、回帰率が高いとされる大型種苗を購入・放流する取組みを支援
(国庫:被災海域における種苗放流支援事業、補助率:2/3 以内)



平成31年度計画

- 放流見込み尾数 19,150千尾
- 事業費見込み 38,300千円
- 補助金額 25,533千円

鳥獣被害対策強化事業（一部新規）

1 趣 旨

農作物等被害防止のためには、有害鳥獣の計画的な捕獲対策が必要であることから、市町村等が取り組むイノシシ等の有害捕獲の取組を支援するとともに、地域ぐるみで取り組む総合的な対策の推進や鳥獣被害対策の専門的な知識を有した市町村リーダーの育成を支援し、地域農業の振興と復興を図る。

2 事業内容

(1) イノシシ等有害捕獲促進事業

ア イノシシ等有害捕獲促進事業

有害捕獲により実施するイノシシやニホンジカ等捕獲の取組に対し、捕獲経費の一部を助成し、イノシシやニホンジカ等管理計画におけるイノシシ等捕獲目標頭数の達成を支援する。

イ イノシシ等有害捕獲促進に係る被害防止施設等整備事業

有害捕獲に加え、生息環境管理、被害防除の対策を総合的に取り組む集落を支援する。

(2) 鳥獣被害対策市町村リーダー育成モデル事業

ア 鳥獣被害対策市町村リーダー育成支援事業

地域に密着した鳥獣被害対策を推進するため、市町村等における専門的知識を有した市町村リーダーを配置し、育成するモデル的な実証の取組を支援する。

イ 鳥獣被害対策市町村リーダー候補者の育成

市町村等では、専門的知識を有した市町村リーダーを確保することが課題であることから、市町村リーダー候補者の育成に取り組む。

ウ （新）鳥獣被害対策市町村リーダー候補者の確保

首都圏等において鳥獣関係就活の相談会等を開催し、市町村リーダーによる活動の情報発信を通して市町村リーダー候補者を確保する。

エ 市町村リーダー育成高度化研修の実施

現状分析による課題の整理及び地域の実情に応じた有効な対策の検討並びにPDC Aサイクルに基づく対策の実践を行う研修を実施する。

- | | |
|----------|---|
| 3 事業実施主体 | 2の(1)ア、イ、(2)ア 市町村又は協議会等 2の(2)イ、ウ、エ 県 |
| 4 予算額 | 108,703千円 |
| 5 補助率 | 2の(1)ア、イ、(2)ア 定額 |
| 6 事業実施期間 | 平成30年度～平成32年度 |

【担当課：環境保全農業課 024-521-7453】

鳥獣被害防止対策

イノシシ年間捕獲目標 17,000～18,000頭

関係機関の体制作り

○協議会を設置し、鳥獣被害対策を支援[生環][農林]

地域の合意形成

支援

集落環境診断

○住民、市町村、専門家等で集落等を調査しクマ対策、イノシシ対策を検討

- ・(新)イノシシ被害防止総合対策事業
- ・ツキノワグマ被害防止総合対策事業 [生環]

○農作物被害防止のため、モデル集落等で実施[農林]



住民への普及啓発

広報活動
注意看板の設置
チラシ配布等
対策マニュアルの作成[生環]



獣種に応じた対策の実施

効果検証

③指定管理捕獲 [生環](個体数調整)
⑧狩猟捕獲[生環]

①緩衝帯の整備 [農林]

②農地・集落への侵入防止柵整備 [農林]

②市街地への侵入防止柵の設置 [生環]

④市街地周辺の河川内刈り払い [生環、土木]

里山との緩衝帯の設置



侵入防止柵(ワイヤーメッシュ)

電気柵等

放任果樹伐採

電気柵

⑤有害捕獲 (農業被害防止) [農林]

⑥農業被害防止柵設置 [農林]

⑦生活環境の整備(収穫残渣・生ゴミの管理、放任果樹の伐採)と安全確保(追い払い、住民巡回) [農林]

計画

効果的な対策のための情報支援

○生息状況等調査 [生環][農林]

○専門家のアドバイス [生環][農林]

将来的な対策を担う人材の育成

鳥獣被害対策人材育成強化事業 [農林]
・地域や集落で中心となって取り組む人材の育成

鳥獣被害対策市町村リーダー育成モデル事業 [農林]
広域的視点を含めた市町村リーダーの育成
専門職員候補者の育成・確保



新規狩猟者育成研修[生還]
・狩猟免許試験(初心者)講習事業
・第一種銃猟免許新規取得者支援事業
・若手狩猟者確保事業
・狩猟技術向上支援事業



ふくしま地域産業6次化戦略促進支援事業（新規）

1 趣 旨

農林漁業者等の所得向上と雇用創出を図るため、「新 ふくしま地域産業6次化戦略」に基づき、農林漁業者と2次・3次産業事業者との相互参入の促進、売れる6次化商品づくり等を継続して支援するとともに、地域産業6次化のビジネスモデルを創出・育成する取組を強化する。

2 事業内容

(1) ふくしま6次化人材育成事業

県産農林水産物の加工販売に意欲のある農林漁業者等を対象に、ニーズやレベルに応じたコース別研修会を開催し、地域で活躍する地域産業6次化の人材を育成する。

(2) 新戦略策定事業

平成27年1月に策定した「新 ふくしま地域産業6次化戦略」が終期に備えて、これまでの取組を検証するとともに、県内関係機関・団体、県内事業者へのインタビューやセミナーの開催を通じて、次代を見据えた新戦略を策定する。

(3) ふくしま地域産業6次化サポートセンター事業

地域産業6次産業化のビジネスマッチングや相談を受ける6次化支援員の配置や専門家派遣など、総合的に事業者を支援する「ふくしま地域産業6次化サポートセンター（仮称）」を設置する。

(4) 地域産業6次化ステップアップ強化事業

競争力のある地域産業6次化へのレベルアップを図るため、売れる商品の開発に取り組む農林漁業者等を支援する。

(5) 地域産業6次化ビジネスモデル推進事業

生産者、加工業者、旅館業者、観光業者、大学等が連携した組織（コンソーシアム）が行う農林水産物、特産品等を活かした新商品の開発・新サービスの創出等の取組を支援し、地域産業6次化をリードするビジネスモデルの創出を推進する。

3 事業実施主体 (1) (2) (3) 県、(4) 農林漁業者等、(5) 県内の農林漁業者、加工業者等

4 予 算 額 203,655千円

5 補 助 率 (1) (2) (3) ー、(4) 1/2以内または3/10以内（上限あり）、(5) 定額（上限あり）

6 事業実施期間 平成31年度～平成32年度

【担当課：農産物流通課 024-521-8041】

ふくしま地域産業 6 次化戦略促進支援事業【予算額：203,655円】

農産物流通課

新ふくしま地域産業 6 次化戦略の目指す方向

- 地域産業を支える人材の育成と確保（ひとづくり）
- 「しごと」と「ひと」を結びつける地域ネットワーク力の強化（きずなづくり）
- 新たな価値をもたらす地域産業の創出（しごとづくり）

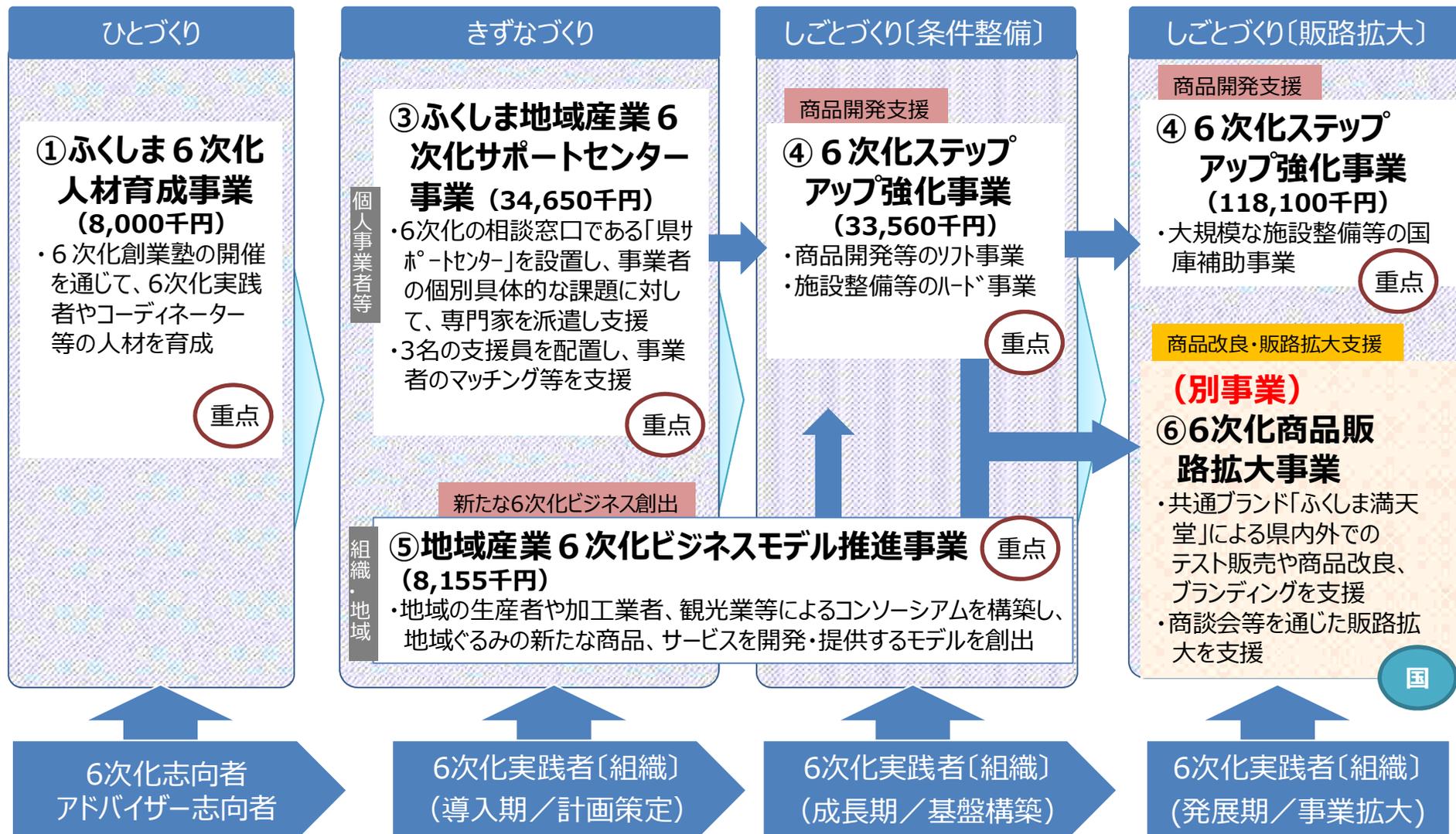
戦略見直し



②新戦略策定事業 (1,190千円)

・新戦略策定のための取組

重点



地域をつなぐ農村交流活動事業（新規）

1 趣 旨

中山間地域において、地域外の企業や団体等と連携した地域の共同活動、又は地域内での人材の確保、各集落への作業支援等を実施する組織体制づくりにより、農村環境の保全、地域コミュニティの維持等の持続的に行う活動を通じて、地域の活性化を図る取組を支援する。

2 事業内容

(1) 地域をつなぐ農村交流活動モデル事業

共同活動により農地・農村を維持する地域と農村に興味のある地域外の方々を結び付け、農村交流を通じた農村環境保全、地域コミュニティの維持などを持続的に行うモデル的な取組を支援する。

(2) 農村共同活動支援モデル事業

農村、環境の維持保全、担い手の確保を図るため、共同活動を行う人材の確保や各集落への作業支援など、多面的機能支払や中山間地域等直接支払の体制強化を行う市町村・活動組織等の取組に対し支援する。

3 事業実施主体 市町村及び日本型直接支払交付金活動組織、NPO法人等

4 予算額 10,800千円

5 補助率 定額

6 事業実施期間 平成31年度～平成33年度

【担当課：農村振興課 024-521-7416】

(新) 地域をつなぐ農村交流活動事業

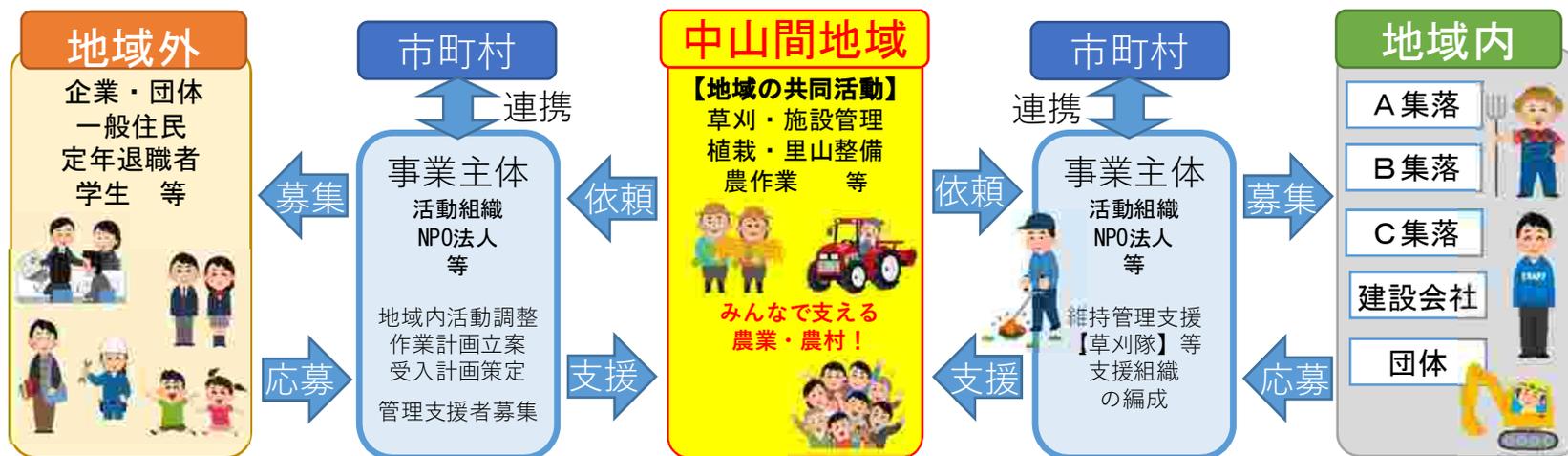
農村、環境の維持保全、担い手の確保を図るため、共同活動により農地・農村を維持する地域と地域外の農村に興味のある方々を結び付け、農村環境の保全、地域コミュニティを維持するとともに、地域と地域外の人の交流を活発化させること、また、共同活動を行う地域内での人材の確保や各集落への作業支援等を実施する組織体制づくりなどの取組を通じて、農村地域の活性化につなげます。

1 地域をつなぐ農村交流活動モデル事業

- 地域外からの方々との交流を通じて、農村環境の保全、地域コミュニティを維持
- 地域外からの受入体制整備、募集と活動計画を策定し、農村活動を行う取組を支援

2 農村共同活動支援モデル事業

- 地域内で人材の確保、労力の調整を行い共同活動を維持
- 地域で不足する労力等を把握し、必要なものを各集落・団体間で調整する取組を支援



(1) 地域をつなぐ農村交流活動推進事業 【実施主体：市町村】
(2)を実施する事業主体に対し、情報収集・提供、技術支援などを実施

(2) 地域をつなぐ農村交流活動実践事業
【実施主体：日本型直払活動組織、NPO法人、土地改良区等】
地域外の農村に興味のある方々と連携し、農村交流を通じた農村環境保全、地域コミュニティの維持を継続的に行うモデル的な取組を実施

補助率：定額（上限額（1）300千円、（2）2,300千円）

(1) 実施主体支援事業 【実施主体：市町村】
(2)を実施する事業主体に対し、情報収集・提供、技術支援などを実施

(2) 管理組織設立支援事業
【実施主体：日本型直払活動組織、NPO法人、土地改良区等】
維持管理における各集落の作業支援を行うための組織を設立し、集落の要望に応じた作業支援を行う体制づくりを行う取組を支援

補助率：定額（上限額（1）200千円、（2）1,300千円）

中山間地農業ルネッサンス推進事業（農業普及）（継続）

1 趣 旨

中山間地域において、高齢化・担い手不足、遊休農地や鳥獣被害の増加など多くの課題を有している。特に農業者の高齢化や担い手不足は深刻で、喫緊に取り組むべき課題となっている。

このため、新規就農者の相談・受入体制や栽培技術の習得等の機会の提供など、市町村等と連携し、新たな担い手の確保・定着に向けた就農支援体制の構築を図る。

2 事業内容

- (1) 就農相談・支援体制の確立
連絡会議の開催、就農相談会、新規就農者の定着に向けた研修等を行う。
- (2) 新規就農者の確保
就農確保フェアへの出展、就農推進パンフレット作成等を行う。

3 事業実施主体 県

4 予算額 1,015千円

5 補助率 -

6 事業実施期間 平成29年度～平成31年度

【担当課：農業振興課 024-521-7339】

中山間地農業ルネッサンス推進事業

| 中山間地農業の主な課題 | 対 策 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">● 高齢化・担い手不足（生産活動や共同活動の衰退）● 傾斜地などの条件不利（農地利用の低下）● 鳥獣被害の増加（営農意欲の減退） | <ul style="list-style-type: none">● 担い手の確保● 地域営農の再構築、付加価値のある農産品づくり● 鳥獣被害対策の推進 |

喫緊の課題である「**担い手の確保**」対策に**重点化**して取り組む。

●実施内容

【就農相談・支援体制の確立】

- 市町村・JA等を構成員とする連携会議の開催、役割分担の明確化、情報共有（農地・空き家情報）
- 就農相談会：農地、資金紹介、雇用就農情報、支援事業情報の提供、 営農計画作成支援等
- 各種研修：定着に向けた支援（就農後、問もない者を対象） 、病虫害防除、土壌肥料等の座学、篤農家での技術研修

【新規就農者の確保】

- 県内外での新規就農者確保のためのイベントの開催・出展
- 就農推進資料作成

●実施地区：3地区

【期待される効果】

中山間地域における担い手の確保の仕組みづくり・運営の定着

地域の力で進める！鳥獣被害対策事業（継続）

1 趣 旨

農作物等における鳥獣被害防止による地域振興のため、県が主体となり、集落アンケートの実施やモデル集落の設置による集落特性に応じた対策の実証・普及に取り組むとともに、地域や集落で中心となって取り組む人材育成に取り組む。

また、被害防止計画を作成した市町村協議会が実施する鳥獣被害防止活動を支援し、地域の力で進める鳥獣被害対策を推進する。

2 事業内容

(1) 鳥獣被害対策推進事業

鳥獣被害防止総合対策交付金事業等の補助事業の円滑な実施や地域ぐるみで総合的かつ効果的な鳥獣被害対策の取組の普及・拡大を図るため、関係機関の会議等を開催し、対策の推進を図る。

(2) 集落特性に応じた鳥獣被害対策実証・普及事業

ア 広域捕獲活動（被害状況調査）

県内全域について、集落等の代表者を対象に農作物被害状況に関するアンケートを行い、対策に必要な基礎資料を得る。

イ モデル集落实証・普及活動

有害鳥獣による農作物等の被害軽減により一層の農業振興等に資するため、総合的な対策に取り組むモデル集落を県が主導して実証するとともに、現地研修会等によりその普及拡大を図る。

(3) 鳥獣被害対策人材育成強化事業

地域ぐるみの効果的な対策を推進するため、地域や集落で中心となって取り組む人材の育成の強化を図る。

(4) 鳥獣被害防止総合対策事業

鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を策定した市町村の協議会が実施する鳥獣被害防止活動等を支援する。

3 事業実施主体

2の(1)、(2)、(3) 県

2の(4) 市町村、協議会等

- 4 予 算 額 309,130千円
- 5 補 助 率 2の(4) 定額、1/2以内
- 6 事業実施期間 平成30年度～平成32年度

【担当課：環境保全農業課 024-521-7453】

鳥獣被害防止対策

イノシシ年間捕獲目標 17,000～18,000頭

関係機関の体制作り

○協議会を設置し、鳥獣被害対策を支援[生環][農林]

地域の合意形成

支援

集落環境診断

○住民、市町村、専門家等で集落等を調査しクマ対策、イノシシ対策を検討
・(新)イノシシ被害防止総合対策事業
・ツキノワグマ被害防止総合対策事業 [生環]
○農作物被害防止のため、モデル集落等で実施[農林]

住民への普及啓発

広報活動
注意看板の設置
チラシ配布等
対策マニュアルの作成[生環]



獣種に応じた対策の実施

効果検証

③指定管理捕獲 [生環] (個体数調整)
⑧狩猟捕獲[生環]

①緩衝帯の整備 [農林]

②農地・集落への侵入防止柵整備 [農林]

②市街地への侵入防止柵の設置 [生環]

④市街地周辺の河川内刈り払い [生環、土木]

里山との緩衝帯の設置

侵入防止柵(ワイヤメッシュ)

電気柵等

放任果樹伐採

電気柵

⑤有害捕獲 (農業被害防止) [農林]

⑥農業被害防止柵設置 [農林]

⑦生活環境の整備(収穫残渣・生ゴミの管理、放任果樹の伐採)と安全確保(追い払い、住民巡回) [農林]

計画

効果的な対策のための情報支援

○生息状況等調査 [生環][農林]

○専門家のアドバイス [生環][農林]

将来的な対策を担う人材の育成

鳥獣被害対策人材育成強化事業 [農林]
・地域や集落で中心となって取り組む人材の育成

鳥獣被害対策市町村リーダー育成モデル事業 [農林]
広域的視点を含めた市町村リーダーの育成
専門職員候補者の育成・確保



新規狩猟者育成研修[生環]
・狩猟免許試験(初心者)講習事業
・第一種銃猟免許新規取得者支援事業
・若手狩猟者確保事業
・狩猟技術向上支援事業



中山間地農業ルネッサンス推進事業（農村振興）（継続）

1 趣 旨

中山間地の特色を活かした農業の展開や都市農村交流や農村への移住等を促進するとともに、地域の創意工夫にあふれる取組や支援制度の活用事例の紹介、地域をけん引していくリーダーの確保・育成等の支援に加え、農業戦略・販売戦略の策定や人材育成を含む体制整備など、地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組を支援する。

2 事業内容

(1) 市町村推進事業

各市町村が中山間地農業の振興を図るために必要な経費を交付する。

(2) 県推進事業

中山間地農業の振興を図るために、有識者を招いて中山間地域振興セミナーや中山間地農業の優良事例紹介等の事業を行う。

3 事業実施主体 (1) 市町村 (2) 県

4 予算額 6,007千円

5 補助率 定額

6 事業実施期間 平成30年度～平成31年度

【担当課：農村振興課 024-521-7416】

ため池等整備事業（継続）

1 趣 旨

築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、人家若しくは公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に早急に整備を要するため池等の改修等を実施する。

2 事業内容

(1) ため池整備工事

老築化したため池の決壊等による農地、農作物および農業用施設等の被害を未然に防止する。

(2) 用排水施設整備工事

用排水施設の築造後における自然的、社会的条件変化に伴い、農地等に被害を与える恐れのあるものについて、補強、改修を行い、災害を未然に防止する。

3 事業実施主体 県

4 予 算 額 173,254千円

5 補 助 率

2の(1) 小規模

一般地域 : 国1/2、県29%、中山間地域等 : 国55%、県29%

2の(2) 小規模 土砂崩壊防止工事

一般地域 : 国1/2、県33%、中山間地域等 : 国55%、県33%

2の(3) 一般地域 : 国1/2、県29%、中山間地域等 : 国55%、県29%

6 事業実施期間 平成26年度～平成32年度

【担当課：農村基盤整備課 024-521-7418】

震災対策農業水利施設整備事業（継続）

1 趣 旨

東日本大震災を踏まえ、農業用ダム・ため池の耐震性検証とハザードマップ作成を行い、農村地域の防災・減災対策を進める。

2 事業内容

(1) 耐震性検証

農業用ダム・ため池の耐震性を検証する。

(2) ハザードマップ作成

農業用ダム・ため池に災害が発生した場合に備え、ハザードマップを作成する。

3 事業実施主体 県

4 予算額 128,536千円

5 補助率 国 10/10

6 事業実施期間 平成25年度～平成31年度

【担当課：農村基盤整備課 024-521-7417】

県管理施設維持管理事業（継続）

1 趣 旨

本県の農林水産省農村振興局所管の地すべり防止区域（41区域、A=1,869.5ha）及び海岸保全区域（20海岸、L=20,056m）等の施設は、関係法令に基づき県知事が管理することとなっている。

近年、施設の老朽化や、温暖化の進行等で災害発生のリスクが高まっていることから、災害を未然に防止するため、施設の補修や維持を実施する。

2 事業内容

(1) 地すべり防止区域維持管理

地すべり防止区域を適正に管理するため、集水井などの地すべり防止施設の機能回復・維持等を行う。

(2) 海岸保全区域維持管理

海岸保全区域を適正に管理するため、海岸施設の補修等や維持管理の基本となる海岸保全区域台帳補正を行う。

3 事業実施主体 県

4 予算額 10,508千円

5 補助率 ー

6 事業実施期間 平成24年度～平成32年度

【担当課：農村基盤整備課 024-521-7418】

海岸保全施設整備事業（継続）

1 趣 旨

農地保全に係る海岸区域において、「海岸法」に基づき、高潮・波浪・津波等による災害を未然に防止するとともに、侵食被害からの防護を実施し、国土の保全を図る。

2 事業内容

侵食対策

海岸侵食による被害が発生する恐れが大きい地域において、堤防・護岸・離岸堤等の新設または改良を行う。

3 事業実施主体 県

4 予算額 2,193,900千円

5 補助率 50%以内

6 事業実施期間 平成23年度～平成34年度（東日本大震災復興特別会計対象期間）

【担当課：農村基盤整備課 024-521-7412】

基幹水利施設管理事業 等（一部新規）

1 趣 旨

農業水利施設は農業生産基盤の中核を成す重要な施設であるとともに、環境、防災、国土保全等に資する機能を果たすなど、その公共性・公益性は益々高まっており、施設機能の適正な管理が望まれている。

このため、農業水利施設を適正に管理していくことが不可欠であることから、その管理に対して支援を行うとともに、長寿命化対策を実施する。

2 事業内容

(1) 基幹水利施設管理事業

国営土地改良事業により造成され、県や市町村が管理を行っている一定規模以上で公共・公益性の高い基幹的な農業水利施設の維持管理を助成する。

(2) 国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制）

国営造成施設及び附帯県営造成施設を管理する土地改良区の管理体制を整備する。

(3) 土地改良施設維持管理適正化事業

土地改良施設の定期的な整備補修（施設の一部更新を含む。）及び安全管理施設の整備補修を実施する。

(4) 土地改良区体制強化事業（施設管理強化対策）

土地改良施設の診断・管理指導を行うとともに、土地改良施設の管理等に関する苦情・紛争等の対策を実施する。

(5) 国営造成施設維持管理適正化事業（県営）

国営造成施設のきめ細やかな長寿命化対策を実施する。

3 事業実施主体

- 2の(1) 県、市町村
- 2の(2) 市町村
- 2の(3) 土地改良区、市町村
- 2の(4) 福島県土地改良事業団体連合会
- 2の(5) 県

4 予算額

559,961千円

5 補助率

- 2の(1) (県営) 国30%、県30%、市町村20%、土地改良区20%
(団体営) 国30%、県30%、市町村40%
- 2の(2) 国50%、県25%、市町村25%
- 2の(3) 国30%、県30%、土地改良区・市町村40%(うち「緊急整備型(交付金)」は国50%(55%)※、その他50%(45%)※)
- 2の(4) 定額
- 2の(5) 国50%(55%)※、県27.5%、その他22.5%(17.5%)※ ※()は中山間地域

6 事業実施期間

平成31年度

【担当課：農地管理課 024-521-7419】

農業水利施設保全合理化事業（継続）

1 趣 旨

老朽化した農業水利施設を有する地区においては、水管理労力の負担が重くなり、担い手の負担となっている。このため、旧来の水利システムの再編に伴う水利使用の見直し、パイプライン化等による水管理の省力化、機能診断や補修による農業水利施設の長寿命化及び安全性の向上を図る。

2 事業内容

- (1) 水利用調整 水利使用の見直し、環境用水等の用水の向上支援
- (2) 機能保全計画策定 農業用排水施設の機能診断結果に基づく機能保全に必要な対策を定めた計画の策定

3 事業実施主体 県、市町村、土地改良区

4 予 算 額 188,632千円

5 補 助 率

2の(1) (県 営) 国50(55) %、県 50(45) % () は中山間(保全高度化*1)
(団体営) 国50(55) %、市町村50(45) % () は中山間(")
定 額 (但し、上限10,000千円かつハードメニュー2,000千円以上を併せて行う場合。長寿命化*2)

2の(2) 定 額 (水利施設等保全高度化事業)
定 額 (但し、上限10,000千円かつハードメニュー2,000千円以上を併せて行う場合。長寿命化*2)

*1:水利施設等保全高度化事業、*2 農業水路等長寿命化・防災減災事業

6 事業実施期間 2の(1) 平成33年度(但し、長寿命化事業*2での期限は定められていない。)
2の(2) 平成32年度

【担当課：農地管理課 024-521-7419】

治山事業（一般治山事業）（継続）

1 趣 旨

森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から県民の生命・財産を保全することや、水源かん養、生活環境の保全・形成等を図ることで、安全で安心できる豊かなくらしの実現を図る。

2 事業内容

(1) 山地治山総合対策

山地災害等による被害の防止及び保安林の機能を維持強化するため、溪流や山腹斜面の安定に向けた治山ダム工、土留工等の施設の整備や植栽、森林の造成等を行い、荒廃地及び荒廃危険地等の復旧整備を実施する。

(2) 水源地域等保安林整備

水源地域等の森林において、森林の有する水源かん養機能を高度に発揮させ、水資源の確保と国土保全に資するため荒廃地等の整備を総合的に実施し、県民の生命・財産を保全し、水資源の確保を図る。

3 事業実施主体 県

| | |
|---------|------------------------|
| 4 予 算 額 | 957,695千円 |
| | 〔平成31年度当初 646,895千円〕 |
| | 〔平成30年度2月補正 310,800千円〕 |

5 補 助 率 ー

6 事業実施期間 平成27年度～平成31年度

【担当課：森林保全課 024-521-7442】

治山事業(一般治山事業)(継続)

ふくしま農林水産業新生プラン みんなが安心。農山漁村防災・減災プロジェクト

《目標》 安全・安心を提供する 予算額 957,695千円(平成31年度当初 646,895千円、平成30年度2月補正 310,800千円)

■ 森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から県民の生命・財産を保全することや、水源かん養、生活環境の保全・形成等を図ることで、安全で安心できる豊かな暮らしを確保します

■ 山地治山総合対策

山地災害等による被害の防止及び保安林の機能を維持強化するため、溪流や山腹斜面の安定に向けた治山ダム工、土留工等の施設の整備や植栽、森林の造成等を行い、荒廃地及び荒廃危険地等の復旧整備を実施します。



山腹崩壊地(二本松市)



溪流荒廃地(二本松市)



山腹工施工後(二本松市)



治山ダム施工後(二本松市)



治山ダム施工地(伊達市)

■ 水源地域等保安林整備

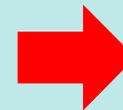
水源地域等の森林において、森林の有する水源かん養機能を高度に発揮させ、水資源の確保と国土保全に資するため荒廃地等の整備を総合的に実施し、県民の生命・財産を保全し、水資源の確保を図ります。



間伐が必要な森林(イメージ)



間伐直後の状況



間伐後3ヶ月経過の状況

治山災害復旧事業（過年災）（継続）

1 趣 旨

東日本大震災により被災した治山施設の速やかな復旧を図り、山地を保全し住民の生活の安定を確保する。

2 事業内容

治山災害復旧事業（過年災）

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づき、被災した治山施設の災害復旧を実施する。

〈平成31年度実施地区〉

南川原地区（双葉町）

3 事業実施主体 県

4 予算額 757,626千円

5 補助率 ー

6 事業実施期間 平成24年度～平成31年度

【担当課：森林保全課 024-521-7442】

治山災害復旧事業(過年災)(継続)

ふくしま農林水産業新生プラン

避難地域における農林水産業再生プロジェクト

《目標》 安心して暮らせるまちの復興・再生、森林林業の再生

平成31年度予算額 757,626千円

■ 東日本大震災により被災した治山施設の速やかな復旧を図り、山地を保全し住民生活の安定を確保します

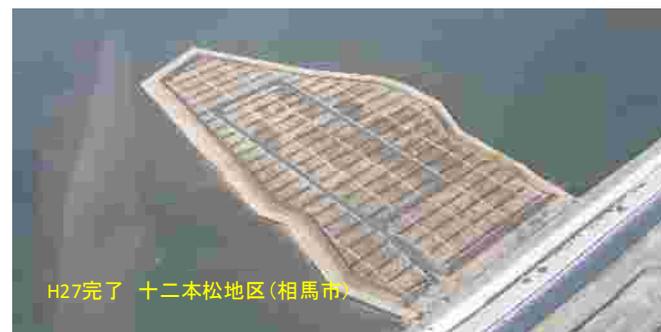
《平成31年度実施地区》

南川原地区(双葉町)：防潮堤、護岸工、盛土ほか

■ 林地荒廃防止施設災害復旧事業(海岸砂防施設)

【平成31年4月現在、単位：千円】

| 地区名 | 市町村 | 全体計画 | | | 実施状況 | | | 備考 |
|---------|------|------------|-------------|---------|-----------|---------|--------|-------|
| | | 工事費 | 主要工種 | 事業期間 | 事業実績 | 残事業費 | 進捗率 | |
| 十二本松 | 相馬市 | 725,851 | 護岸工、盛土工 | H23～H27 | 725,851 | 0 | 100.0% | 完了 |
| 昼小屋 | 相馬市 | 3,405,088 | 護岸工、盛土工 | H23～H30 | 2,405,088 | 0 | 100.0% | 完了 |
| 大洲 | 相馬市 | 3,417,724 | 護岸工、盛土工 | H23～H30 | 3,417,724 | 0 | 100.0% | 完了 |
| 北海老 | 南相馬市 | 350,728 | 盛土工 | H24～H27 | 350,728 | 0 | 100.0% | 完了 |
| 小沢 | 南相馬市 | 461,424 | 護岸工、盛土工 | H25～H29 | 461,423 | 0 | 100.0% | 完了 |
| 南川原 | 双葉町 | 1,579,713 | 防潮工、護岸工、盛土工 | H27～H31 | 833,283 | 746,430 | 52.7% | H31完了 |
| シウ神山 | 楡葉町 | 182,490 | 防潮工 | H24～H27 | 182,489 | 0 | 100.0% | 完了 |
| 下長沢 | いわき市 | 161,974 | 根固工 | H23 | 161,974 | 0 | 100.0% | 完了 |
| 戸ノ入 | いわき市 | 42,119 | 根固工 | H23 | 42,119 | 0 | 100.0% | 完了 |
| 南横手 | いわき市 | 247,057 | 護岸工 | H23～H26 | 247,057 | 0 | 100.0% | 完了 |
| 計(10地区) | | 10,709,989 | | | 9,963,559 | 746,430 | 93.0% | 9地区完了 |



治山事業（海岸防災林造成事業）（継続）

1 趣 旨

東日本大震災の津波により失われた保安林の機能を確保（回復）するため、多重防御の一環として海岸防災林造成事業を実施する。

2 事業内容

海岸防災林造成

東日本大震災の津波被害を踏まえ、保安林の津波防災機能を強化することとし、林帯幅について、市町の復興整備計画に基づき概ね200mに拡大するとともに、盛土により地下水位から3m程度の植生基盤を確保し、クロマツ等の植栽により「粘り強い海岸防災林」を整備する。

3 事業実施主体 県

4 予算額 7,588,514千円

5 補助率 ー

6 事業実施期間 平成23年度～平成32年度

【担当課：森林保全課 024-521-7442】

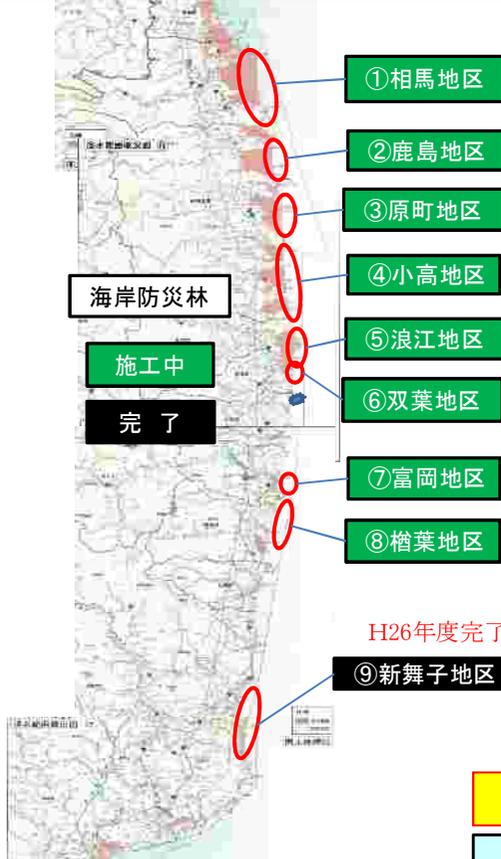
治山事業(海岸防災林造成事業)(継続)

ふくしま農林水産業新生プラン

みんなが安心。農山漁村防災・減災プロジェクト

〈目標〉 安心して暮らせるまちの復興・再生、津波被災地等の復興まちづくり

平成31年度予算額 7,588,514千円



■ 東日本大震災の津波により失われた保安林の機能を確保するため、多重防御の一環として海岸防災林を造成します

◇ 大津波による被害前後の状況 (南相馬市鹿島地区)



〈全体計画〉

地区数: 9 地区
(3市4町)
面積: 619 ha
事業費: 752 億円
期間: H23~H32

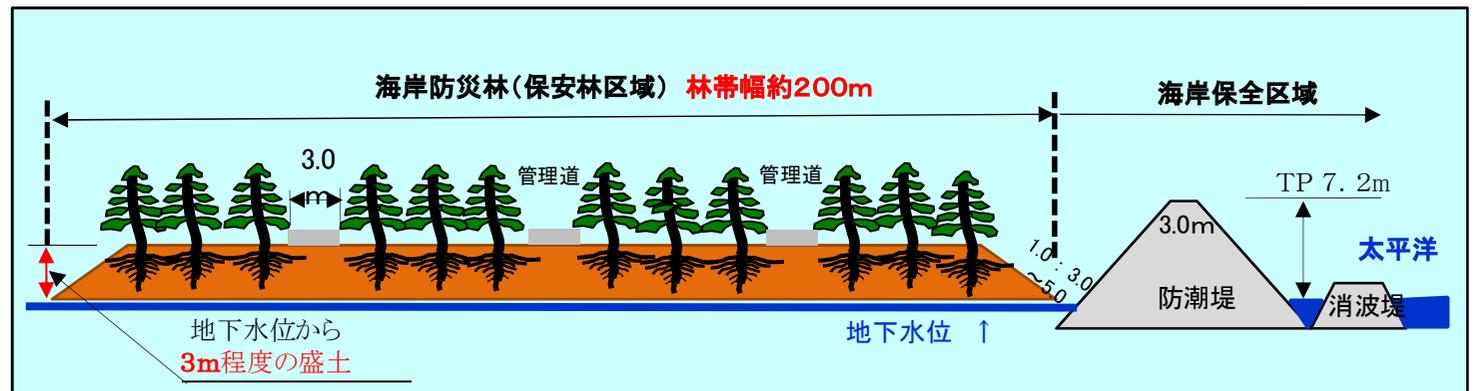


■ 大津波の被害を軽減した状況



大津波から背後地の住宅や農地を保全

海岸防災林の復旧方法 (林帯幅約200m 地下水位から3m程度の盛土 クロマツ等植栽)



ふくしま植樹祭開催事業（継続）

1 趣 旨

第69回全国植樹祭の開催理念を継承するとともに、復興に向けて歩み続ける福島の元気な姿を広く全国に発信するため、本県独自の植樹祭を開催する。

2 事業内容

平成30年6月10日に開催された第69回全国植樹祭を契機に高まった県民の森林づくりへの意識を一過性で終わらずに将来へ引き継ぐとともに、震災から復興していく福島の元気な姿を定期的に全国へ発信する。

3 事業実施主体 ふくしま植樹祭実行委員会

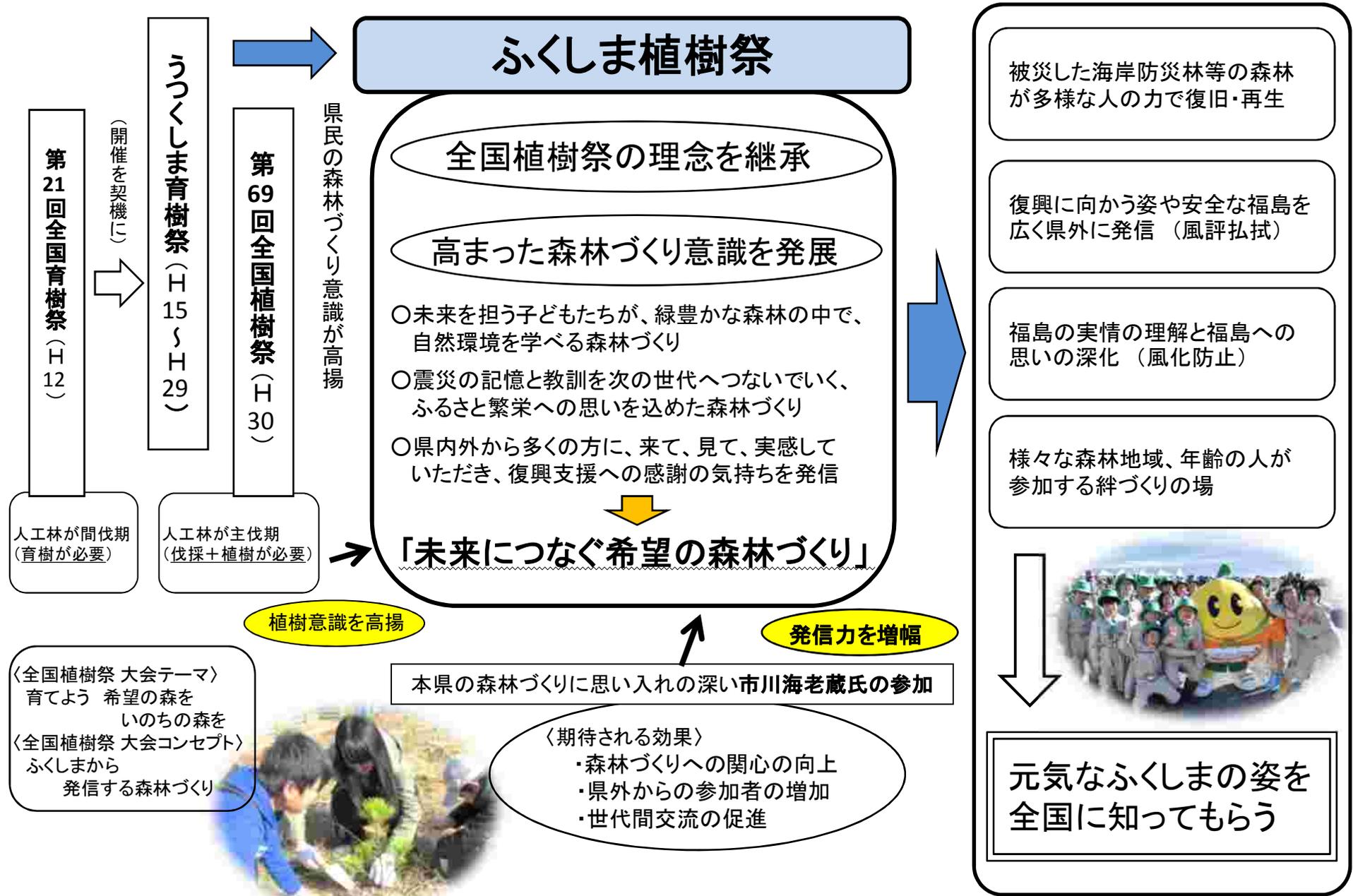
4 予算額 20,000千円

5 補助率 ー

6 事業実施期間 平成30年度～平成32年度

【担当課：森林保全課 024-521-7441】

ふくしま植樹祭開催事業



環境保全型農業直接支払事業（継続）

1 趣 旨

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づき、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を実践する農業者団体等の取組みに対し、支援を行う。

2 事業内容

(1) 環境保全型農業直接支払本体交付金

農業者の組織する団体等が実施する化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組とセットで行う、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援する。

(2) 環境保全型農業直接支払推進交付金

環境保全型農業直接支払事業を実施するため、県及び市町村による推進指導や確認事務、事業評価等に係る経費。

(3) 環境保全型農業推進指導経費

環境保全型農業直接支払事業について、全県的な普及推進のための指導に係る経費。

3 事業実施主体 2 (1) 農業者の組織する団体等、(2) 県、市町村、(3) 県

4 予算額 132,205千円

5 補助率 2 (1) 8,000～3,000円/10a、(2) 定額、(3) -

6 事業実施期間 平成27年度～平成32年度

【担当課：環境保全農業課 024-521-7453】

環境保全型農業直接支払事業

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づき、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を実践する農業者団体の取組に対し、支援を行う。

(1) 環境保全型農業直接支払本体交付金

【対象者】 農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等

【支援の対象となる農業者の要件】

- 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
- 国際水準GAPを実施していること。

※指導や研修に基づき、「国際水準GAP」を理解し、実践する。
 認証取得を求めるものではない。

- 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等）に取り組むこと

【支援対象活動】

化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動

対象となる取組メニューと交付単価

| | 対象取組 | 交付単価 |
|--------|---------------------------|--------------------------------|
| 全国共通取組 | カバークロープ (うち、ヒエを使用する場合) | 8,000円/10a (7,000円/10a) |
| | 堆肥の施用 | 4,400円/10a |
| | 有機農業 (うち、そば等雑穀、飼料作物) | 8,000円/10a (3,000円/10a) |
| 地域特認取組 | 冬期湛水管理 | 8,000～4,000円/10a 取組内容により異なる |
| | IPM+機械除草+秋耕 | 4,000円/10a |
| | IPM+交信攪乱剤 | 8,000円/10a |

カバークロープ



冬期湛水管理



※全国の申請状況により、交付額が減額される可能性がある。

(2) 環境保全型農業直接支払推進交付金

【対象者】 県、市町村

【支援対象内容】

環境保全型農業直接支払事業を実施するため、県、市町村による推進指導や確認事務等に係る経費

事業の流れ



中山間地域等直接支払事業（継続）

1 趣 旨

中山間地域は平坦部と比べ過疎化や高齢化が急速に進行するとともに、担い手の減少や耕作放棄地が増加することで多面的機能の低下が懸念されている。

このため、中山間地域において、農業生産条件の不利性を補正し、農業生産活動等の維持を通じて耕作放棄地の発生の防止、多面的機能の確保及び地域の活性化を図る。

2 事業内容

(1) 中山間地域等直接支払事業

中山間地域などの農業生産条件の不利な農用地において、農地の管理方法や維持活動、役割分担等を取り決めた協定を締結し、5年以上継続して農業生産活動を行う農業者に対し、交付金を交付する。

(2) 市町村推進事業

市町村が制度の推進、確認事務、交付事務等に要する経費に対し、交付金を交付する。

3 事業実施主体 市町村

4 予算額 1,475,130千円

5 補助率 国1/2～1/3、県1/4～1/3、市町村1/4～1/3

6 事業実施期間 平成27年度～平成31年度

【担当課：農村振興課 024-521-7416】

多面的機能支払事業（継続）

1 趣 旨

農業の持続的発展と多面的機能の健全な発揮に不可欠な農地・農業用水等の資源については、過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、適切な保全管理が困難になっている。

このため、農業者等が行う基礎的な保全活動や地域資源の質的向上を図る多面的機能の増進に寄与する共同活動を支援する。

2 事業内容

(1) 農地維持支払交付金

農業者等による活動組織が行う水路の泥上げや農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全活動や農業の構造変化に対応した体制の拡充・強化等などの共同活動に対し、交付金を交付する。

(2) 資源向上支払交付金

地域住民を含む組織が行う水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成等の農村環境の良好な保全を始めとする地域資源の質的な向上を図る共同活動や施設の長寿命化のための活動に対し、交付金を交付する。

- | | |
|----------|---------------------------|
| 3 事業実施主体 | 農業者等で構成する団体 |
| 4 予 算 額 | 2, 4 7 0, 6 1 3 千円 |
| 5 補 助 率 | 国 1 / 2、県 1 / 4、市町村 1 / 4 |
| 6 事業実施期間 | 平成 2 6 年度～平成 3 2 年度 |

【担当課：農村振興課 0 2 4 - 5 2 1 - 7 4 1 6】